

令和4年第2回東大和市議会定例会会議録第10号

令和4年6月6日(月曜日)

出席議員 (21名)

1番	二宮由子君	2番	大后治雄君
4番	実川圭子君	5番	森田真一君
6番	尾崎利一君	7番	上林真佐恵君
8番	中村庄一郎君	9番	木下富雄君
10番	根岸聡彦君	11番	森田博之君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
14番	和地仁美君	15番	佐竹康彦君
16番	荒幡伸一君	17番	木戸岡秀彦君
18番	東口正美君	19番	中間建二君
20番	大川元君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員 (なし)

議会事務局職員 (4名)

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	嶋田淳君
議事係長	吉岡繁樹君	主任	関口百合子君

出席説明員 (38名)

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	神山尚君
総務部長	矢吹勇一君	総務部参事	伊野宮崇君
市民環境部長	田村美砂君	子ども未来部長	松本幹男君
地域福祉部長	吉沢寿子君	健康いきいき部長	川口荘一君
まちづくり部長	田辺康弘君	教育部長	小俣学君
教育部参事	小野隆一君	企画政策課長	荒井亮二君
公共施設等 マネジメント課長	遠藤和夫君	財政課長	鈴木俊也君
総務管財課長	宮田智雄君	課税課長	星野宏徳君
産業振興課長	佐伯芳幸君	地域振興課長	石川正憲君

子育て支援課長 新海隆弘君
保育課長 関田孝志君
福祉推進課長 山田茂人君
障害福祉課長 大法努君
介護保険課長 里見拓美君
健康推進課長 志村明子君
土木公園課長 寺島由紀夫君
教育総務課長 斎藤謙二郎君
青少年課長 石川博隆君

子ども家庭支援センター長 原里美君
子ども未来部副参事 岩崎かおり君
生活福祉課長 青木一麻君
地域包括ケア推進課長 石嶋洋平君
保険年金課長 岩野秀夫君
新型コロナウイルス感染症対策担当課長 中山仁君
建築課長 中橋健君
指導担当課長 菅野恭子君
生涯学習課長 高田匡章君

議事日程

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時30分 開議

○副議長（佐竹康彦君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○副議長（佐竹康彦君） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 木下富雄君

○副議長（佐竹康彦君） 通告順に従い、順次指名いたします。

初めに、9番、木下富雄議員を指名いたします。

[9番 木下富雄君 登壇]

○9番（木下富雄君） おはようございます。議席番号9番、木下富雄です。本定例会におきまして、通告に従い、2点質問させていただきます。

1、市が関わるイベントの開催について。

①産業まつりの開催に向けての現状と課題は。

②福祉祭の開催に向けての現状と課題は。

③うまかんべえ～祭の開催に向けての現状と課題は。

2といたしまして、災害対策用井戸について。

①災害対策用井戸の現状と課題は。

②災害対策用井戸の今後の運用取組は。

壇上での質問は以上とし、再質問は御答弁を踏まえて自席で行わせていただきます。

[9番 木下富雄君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

初めに、産業まつりの開催についてであります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響から、令和3年度はこれまで実施した形態を見直し、初めてウェブによる産業まつりを実施いたしました。令和4年度の産業まつりにつきましては、現在、産業まつり実行委員会において、検討されていると伺っております。今後の開催につきましては、感染症対策の徹底として、会場内の密集を回避するための人数制限や、飲食の提供対策などを課題として捉えております。

次に、福祉祭の開催についてであります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響から、令和2年度は開催中止、令和3年度はこれまで実施した形態を見直し、民生委員によるミニバザーのみ対面形式とし、そのほかはウェブにより開催しました。令和4年度の福祉祭につきましては、今後、社会福祉協議会での実行委員会において、検討されると伺っております。今後の開催につきましては、感染症対策の徹底として、会場内の密集を回避するための人数制限や、飲食の提供など課題として捉えております。

次に、うまかんべえ～祭の開催についてであります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴い、令和2年度及び3年度は中止となり、令和4年春の開催については見送ったところであります。令和4年度の開催につきましては、現在、うまかんべえ～祭実行委員会において、検討されていると伺っております。今後の開催につきましては、感染症対策の徹底として、会場内の密集を回避するための人数制限や、飲食の提供対

策などを課題として捉えております。

次に、震災対策用井戸の現状と課題についてであります。市は発災時における補完的水利として、市内の井戸を震災対策用井戸として指定しており、その数は21か所となっております。指定した井戸に対しては、毎年、水質検査を実施し、生活用水の供給源として活用できるようにしております。課題としては、相続による所在地の売却等で、指定を解除するケースが発生することにより、震災対策用井戸の数が徐々に減少してきていることでもあります。

次に、震災対策用井戸の今後の運用に向けての取組についてであります。現在指定している21か所の井戸につきましては、上水道が断水した場合の補完的な水利として、今後も継続できるよう所有者の協力を求めてまいりたいと考えております。また井戸のように、上水道の断水の影響を受けない水利として、どのようなものがあるかについて、今後、研究してまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○9番(木下富雄君) 御答弁どうもありがとうございました。それでは、順次、再質問させていただきます。

これまで東大和市内で開催されたイベントの中では、秋の産業まつり、福祉祭、春のうまかんべえ～祭は、市民に大変好評であり、とても認知度の高いものと捉えております。新型コロナウイルス感染症の影響で、残念ながら中止、イベント形態を変えて祭りを取り組んでいる状況は理解できます。しかし、最近、市民の皆様から、5月22日までのリバウンド警戒期間も終了したこともあつたりと、今年の産業まつりの開催はどうなのという声を受けております。市が関連するイベント開催に向けて、現状を改めて伺いたいと思います。

○産業振興課長(佐伯芳幸君) 産業まつりにつきましては、現在、東やまと産業まつり実行委員会の開催に向けて、JA東京みどり農業部門、東大和市商工会商工部門の担当者を中心に、それぞれ検討していると伺っております。また、うまかんべえ～祭に関しましては、現在、うまかんべえ～祭実行委員会において、令和元年5月開催時同様の食の祭典のような形態での実施は難しいことから、うまかんべえ～祭の名前を風化させないように、何らかの形で開催できないかと検討していると伺っております。

以上でございます。

○福祉推進課長(山田茂人君) 福祉祭につきましては、現在、福祉祭実行委員会の開催に向けまして、社会福祉協議会内で、開催に向け方向性の検討を行っているかと伺っております。

以上でございます。

○9番(木下富雄君) どうもありがとうございました。

産業まつり、福祉祭、うまかんべえ～祭の現在の検討状況について確認させていただきました。それでは、それぞれのイベントに共通することだと思っておりますが、開催に向けての課題はどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

○産業振興課長(佐伯芳幸君) イベント開催に向けての課題についてであります。新型コロナウイルス感染症の感染状況が収まり、緊急事態宣言、まん延防止等重点措置期間中の制限が発令されていないことが考えられます。社会的制限がかかっていない時期にあっても、新しい生活様式のもと、会場では3密にならない対策、ソーシャルディスタンスの確保、感染対策、人数制限などの対策が課題と考えております。

以上でございます。

○9番(木下富雄君) 新しい生活様式の下は、常に根幹に置かなくてはならないものと思います。現在、各イ

ベントの実行委員会では検討中との御答弁でしたが、このような社会状況の中、最近、実行委員会が取り組んだ事例などはございますでしょうか。

○産業振興課長（佐伯芳幸君） 実行委員会が取り組んだ事例についてであります。うまかんべえ～祭実行委員会が主催しました「クリーブが応援！フードフェスタ」スタンプラリーを6月1日から開催しております。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） ただいま、うまかんべえ～祭実行委員会が主催する「クリーブが応援！フードフェスタ」スタンプラリーが、現在、実施されているということでした。市内の黄色いポスターや、6月2日のジェイコムの「ジモト応援！つながるNews」を見たりして承知しておりますが、開催に至った経緯などを詳しく教えていただけますでしょうか。

○産業振興課長（佐伯芳幸君） うまかんべえ～祭のグルメコンテストは、東大和市で生産された原材料を課題食材とし、参加店舗等によるオリジナルメニューに対して、参加者が投票してランキングを決定してまいりました。うまかんべえ～祭実行委員会では、これまでと同様のうまかんべえ～祭は、3年連続開催ができない中、うまかんべえ～祭の名前を風化させないため、何らかの形を変えてイベント開催ができないか検討してまいりました。令和3年7月、東大和市と森永乳業株式会社が、地域活性化包括連携協定を締結されたことから、東大和市内にある森永乳業株式会社大和工場で製造されているクリーブを使ったオリジナルメニューを市内店舗で創作、販売してもらうこととなったものでございます。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） 大和工場だけで作っているというクリーブということで、これまでうまかんべえ～祭で実施してきた、東大和産の食材を用いるということにものっとっており、すごいイベントであると感じます。それでは、この「クリーブが応援！フードフェスタ」スタンプラリーのイベントの参加方法について教えてください。

○産業振興課長（佐伯芳幸君） イベントの参加方法につきましては、「クリーブが応援！うまかんべえ～祭フードフェスタ」参加店、26店舗でクリーブを使用したエントリーメニューを含む、税込み800円以上の御購入または御飲食されますと、当該店舗のスタンプが1つ台紙に押印されるものでございます。参加者は、スタンプを5店舗分集めると、5店舗目でクリーブ1袋をプレゼントされます。さらに、5店舗分スタンプを集めたお客様には、ダブルチャンス賞としての応募も可能となり、QUOカードが当たるものでございます。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） ありがとうございます。26店舗のお店が創意工夫した逸品を持って参加してくれたということですが、この26店舗の参加してくれた店舗には、何らかの表彰等はあるのでしょうか。

○産業振興課長（佐伯芳幸君） 台紙に押印されたスタンプの数を、スイーツ店、パン、総菜店、飲食店ごとに集計し、スタンプの数が多いい第1位から3位までの店舗を、うまかんべえ～祭実行委員会が表彰することとなっております。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） いろいろと細かい説明、ありがとうございます。イベントの実施については準備期間も必要で、とても大変です。それでは、最近ではこれまで内容を見直して開催された各種お祭りなどの事例も、マスコミなどで取り上げられております。市がイベントに参加した事例や、もしくは市が把握している近隣市で実施された事例などがありましたらお教えください。

○産業振興課長（佐伯芳幸君） 5月5日、こどもの日、こちらは都立狭山公園で開催された『さやまKIDS DAY』、イベントにおきましては、狭山丘陵観光連携協議会のブースで、東大和市の観光PRとして参加をしております。公園内は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の対策として、マスクの着用、手指消毒の徹底が実施される中、キッチンカーによる飲食販売についてや、一定間隔を保った購入列設定など対応が図られ、また、うまべえなどのキャラクターとの写真撮影については、キャラクターには直接触れず、一定の距離を保ちながら行っていただくことでの対応でございました。

また近隣市の事例といたしましては、5月15日に東村山市と、そらいち実行委員会が実施した、みちくさすれば、まちが見つかる『そらいち東村山』につきましては、東村山駅東口にある中央公民館前の道路を一部通行止めにして、マルシェブース、キッチンカー、市内飲食店などが出店する中、感染症対策として出入口の検温実施、手指消毒、参加者のソーシャルディスタンスなど、様々な工夫がされておりました。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） コロナ禍社会の中で、いろいろと試行錯誤をして開催しているという状況はよく分かりました。ここで少し方向を変えますが、これまで各イベントの実行委員会からは、同じ人が役員を担当していたり、負担が大きいなどという話も若干聞いております。例えば産業まつり、福祉祭、うまかんべえ～祭を同じ会場で実施するという事は検討できないのでしょうか。3つのお祭りを一緒にできれば、市が各実行委員会へ出している補助金の削減などもできますし、一定の効果が見込めるのではないかと思います。その実施に向けた検討課題をどのように認識しておりますでしょうか。

○産業振興課長（佐伯芳幸君） 各種イベントの合同開催につきましては、各イベントの開催目的、開催日程、開催場所、実行委員会の構成などが異なることから、様々な意見調整が必要となると考えております。議員から御指摘のありました合同開催の場合の経費削減効果などを、検討しなければならない課題と考えております。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） これまで、いろいろ質問させていただきました各種イベント、11月上旬の産業まつり、11月中旬の福祉祭、4月頃開催のうまかんべえ～祭は、実施の目的等がそれぞれ異なり、色や温度があるでしょうが、それぞれが独自の実行委員会の下、開催してきたものですが、SDGsを推進している本市として、持続可能な開発目標の中で、40回も出てくるワード、インクルーシブという、目指すべき社会の在り方を示す国際的な指針に沿ったお祭りとして、一つのものとして包摂した私見であり、仮称ではありますが、東大和市民祭りとして、問題は山積でしょうが、乗り越え、開催できたらと考えますが、市のお考えはいかがでしょうか。

○地域福祉部長（吉沢寿子君） 産業まつりや福祉祭などを、一つのものとした市民祭りとして開催することにつきましては、それぞれの実行委員会や参加団体、関係団体の方々の様々な思いや御意見、祭りへのイメージなど、お持ちでいらっしゃるものと思われまます。過去には、福祉祭を主催いたします社会福祉協議会におきまして、平成25年4月に東大和市福祉祭あり方検討委員会によります、福祉祭のあり方提言が出されており、その中ではほかの祭りとの統合について、福祉祭は独自の目的で実施しており、ほかとの統合は行わないことが適当であるという検討結果となっております。しかしながら、この提言以降に、2015年に国連においてSDGsの目標が採択され、インクルーシブの理念が示されております。このことから市としましては、改めて福祉祭の主催者であります社会福祉協議会や福祉祭実行委員会、関係団体の皆様に対しまして、SDGsやインクルーシブの理念を踏まえて、合同開催や統合などの御意見があることをお伝えして、将来的な在り方への検討

の御協力をお願いしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） 最後に、この点について市長の御所見をお伺いさせていただけたらと思います。

○市長（尾崎保夫君） 今お話、聞きまして、東大和市民祭りということでありますけど、私自身も産業まつりや福祉祭、市の大きなイベント、合同開催、あるいは統合につきまして、いろんな機会あるごとにお話をさせてきていただいているわけです。それは、コストとかそういうこともありますけど、やっぱり一番大きいのは、障害のある方も、ない方も、そして高齢の方も、子供、全ての市民が自然に同じ場所で一緒にイベントに参加でき、自然に会話し、イベントを楽しむことが意識せずに行っていくというべき、まあ目指すところということなんですけども、ふだんからそれぞれのお祭りとか、イベントに参加して思うところであるわけですね。やはり何か、別々になっちゃってるんじゃないかなって思うんですね。だから、それが一つになるといって、すばらしいことじゃないかなって思うんですね。それぞれに所属している多くの団体が一緒になってやるということ、要するにランダムに混じって進められれば、やっぱりすばらしいものになるんじゃないかなというふうに思います。

そして、誰一人取り残さない、よりよい地域社会をつくるための第一歩としてのインクルーシブの理念を踏まえた新たな市民祭り、東大和市民祭りと言っておいでになりますけども、考え方もその一つになるんじゃないかなというふうに思っております。ただ、しかしながらこれまで、皆さんがつくり上げてきたお祭り、この形態を変えるというのが、一長一短にはなかなかできないと、難しいんじゃないかなというふうに思っています。多くの市民の皆さん、それから関係団体や関係者の方々も携わってくださる市の大切な、産業まつりや福祉祭などなど、将来的な在り方については、議員からの御意見も参考に、実行委員会でよりよい在り方になるよう検討していければと、そのように思っております。

以上です。

○9番（木下富雄君） 市長、大変ありがとうございました。誰一人取り残さない、よりよい地域社会を構築するという熱い信念をお聞かせいただきました。（仮称）東大和市民祭りの会場に、全ての人が一堂に会する日が、あらゆる問題を乗り越え、早く実現できるよう要望いたしまして、この質問を終了とさせていただきます。ありがとうございました。

続きまして、災害対策用井戸について改めてお聞きしたいと思います。

まず初めに、災害が発生した場合、断水の割合はどのようになっているのでしょうか。

○総務部参事（伊野宮 崇君） 現在の東大和市地域防災計画における被害想定におきましては、上水道の断水率として、多摩直下地震の場合には36.7%、それから立川断層帯地震の場合には70.8%となっております。

以上であります。

○9番（木下富雄君） それではまた、断水した地域に対する給水はどのように確保されているのでしょうか。

○総務部参事（伊野宮 崇君） 市内の防災備蓄コンテナに、飲料用のミネラルウォーターを分散保管しておりますので、まず災害があった場合の被災者の飲料水として、これを配布いたします。また市内の避難所、あるいは公共施設には、耐震工事を実施いたしました応急給水栓が23か所ございます。この応急給水栓につきましては、応急給水の資機材を活用して、上水を確保することも想定しております。さらに、これらが機能しない場合には、上北台と桜が丘にある給水拠点、ここから上水を各避難所に配給する手段を講ずることを想定しております。また協定に基づきまして、公共施設を中心に災害対応型の自動販売機、こちらの設置も進めており

まして、非常時に無償で飲料が提供できるようになっております。

以上であります。

○9番（木下富雄君） ただいまの説明で、飲料水の確保はある程度充足していることはよく分かりました。しかし、被災者が避難生活を継続するに当たり、トイレの問題などがクローズアップされているなど、飲用以外の生活用水の確保も非常に重要であります。被災者用の生活用水の確保はどのようになっているのでしょうか。

○総務部参事（伊野宮 崇君） 避難所における生活用水につきましては、小・中学校のプール等の水を利用するため、ろ過機を各避難所に配置しており、これを活用することを考えております。なお、自宅避難の場合には、まず自助として風呂釜に水を張っておくなどの対応をお願いしているところではありますが、近くに震災対策用の井戸があれば、これを活用していただくことも考えております。

以上であります。

○9番（木下富雄君） 井戸は災害により、上下水道が断水してもその影響は受けないため、災害発生時における生活用水の確保の手段としては非常に有効であると考えます。現在21か所とのことですが、その市内配置はどのようになっているのかお教えてください。

○総務部参事（伊野宮 崇君） 市内配置でございますけれども、現在、芋窪に7か所、それから蔵敷に2か所、奈良橋に5か所、高木に3か所、狭山に2か所、清水に2か所。

以上であります。

○9番（木下富雄君） お伺いたしますと、地域的には市の北側、いわゆる本村地区に多いと印象を受けますが、震災対策用井戸のない地域については、どのように考えているのでしょうか。市が整備等をするお考えはあるのでしょうか。

○総務部参事（伊野宮 崇君） 井戸の採掘でございますけれども、この工事を実施しても、水脈に必ず当たるという保証はございません。また井戸の整備に要する経費は、様々な要因に影響されますけれども、一般的には井戸の深さが40メートルまでの場合には、工事費はおおむね50万円程度、それ以上の深さの場合には100万円以上かかる場合もあるというふうに伺っております。このように、相当の経費が必要ということでございます。また設置した井戸につきましては、ポンプのメンテナンス経費のほか、故障の場合の修繕費ですとか、井戸水に異臭や濁りが生じた場合の水質改善経費など、維持管理経費も必要となります。市の財政事情を考えると、市が直接井戸を設置することは困難と認識しております。

以上であります。

○9番（木下富雄君） 経済的に厳しいということですが、他市では公園に防災井戸を整備している事例が多数あります。私有地にあるよりも、公園にあれば誰もが使用しやすいと思いますが、震災対策用井戸も本村地区に偏っているの、市の南部にある公園に整備すれば、配置のアンバランスも解消されることにつながると思いますが、市の御認識はいかがでしょうか。

○総務部参事（伊野宮 崇君） 市が公園に井戸を整備することにつきましては、先ほど御答弁いたしましたとおり、困難であるというふうに考えております。なお、井戸が市の南部にはないということでございますけれども、立野や桜が丘の事業者や工場の敷地には井戸があるというふうに伺っております。こうした井戸につきまして、災害発生時に被災者の生活用水として、活用が可能かどうかにつきまして検討してまいりたいと、このように考えております。

以上であります。

○9番（木下富雄君） 災害対策用の井戸は減少していると、先ほど御説明がありましたが、減少状況はどのようなものなのでしょうか。また、その理由としてはどのようなことが考えられるのでしょうか。

○総務部参事（伊野宮 崇君） 震災対策用井戸につきましては、市が井戸の所有者と協定を締結して、指定をしているというものでございます。このような協定書方式になりましたのは、平成19年の4月1日からでございますけれども、その当時は26か所を指定しておりました。その後、減少いたしまして、現在は21か所ということになっております。指定の解除でございますけれども、これは所有者から協定解除の申入れがあり、行っているということでございますけれども、理由としては相続に基づく売却ですとか、機器の故障で維持管理ができないということで、解除の申入れがあるというふうに認識しております。

以上であります。

○9番（木下富雄君） 15年前と比較して、26か所から21か所と5か所が減少しているが、所有者の管理上の負担が減少の理由になっているということはないのでしょうか。現在の井戸の管理はどのようになっているのでしょうか。

○総務部参事（伊野宮 崇君） 協定におきましては、井戸の維持管理は所有者が行うということになっております。ただ、年に1回の水質検査につきましては市が行うこととなっており、また維持管理に対する謝礼いたしまして、年額5,000円でございますが、所有者のほうに市から支払っております。

以上であります。

○9番（木下富雄君） 謝礼として年額5,000円を支払ってるとのことですが、所有者は維持管理に加え、ポンプ故障時の修繕費や、異臭や濁り水などが発生した場合の水質改善費など、一定の負担をしているということが予想されます。このため設備の老朽化に関しては、市が補修工事を行ったり、補助金を交付することが所有者の負担軽減に役立つと考えますが、市ではどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

○総務部参事（伊野宮 崇君） かつては井戸が故障したときに、その修繕を市が直接行っていたということがあったようであります。当時は井戸水の使用頻度が高く、また震災時における井戸の活用の可能性も現在より高かったと、こういう背景がございました。ただ上水道が完備いたしまして、井戸の使用率が激減したこと、及び本質的には井戸は私有財産であることということ踏まえまして、平成19年度から協定に基づく水質検査と謝礼金のお支払いという形をとったものであります。そして一方、維持管理は所有者負担という形でございます。

それから、このような形と、それから先ほど申し上げました市の財政事情を考えますと、御質問のような形で公費を投入することというのは難しいものというふうに認識しております。

以上であります。

○9番（木下富雄君） 分かりました。それでは、年1回実施している水質検査とはどのような検査を実施していて、またその結果のデータを市と井戸の所有者が共有し、発災時に活用できるようにしているのでしょうか。

○総務部参事（伊野宮 崇君） 水質検査委託契約の仕様書におきましては、一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素など、10項目を検査することになっております。委託契約が生活用水としての適合性を調査することを目的としており、飲料用の検査ではございませんので、生活用水としての適合性を判断するのに必要な項目を調査しているものでございます。なお、検査結果につきましては、受託事業者から市のほうに提出されまして、市から各井戸の所有者に通知をしております。このため、情報の共有は図られているというふうに認識しております。

以上であります。

○9番（木下富雄君） 近隣市の状況などを見ても、東村山市は規定を定め、災害発生時には生活用水の水源として、利用させなければならないと規定しているようです。当市には同様の規則はないようですが、災害発生時において、震災対策用井戸はどのような使われ方をするのでしょうか。

○総務部参事（伊野宮 崇君） 市では、規則というものは定めておりませんが、先ほど申し上げました協定を締結いたしまして、管理や費用負担などについて明確に定めております。この協定書におきましては、災害発生時には、市民が震災用井戸を使用することに所有者が認めるという旨の文言がございます。実質的には、東村山市と同様の対応になるというふうに認識しております。

以上であります。

○9番（木下富雄君） 規則はないものの協定で同様の定めがあるということは分かりましたが、具体的な使用方法はどのような形になっているのでしょうか。

○総務部参事（伊野宮 崇君） 災害の発生時における震災対策用井戸の具体的な使用方法、これを定めたマニュアルなどは現段階では整備されておられません。実際に災害が発生した場合には、まず使用が可能かどうかを確認することから始めまして、使用が可能ならば、その旨を周知することになります。その際の具体的な使用ルールにつきましては、各井戸の所在地ですとか敷地内の場所など、個々の事情を勘案いたしまして、具体的な使用方法を所有者とともに協議して、定めていくというふうに認識しております。

以上であります。

○9番（木下富雄君） 近年、井戸は防災用に見直されております。民間マンションなどでも整備するところが現れてきていると聞いております。トイレと生活用水の使用は、ふだんの生活と、避難所の生活等においては何ら変わりはありません。生活用水の確保は、飲料水と同等に重要であり、飲用に適さない井戸水も、災害発生時において活用することが十分と想定されております。このため、震災対策用井戸の数を減らさないように、所有者に対する支援を継続して行うとともに、公園など市民が利用しやすい場所に、防災井戸を設置することも検討していただきたいと思っております。また井戸の具体的な使用マニュアルは未整備とのことですが、こちらも早急に対応していただきたいと思っております。個人所有であるがゆえに、井戸ごとに条件が異なっているため、一律の基準では対応できないかもしれませんが、災害が発生してしまってからでは協議する余裕はございません。あらかじめ具体的な使用方法を、所有者と詰めていただきたい。

以上を要望いたしまして、私の一般質問を終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○副議長（佐竹康彦君） 以上で、木下富雄議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 上 林 真 佐 恵 君

○副議長（佐竹康彦君） 次に、7番、上林真佐恵議員を指名いたします。

[7番 上林真佐恵君 登壇]

○7番（上林真佐恵君） 議席番号7番、上林真佐恵です。通告に従いまして、一般質問を行います。

1、教育環境について。

①市の教育予算について。

②不登校について。

ア、推移と今後の見込みは。

イ、サポートルームの拡充と保護者支援について。

③少人数学級の実現と小・中学校の統廃合について。

④給食費について。

ア、物価高騰の影響と対策について。

イ、保護者負担の軽減について。

2、尊厳ある生理期間を過ごすための取組について。

①市の認識は。

②生理用品を小・中学校や公共施設に整備するための課題は。

3、子供たちの豊かな育ちのための取組について。

①虐待やヤングケアラーなど、子供たちの現状についての市の認識は。

②子ども家庭支援センターの拡充について。

③（仮称）東大和市児童発達支援センター及び認可保育園等について。

④子供の医療費助成について。

4、保育・学童施策について。

①待機児童対策の現状と課題について。

②保育士・学童保育所指導員の処遇改善について。

③市立狭山保育園の段階的廃園について。

④副食費について。

壇上での質問は以上として、再質問につきましては自席にて行います。よろしく願いいたします。

〔7 番 上林真佐恵君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、市の教育予算についてであります。教育の予算につきましては、他の予算同様に、学校教育や生涯学習など、教育事業に必要な経費を計上し、適正な執行に努めているところであります。

次に、不登校についてであります。当市における不登校の児童・生徒数につきましては、年々増加傾向にあります。原因としましては、近年の新型コロナウイルス感染症の広がりなど、様々な要因があるものと認識をしております。サポートルームの拡充につきましては、現時点においては考えておりませんが、保護者支援につきましては、東大和市教育センターのサポートルームにおきまして、年3回、懇談会を実施しております。詳細につきましては、教育委員会からお願いいたします。

次に、少人数学級の実現と小・中学校の統合についてであります。現在、小学校では段階的な少人数学級の導入が行われており、令和4年度は小学校3年生以下につきまして、35人学級を導入しているところであります。また小・中学校の統合につきましては、令和2年7月に策定した東大和市立小・中学校再編計画に基づき、準備を進めているところであります。

次に、給食費についてであります。物価高騰の影響と対策につきましては、給食用食材の価格高騰により運営に厳しい状況が見受けられますが、献立の工夫等により対応しているところであります。また現在、保護者負担の軽減につきましては検討しておりませんが、子供たちに必要な栄養価を確保するため、今後の物価高騰の状況等も踏まえながら、適切に対応してまいります。

次に、尊厳ある生理期間を過ごすための取組についてであります。現在、市では社会福祉協議会による生

理用品の無償配布事業におきまして、連携を図りながら、生理の貧困の状況にあると考えられる方々に対する支援を行っております。引き続き、社会福祉協議会との情報共有及び連携を図りながら、生涯を通じた女性の健康支援という観点も含め、生活困難を抱える女性の方々への支援に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、生理用品を小・中学校や公共施設へ整備する場合の課題についてであります。小・中学校や各公共施設の環境に応じた適切な管理や運営方法につきまして、課題があると認識をしております。

次に、虐待やヤングケアラーなど、子供たちの現状についてであります。令和3年度の子ども家庭支援センターにおける新規の相談件数は、前年度に比べ増加傾向にあります。これは新型コロナウイルス感染症の影響による生活困窮や、在宅時間の増加によるストレス等、またそのことに伴う夫婦間のトラブルなども一因ではないかと認識をしております。ヤングケアラーにつきましては、一般に本来、大人が担うような家事や家族の世話など、日常的に行っている子供とされておりますが、現在、市ではヤングケアラーと認められる子供は把握しておりません。今後そのような状況にある子供を把握した場合は、関係機関と連携し、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、子ども家庭支援センターの拡充についてであります。子ども家庭支援センターは、令和4年4月1日の組織改正により、係から課へ機能強化を図った上で、子育て支援事業等を行う「地域支援係」と、子供やひとり親に関する相談対応等を行う「総合相談係」の2係制に拡充したところであります。また虐待対応等、子供に関する総合相談につきましては、4人のケースワーカーで対応しております。

次に、（仮称）東大和市児童発達支援センターと認可保育園等についてであります。プロポーザル方式により選定した優先交渉権者と詳細協議を行い、令和4年2月28日付で、（仮称）東大和市児童発達支援センター及び認可保育園等の整備運営に関する協定を締結しました。引き続き、令和6年4月の開園に向け、準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、子供の医療費助成についてであります。市では小学校入学前の全ての乳幼児を対象としました乳幼児医療費助成制度に基づき、保険診療分の自己負担額を全額助成しております。小学生から中学生までの児童につきましては、義務教育就学児医療費助成制度、ひとり親家庭等の児童につきましては、ひとり親家庭等医療費助成制度により、それぞれ一定の所得の範囲内の世帯を対象として助成を行っております。

次に、待機児童対策の現状と課題についてであります。保育サービス利用における令和4年4月1日の待機児童数は、昨年と同様にゼロでありました。今後につきましても、待機児童ゼロの継続に向け、社会状況の変化に伴う保護者の働き方の多様化や女性の就業率の上昇等を踏まえ、地域ごとの適切なニーズの把握と、さらなる保育の質の向上が課題であると考えております。学童保育所につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、保育士や学童保育所指導員の処遇改善についてであります。処遇改善につきましては、令和4年2月から保育士や幼稚園教諭等を対象に、賃上げ効果の継続される取組を行うことを前提として、収入の3%程度の処遇改善に対し補助を行っております。保育士と幼稚園教諭につきましては、令和4年4月分から9月分につきましては、相当額の補正予算を令和4年第2回定例会に御提案申し上げ、議決いただいたものであります。令和4年10月分以降につきましては、公定価格に算入される予定となっております。学童保育所指導員の令和4年度分につきましては、議決いただいた補正予算により、適切に対応してまいります。

次に、市立狭山保育園の段階的廃園についてであります。今後、少子高齢化や人口減少の中で、持続可能な市政運営を安定的に行うためには、限られた行財政資源を効率的・効果的に、注力すべき行政課題に投入し

ていくことが必要であります。そのため建築後49年が経過し、老朽化が進んでいる市立狭山保育園を維持・更新して、将来にわたり運営していくことは、厳しい市財政の状況を踏まえますと困難であると考えておりますことから、段階的廃園を進めているところであります。

次に、保育園における副食費についてであります。現在、物価高騰が続いておりますが、金額を変更することなく市内認可保育園統一料金であります幼児1人当たり4,500円をお願いしております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） それでは、不登校について御説明いたします。不登校の推移と今後の見込みであります。平成28年度から令和2年度までは、東京都と比較して下回っておりましたが、令和3年度においては大幅に増加している状況であります。以前より増加傾向である原因としましては、多様化及び複雑化する社会の中で児童・生徒がストレスを抱えたり、家庭の事情が児童・生徒に影響を及ぼしたりすることなどが考えられます。また令和3年度に大幅に増えた原因としましては、新型コロナウイルス感染症による感染者が、小学校及び中学校で大幅に増えてきたことにより、感染不安による欠席が多くなったことも原因であると考えております。

次に、サポートルームの拡充につきましては、施設面や指導員数の拡充については、現時点においては考えておりません。しかし、サポートルームの指導者用にも端末を配備し、在籍校の教員等とオンラインでつながる環境が整いましたので、サポートルームに入室している児童・生徒の学習面や、精神面での支援がより一層充実できていると考えております。保護者支援につきましては、不登校で悩みを抱えている保護者を対象に、不登校サポート懇談会を年3回実施し、登校支援に関する情報提供を行っております。

次に、学童保育における待機児童対策の状況と課題についてであります。学童保育所におけます待機児童数は、国及び東京都への報告の基準日となります令和4年5月1日現在、37人となっております。なお、学童保育所の待機児童の解消と学童保育環境の改善を目的に、令和4年4月から第四小学校内に学童保育所を新設し運営を開始いたしました。課題につきましては、社会状況の変化に伴う保護者の働き方の多様化や、女性の就業率の上昇等を踏まえました地域ごとのニーズの適切な把握が重要であると考えております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 御答弁ありがとうございます。それでは順次、再質問を行います。

まず教育環境の改善に欠かせない教育予算について、今その在り方が問われていると思います。お金をかければそれで、たくさんかければそれでいいということではなくて、子供たちの豊かな学びのためになっているかという、そういうことが何より重要だと思います。市の教育予算の在り方について、市の認識を確認させていただくことで、子供たち一人一人が大切にされる教育環境のさらなる改善につなげていければと考え、以下伺います。

まず当市の教育費について予算に占める割合と、他市との比較で当市がどのような位置にあるのか伺います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 東京都が公表している資料におきましては、直近、令和2年度分の資料となりますが、教育費の予算に占める割合は26市の平均が10.6%、東大和市は10.4%となっており、平均値であると認識しております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 次に、1人当たり教育費についても伺います。他市との比較や近年の動向、また市が

教育行政において進めたいと考えていることが実現できているのかとか、また市民からの要望にどの程度応えることができているのかというような、そういう視点で当市の教育費について市がどのように評価をしているのか伺います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 同じく東京都が公表している資料にございますが、1人当たりの教育費は小学生の26市平均が47万2,820円で、東大和市が43万5,575円、中学生の26市の平均が58万9,816円で、東大和市が55万7,837円となっております。近年の動向につきましては、同じく東京都の資料におきまして、平成31年と令和2年度を比較いたしますと26市平均、東大和ともに増加傾向にございます。ただし1人当たりの教育費の内訳につきましては、学校の大規模改修など単年度で行われる様々な教育費も含まれておりますことから、統計で示されている1人当たりの教育費で評価することは難しいと認識してございます。また市が拡充したいと考えた教育事業などにつきましては、例えばGIGAスクール用の1人1台端末の整備などは予算計上し、他市に先駆けてできていること。市民からの要望につきましては、市民意識調査におきまして、「非常に満足」、「満足」が「非常に不満」、「不満」より多いことなどから、ある一定の要望には応えられていると認識しており、当市の教育費につきましては、必要な事業に対してしっかりと予算計上できているものと認識してございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） そういう認識であるということで理解をしました。

この間、我々、党市議団も、小・中学校、全校のエアコン整備などの要望をしてきましたが、そういうことも他市に先駆けてやっていただきまして、教育環境の改善に尽力をいただいていることを感謝しております。一方でさらなる拡充として、この後も個別、取り上げますけれども、サポートルームの増設や、またさらなる少人数学級の導入や、また統廃合を前提としない校舎の建て替えなど、この間、要望をしてきています。また保護者負担との関係については、給食費やタブレット端末の通信費の負担軽減など、これまで市民の方々からの声として我々も要望をしてきました。この保護者負担等の軽減ということと、教育予算の在り方についてはどのような御認識を持っているのか伺います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 教育予算の在り方につきましては、例えば学校の給食費につきましては、学校給食法におきまして、原則として給食を作るための必要な施設、設備の運営に要する費用は公費でと、児童・生徒の口に入る食材費は保護者負担となっていること。またタブレット端末の通信費等の保護者負担につきましては、公平性の観点により家庭ごとに各キャリア会社と直接回線契約をいただいております。そのような考え方に基きまして、限りある教育予算を必要な事業に充てることが教育予算の在り方であると認識してございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 給食については、また取り上げますので、タブレット端末の通信費については、今回、通告してませんので、要望ですけれども、都内でも実費を負担したり、全額負担するということとか、また就学援助の項目に加えるというような自治体も増えてきてますので、当市でもこうした対応で教育格差をなくしていただきたいというふうに思います。市の教育予算というのは、当然、国の教育予算とも直結していると思うんですけれども、東京都の地方教育費調査報告書、市のほうでも見ていただいたものだと思うんですが、これを見て国庫補助の割合が、私はすごい低いんじゃないかなというふうに思ったんですけれども、その点、市の御認識を伺います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 国や都の教育予算の在り方につきましては、機会があるごとに東京都を通じて教育予算の要望を上げているところではございますが、市の立場といたしましては教育事業を実施する際に、活用できる特定財源は可能な限り確保できるように努め、必要に応じて東京都を通じてなど要望をしていくものと認識してございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） これまでも、議会の場でも何度も指摘をさせていただいてますけれども、日本の教育に対する公的支出、GDPに占める割合というのが、OECD加盟国の中でも最低レベルになっている。もちろん皆さんも御存じだと思うんですけども、対して保護者負担、やっぱり諸外国と比べて大変重くなっていると思います。教育に対する保護者負担が多いということは、少子化にもつながってますし、何より子供たちの教育環境に格差を生んでいるという、そういう実態があるというふうに考えます。当市でも教育環境のさらなる拡充と合わせて、保護者負担の軽減に一層取り組んでいただきたいと思います。国に対しても、ぜひ引き続き大きく声を上げていただきたいというふうに思います。

以下、個別の事案について伺います。

まず不登校ですけれども、推移と今後の見込みということで、増加傾向にあるという市長答弁でしたが、今後について市はどのように見込んでいるのか伺います。令和3年度はコロナの感染不安が要因で大幅に増えたということでしたが、後は減っていくというふうに考えているのか伺います。

○指導担当課長（菅野恭子君） 本市の不登校児童・生徒の現状においては、低年齢化が進んでいることや、長期欠席の傾向があることから、このままでは今後も増加傾向が続くと考えております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） コロナをきっかけにということがあるんじゃないか、コロナは原因というよりはきっかけだったのかなというふうに私も思ってますけれども、不登校の子供たちが増え続けている要因として、子供によって行けなくなる、行かなくなるという理由が、本当にその子によって違うんですけども、共通する大きな要因としては、学校が子供たちにとって楽しくないというだけじゃなくて、むしろ苦しい場所になっているのではないかとというふうに前議会でも申し上げました。前議会では10代、20代で自殺をしてしまった子供、約4,000人がSNS等で残したシグナルをキーワード解析したところ、死にたい、消えたいという言葉よりも、学校に行きたくないという言葉が自殺との高い関連を示したということも御紹介しました。学校に行くくらいなら死を選ぶという、本当に衝撃的な事実が突きつけられたというふうに思います。学校に行きたくないと思っていても、周りの理解が得られなかったり、言い出せなくて頑張っているという子も少なくないのではないかと思います。子供たちにとって学校がどのような場所になっていると考えられるのか、御認識を伺います。

○指導担当課長（菅野恭子君） 学業や集団生活をする事などに対して、その不安ですとか、苦しい思いをしている児童・生徒がいるということも認識しております。

以上です。

○副議長（佐竹康彦君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時39分 開議

○副議長（佐竹康彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○7番（上林真佐恵君） これまでも、やっぱり学校、とても競争的で、管理的なんじゃないかということを私も申し上げてきましたけれども、ちょっと後でも取り上げますが、そういうことが、いじめや不登校の要因になってるのではないかというふうにも思います。こうした、それが子供たちにすごくストレスを与えてるんじゃないかというふうに思いますけれども、こうした学校教育の在り方も含めて、市としてどのように不登校支援を行っていくかと、今後、行っていくと考えているのか伺います。

○指導担当課長（菅野恭子君） 学校では一人一人の児童・生徒が自分のよさ、そして可能性を認識することができ、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら、様々なことを乗り越えることができる教育活動を進めてまいります。またサポートルームにおきましては、教科書、時間割など、皆と共同して行うことに難しさを感じる児童・生徒に向けて、体験活動や1人1台端末で補助する学習の充実に向けて研究を進めてまいります。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） サポートルームでは、一人一人の事情に寄り添って、子供たちに丁寧に寄り添った支援を行っていただいているというふうにも私も実感していますので、だからこそ拡充してほしいと思いついて、次のところに移りますけれども、職員体制、どのようになっているか、令和2年度の行政報告書では都の会計年度任用職員5人、市の会計年度任用職員の方1名ということでしたけれども、現在どのようになっているのか伺います。

○指導担当課長（菅野恭子君） 令和3年度の職員体制につきましては、令和2年度と同じく、都の会計年度任用職員5名、市の会計年度任用職員1名となっております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 先生が6名いらっしゃるということですが、対して直近の不登校になっている児童・生徒数と、サポートルームに入っている児童・生徒の人数を教えてください。

○指導担当課長（菅野恭子君） 令和3年度の状況につきましては、不登校の児童が82人、生徒が108人に対し、サポートルームの入室児童が7人、生徒が20人となっております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 令和2年度の行政報告書を見ると、この当時、子供、不登校になってる子は、40人になったわけですが、これ倍になっているということで、対してサポートルームを利用してるお子さんというのは、その当時からさほど増えてないというふうになっているというふうに思います。この中には民間のフリースクール、利用してるお子さんもいるというふうに思いますが、サポートルームにも、民間のフリースクールにも行ってないお子さんの人数を教えてください。

○指導担当課長（菅野恭子君） サポートルーム、フリースクール等につなげていない児童・生徒ですけれども、100名程度になります。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） かなりいらっしゃるなというふうに思います。こうしたサポートルームにも、フリースクールにもつなげていないお子さんというのが、日中どのように過ごしていると考えなのか、その辺、把握をされているのかどうか伺います。

○指導担当課長（菅野恭子君） 現在1人1台端末を用いた授業を行っており、児童・生徒によって、端末に整

備されている学習アプリ、こういったものを使用して学習をしたり、各家庭において個別に課題等を進めたりして過ごしていることが考えられます。また児童・生徒の状況によっては、家庭状況や精神状況も含め、課題に取り組むことが難しい場合もあります。そのようなケースにつきましては、保護者、家庭への支援も大切だと考えております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 今、親御さんも共働きの家庭が増えてますし、家で、学校に行かずに家にいれば比較的、家で元気に過ごせてるってお子さんも多いと思うんですけども、そういうお子さんでもなかなか家で1人で、特に小学生ですと、家でなかなか1人でオンラインにつないだりとか、学習アプリ、1人で進めるというのは、なかなか難しいんじゃないかなというふうに思いますし、お昼御飯も1人で食べなきゃいけない。保護者も当然お昼御飯、用意していかなきゃいけないということで、本当に大変ではないかというふうに思うんですが、そういうこともあってサポートルーム、ぜひ増設してほしいと思うんですけども、市長答弁で考えていない、増設、今考えていないということは、拡充、その複数配置の必要性がないというふうに認識されているということなのか、その点を確認させてください。

○指導担当課長（菅野恭子君） 現時点におきましては、施設面や指導員の数の拡充については考えておりません。しかし、不登校児童・生徒への対策につきましては、喫緊の課題であると考えておりますので、本市におきましてはスクールソーシャルワーカーの増員による児童・生徒への個別対応の充実をはじめ、今後も指導方法や指導内容の工夫、充実に努めてまいります。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） そういう専門の方と相談できるというのはすごく重要なんですけれども、日々、今日どうするかという、あしたどうするか、1人で置いておく、行かなきゃ、それでもお仕事、行かなきゃいけない保護者の方々のやっぱり不安や、毎日のことなので、やっぱり本当に居場所をつくっていくということを、ぜひ本当に実現していただきたいというふうに思います。サポートルームは、給食もそこで食べられますし、本当に一人一人の状況に寄り添って、丁寧な対応をしていただいておりますので、学校には行けないけれども、サポートルームには行けるという子もいます。でも、もちろんその子の状況で、もうとてもじゃないけどどこにも出られない、日中、本当に寝て過ごすというような、本当にそういうエネルギーすら湧いてこないという子もいますので、全ての子がサポートルームに行くべきだとも思っていないんですけども、でも少なくとも今、一中の敷地内にしかないということで、どうしても遠くの桜が丘とか新堀のほうに住んでる子は、中学生でもちょっと距離あるなと思いますけれども、小学生がそこに1人で行けるかという、やっぱり保護者なり誰かが送迎をするというような、そういう条件も必要になってきますし、行きたいのに、行ってみたいけど、そういう条件がなくて行けないという、そういう場合に、その子の教育を受ける権利というのをどのように保障するかという問題だと思うので、その点について、もう一度御認識を伺います。

○指導担当課長（菅野恭子君） 教育を受ける権利の保障につきましては、様々な支援が必要な児童・生徒に対するきめ細やかな支援、さらには個々の才能を伸ばすための高度な学びの機会の提供等に、ICTの持つ特性を最大限活用してまいります。また、学校、家庭、地域及び関係機関とのさらなる連携を図り、学校の多様性や、包摂性を高め、現に学校になじめないでいる子供に対して、実質的に学びの機会を保障していきたいと考えております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） ちょっと後でも、学校の今の在り方というのはやりますけれども、それと併せて本当に、今日、明日、過ごす居場所というのの整備を進めていただきたいというふうに思います。文科省のホームページを見ると、不登校は取り巻く環境によってはどの子供にも起こり得るものであり、決して問題行動ではありませんというふうに書かれています。学校に行けない、行かないというふうになった子供たちにも、学びの場を保障するということが急務ですので、サポートルームの増設、改めて再度強く要望いたします。できれば学校の敷地以外にも、学校にあるというだけで嫌だと思ってしまう子供もいますので、学校の敷地外にもつくっていただきたいというふうに要望します。

それから以前、保護者からも要望があった不登校コーディネーターの再配置も行っていただきたいと思いますが、この必要性についての認識を改めて伺います。

○指導担当課長（菅野恭子君） スクールソーシャルワーカーの配置増により、不登校児童・生徒への支援の充実を図ってまいりたいと考えておりまして、不登校コーディネーターの再配置は考えておりません。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 不登校コーディネーターと、スクールソーシャルワーカー、やることが違うと思うんですけれども、その違いを教えてください。

○指導担当課長（菅野恭子君） 不登校コーディネーターにつきましては、不登校を中心に保護者、そして児童・生徒、関係機関へ働きかけ、連携を取りながら進めていくのに対し、スクールソーシャルワーカーにつきましては、不登校だけではなく、問題行動ですとか、児童虐待などを扱う内容が幅広くなっております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 本当にそういうことだと思います。保護者の方の要望は、やはり進路だとか、そういういろんな知識も持っていらして、不登校のお子さんにもたくさん関わってきた不登校コーディネーター、その専門としての不登校に特化した、そういう支援の方が欲しいということですので、やっぱりここ、検討していただきたいというふうに思います。

次に、保護者支援についてですが、親の会の状況や、フリースクールに行っている家庭への財政支援などの必要性や検討状況について伺います。

○指導担当課長（菅野恭子君） 保護者支援につきましては、本市では不登校児童・生徒を持つ保護者対象の懇談会、不登校サポート懇談会を年間3回設けており、各家庭で抱える不登校での悩みや不安を出し合い、市のサポートルームカウンセラーとともに話し合うことで、保護者のサポートを行っております。なお、フリースクールに行っている家庭への財政支援につきましては現在検討しておりません。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 民間のフリースクールに行く場合、どのくらい費用がかかるものなのか伺います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 平成27年8月の文部科学省、「小・中学校に通っていない義務教育段階の子供が通う民間の団体・施設に関する調査について」によりますと、月額授業料は平均約3万3,000円となっております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） そうですね、私もちょっと調べると、あまり市内とかにはないんですけれども、立川とか比較的近くのところで月3万円から5万円、もっとかかるところもあるというようなことで、やっぱり行ってみたいなって、保護者もここなら行かせてみたいと思っても、結構、月それぐらいかかるというのは、

私立の学校に行くように、近くなってくるような感じもあって、非常に厳しいんじゃないかなというふうに思いました。民間のフリースクールに行ってる御家庭への財政支援についても、自治体、まだまだ全国を見ても少ないんですけども、少しずつそういう支援を行う取組も進められてると思いますので、ぜひ御検討をお願いしたいというふうに思います。

今少くない子供たちが学校に行けなくなっているという状況は、逆に言えば、やっぱり学校教育の在り方、教育環境を変えていかないと、本当にこういう子供たちが減ることはない、増え続けていくのではないかとこのように思います。先ほど学校には行けなくても、サポートルームなら行けるといふ子、何でだろうというふうにと考えると、やっぱりサポートルーム、子供の数が少ないので、先生も非常にじっくり見てくれますし、学習にも取り残されることなく取り組めるということもあると思いますので、③のほうに移っていきたくないので、少人数学級の実現と小・中学校の統廃合というところですが、さらなる少人数学級の推進について、国や東京都の動向について伺います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） さらなる少人数学級の推進の国や都の動向につきまして、現時点では正式な通知や情報等はありません。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 残念ながら、ちょっと止まっちゃってるなというふうに思っています。この間、市長会等で少人数学級を求める要望等、行っているのかどうか伺います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 少人数学級を求める要望に関するものとしたしましては、東京都市教育長会から東京都教育委員会への予算要望におきまして、小学校35人学級編制について、可能な限り前倒しにするよう国に要望するとともに、中学校35人学級の編制について検討を行うということにつきまして要望してございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 今やこの少人数学級の実現というのは、子供たちや保護者、先生たちなど、当事者だけでなく、本当に国民の共通した願いになっているのではないかとこのように思います。前議会で学力についても質問しましたが、やっぱり子供の人数が多いことにより授業は一斉になると。一斉中心になって、理解が遅れている子へのきめ細かい対応が十分にできていないのではないかと思います。以前、厚生文教委員会で市内小学校、視察させていただいたときにも、授業中、こう分からないとかって言われても、なかなか対応ができなくてつらいというような、そういうお話も聞いたことがあったんですけども、こうした点についての御認識を伺います。

○指導担当課長（菅野恭子君） きめ細かい対応につきましては、指導方法や指導体制の工夫、改善により個に応じた指導の工夫の充実を進めております。また習熟の程度等に応じた少人数指導における学習指導員の配置や、協力指導員等の人的配置も行っております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 全体的にこう、指導要領があつて、それをやらなきゃいけないという先生たちも、そういう重圧の中で、なかなかこう個別に見てあげられてないという状況があるんじゃないかなというふうに思います。それから、先生方の負担との関係で、一クラス当たりの児童・生徒が多いことと、教員の長時間労働の関係性について御認識を伺います。

○指導担当課長（菅野恭子君） テストの採点ですとか、個別指導及び各家庭との連携、授業を実施する際の準

備等において、児童・生徒数が多いことにより、教員の業務が多くなることは考えられます。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） これは結構単純な話で、やっぱり受持ちの生徒が少なくなれば、それだけ負担も軽減されて、一人一人丁寧に見られると、単純な話ではないかというふうに思うんですけども、なぜこう管理的になるかというのを、やっぱりその多さというのは、本当に大きな、クラス人数の子供たちの多さということが要因であるというふうに思います。どうしてもこう、たくさんいれば勉強を見てあげられないというだけじゃなくて、子供たちの意見や主張を、一人一人じっくり丁寧に聞いてというよりは、クラス内、秩序を維持するって必要もありますので、そのためにはどうしても、規律や振る舞い方で子供たちを管理しなくちゃならないという方向に向かってしまうというふうに思うんですが、その点についての御認識を伺います。

○指導担当課長（菅野恭子君） 学校教育では、多様な他者との生活を通して、あらゆる他者を価値ある存在として尊重しながら、多様な人々と協働し、社会を育成することを大切にしております。児童・生徒に特定のルールや振る舞いを要求するだけではなくて、自分たちでルールをつくったり変更したりする教育活動も大切に指導を行っております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 都立高校などでは、校則を自分たちでつくっていくというような動きもあるようですが、この学校のルールについて、特に小学校で学校のルールとして、独自で学校スタンダードというものをつくってる学校もあるというふうに思うんですが、当市の状況と市の御認識を伺います。

○指導担当課長（菅野恭子君） 児童・生徒の発達段階や状況に応じて作成している学校もございます。児童・生徒にとって学校生活を送る上で、学習面や生活指導面等、一貫して意識して取り組むことができる目安になっております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 目安ということなんですが、横浜市のある小学校のもの、調べると結構出てきますので見てみますと、例えば背筋を伸ばし、肘は机につかないようにするとか、下敷きを使い手を添えて書くとか、例えば友達を呼ぶときは「さん」とつけて呼ぶ、話している人のほうに体を向けて、目を合わせて聞くだとか、それからランドセルの置き方、ロッカーにランドセルは背もたれを左側にして、壁にしっかり寄せて、右側の空いてるスペースには本などを入れるということで、写真も載ってます、こういうふうに置きなさいと。

それだけではなくて、教室の移動の際には、行きも帰りも2列に並んで静かに右側を歩くだとか、靴は靴箱の中央に置き、爪先が奥に当たるまで中に入れるとか、とにかく細かくその振る舞いなどが書かれていて、私は途中で本当に見るのが嫌になってしまったんですけども、何でこういうことが必要なのかということ、必要になっちゃうのかということを考えると、とある現役の先生のブログを読むと、やっぱりこう最大で40人の小学生を1人で授業を行うというふうになると、新人の先生でなくても大変難しいということだと。授業中しゃべったりとか、ちょっとしたことで子供たちは自由に行動し出すので、それをやっぱりこう、決まりをつくって、こういうふうに座って、こういうふうに教科書を並べて、こういうふうにやりなさいということを決めていかないと、そういうことをやらないと、授業を進めることができないんだというふうに書いてありました。

その先生のブログでは、座ってるときは足の裏を床につけるとか、机と椅子を床に記した印に合わせて整頓するとか、ノートの何行目に何を書き、何マス目に何を書くべきかというような、そんなことまで決められて

いて、そこまで子供たちに神経を使わせる必要があるのかということをお聞きしておりました。中学校、高校では人権侵害に当たるような校則も、昨今、問題になってますけれども、この学校は子供だけじゃなくて、先生にもこういう板書の仕方、何か最初に目当てを書いて、右側から各目標を書いてみたいな、そういうことがすごく細かく決められてる学校もあるということで、やっぱりこういうこと、先生も苦しいと思うし、子供も、我々、大人だってそんなこと細かく決められてたら、本当に嫌だなと思うんですけれども、こういうふうになって、管理的にならざるを得なくなってるというのが、今の学校教育の現実ではないかというふうに思います。文科省でも少人数学級の成果について、地方公共団体への調査というのをやってますけれども、本市ではそれをどのように御認識しているのか伺います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 1学級の児童・生徒数が少なくなることで、個々の実態が把握しやすくなり、支援、指導等が充実し、学力向上や児童・生徒との教員間での信頼関係が構築しやすくなるよさがあると考えております。少人数学級の導入につきましては、現在、国の基準に基づき、適正に対応しており、国の検証結果や、その後の動向を確認していく必要があると認識しております。また国におきましては、小学校における35人学級等の教育的効果を、実証的に分析、検討する等の取組を行った上で、中学校を含め、学校の望ましい教育環境や指導の体制の在り方を検討するとされていることから、引き続き国や東京都の動向に注視していく必要があると認識しております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） この調査を見ると、いろんな県の少人数学級をやって、こんなよかった面があるというようなことが、今回ちょっと詳しくは御紹介しませんけれども、そういうことを書いてありますので、ぜひしっかり見ていただいて、やっぱり本当に少人数学級、まずは進める必要がある。残念ながら国の動きすごくゆっくりですので、強力に進める必要があるというふうに思います。

それから、学級もですけど、やっぱり学校規模も大きくなればなるほど、どうしても同じですね、管理的になるというふうな面があると思います。高木に住む保護者の方からは、一小と四小のちょうど間ぐらいに住んでいて、どちらでも遠いのでなくすなんてとんでもないと、できれば間にもう一校、造ってほしいというふうなお話も伺いました。

市も学校が必要ないと思っていて、統廃合を進めているわけではなくて、やはり財政的な理由なのではないかなというふうに思うんですけれども、やっぱりお金がないから仕方がないと諦めていいのかということが、問われているというふうに思います。豊かな教育環境をつくることは、国民共通の願いでもあると思いますので、そのためにあらゆる努力をしてほしいというふうに強く要望いたします。

やはりどう考えても学校を減らすというのは、豊かな教育環境をつくることとは逆行すると、逆に向かうというふうに思いますので、ぜひ子供たちが学校で生き生きと過ごせることや、豊かな学びを保障することということを一番大事にして、統廃合計画の中止と、さらなる少人数学級の実現を再度強く要望いたします。

次に、給食費のほうですけれども、物価高騰の影響と対策については、先週の御答弁でも、タマネギなどを主とした食材費に加えて、電気やガスなどの光熱費も高騰しているということで伺いました。また本市では献立の工夫などされているということと、それから保護者の負担増にならないよう国の地方創生臨時交付金、2億4,000万円も活用して、現在検討を行っているということですので期待をしています。この地方創生臨時交付金については、保護者負担の給食費を下げるというよりは、食材費に活用した上で、保護者から徴収する給食費は据え置くという、そういう方向性なのかなというふうに理解してはいますが、その点を確認させてく

ださい。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 学校給食費におけます地方創生臨時交付金の活用方法についてでございますが、現時点ではまだ検討中ございまして、給食費の値下げというところでは現在検討はしてございません。議員からお話がありました内容を含めまして、今現在検討している最中でございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 先週のこの質問の中では、当市の食材費について、都内平均からも比べて低い位置にある、充実した給食になっていないではないかという他の議員の御意見もありました。現在、市では食材費を給食費として保護者から徴収してるわけですが、食材費を増やすことと、保護者負担を増やすことは、別に考えるべきだと私も思います。この食材費を上げて、充実した給食になっても、それが給食費の値上げに直結しないよう、これは求めておきます。

次に、保護者負担の軽減ですけれども、給食費についての日本共産党の立場は、義務教育は無償とするという憲法第26条の精神に基づいて、無償にすべきというものです。国に対しても、繰り返し求めてきています。市議会においても、一部補助からでも導入してほしいということで求めてきました。平成30年第1回定例会で、給食無償化について取り上げた際に、市も給食は教育の一部を担うものという御答弁をされていて、給食が教育の中に含まれている、一環としてるといふ、そういう認識は市とも共有できているというふうに思うんですが、それを踏まえて、以下、伺いますが、給食費の値上げについては以前、検討がされていたが、コロナの影響で検討の場が持てていないまま現在に至っているということで、これも確認ができましたが、やはり地方創生臨時交付金を活用して、今まだ内容検討中ということでしたので、ぜひ給食費の保護者負担も軽減してほしいと思うんですが、そのための課題は何か伺います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 現在、給食費の負担軽減におきましては、就学援助制度におきまして、該当した方の給食費を全額補助しているところでございますが、現時点ではさらなる負担軽減につきましては検討しておりません。ただ、さらなる負担軽減をする場合の課題につきましては、軽減のための財源や、システムの導入費などが課題であると認識してございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 学校給食法における食材料費の負担については、先ほども申し上げましたけど、平成30年第1回定例会で取り上げた際にも確認したんですけれども、これあくまで原則であって、補助の禁止、市が補助しちゃいけないと、そういうものではないと市も御認識されているということでしたので、ぜひ負担軽減してほしいと思うんですが、他市の状況についても伺います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 他市の給食費負担軽減の状況でございますが、令和4年度では一律の補助を行っている市が4市ございます。補助内容につきましては、1人当たり月400円が1市、100円が1市、90円が1市、1食当たり6円が1市となっております。また単独校方式の自治体で、市内農産物を使用する場合に、一部補助を行っている自治体が1市ございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） このコロナでも物価高騰の影響で、そういう様々、他市でも軽減というか、食材費に対する穴埋めというんですかね、そういうことも行ってるんですけれども、結構その前から給食費の一部補助をするという自治体は結構増えていまして、日本共産党都議団の2020年の調査では、都内の約半数の32自治体が公費補助を実施しており、1町4村については全額無償ということでした。北区では、第2子半額、第3子

以降の全額補助ですとか、品川区では多子世帯3人目以降について、全額補助するというようなことを行っているそうです。市独自の多子軽減については、私も第3子以降、無償化とした場合の予算も聞いたりしました。そのとき3,300万円の財源確保ということでしたけれども、その後の検討状況をお伺いします。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 給食費の多子世帯への負担軽減につきましては、就学援助費制度におきまして子供の人数により該当するための判定基準が変わっております。多子世帯ほど判定基準の収入上限額が上がる仕組みとなっております。このことから、現時点では多子世帯へのさらなる負担軽減につきまして、その後、検討はしてございません。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 昨年の9月から電気代が値上がりし続けていて、今年に入ってからガスや、それからこの6月から食品1,500品目が値上げをされ、家計を直撃しています。給食費、やっぱり子供がいればいるほど、それだけ負担が上がっていくということ——産めば産むほどお金がかかるという状況になっちゃってるのは、やはり私は少子化のためということではないですけれども、子育てしやすいまち、教育、大事にするという、そういう、先ほどもそういう御答弁ありましたけれども、そういうものとやっぱり逆行しちゃうんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひ多子軽減についても、御検討を引き続きお願いしたいというふうに思います。育ち盛りのお子さんに、栄養のあるものをおなかいっぱい食べてほしいというのは、保護者だけではなく、大人みんなの願いではないかと思います。給食費の値上げを抑制する、それ大変すばらしいことで感謝をしてるんですけれども、それだけにとどまらず、さらなる負担軽減を求めます。

今回、教育予算と保護者の負担軽減について質問しましたが、改めて公教育における保護者の負担が重いこと、その大きな要因として教育に対する公的支出が少ないことを実感しました。お金がないから学校が古くても仕方がない、古くなった学校を建て替えるために、学校を減らすのは仕方がない、本当にそうなのかというふうに思います。

国はウクライナ情勢に乗じて、防衛費を2倍にしようとしています。現在、既に5兆円規模の軍事費が2倍となれば、その財源をどこから持ってくるのか。ただでさえ少ない教育費が、さらに削られるのではないかと危機感を感じています。二度と他国を侵略しないと誓った憲法を変えて、敵基地まで攻撃できる能力を有するということが、専守防衛を超えた戦争準備にほかなりません。日本が軍備を増強すれば、周辺国も同様に軍備を増強する。際限なく軍拡の道に進むことになり、お金が幾らあっても足りないというふうに思います。そればかりか、相手国に脅威と認識されれば、日本に攻め込む理由を与えることになり、かえって危険を呼び込むことにもつながってしまいます。攻められたらどうするかではなく、攻められないために、あらゆる努力を尽くすのが政治の最大の役割ではないでしょうか。

5兆円あれば何ができるか。ちょっとテレビでもやってたんですけど、大学授業料の無償化1.8兆円、児童手当の高校までの延長と所得制限撤廃1兆円、小・中学校の給食無償化4,386億円、まだまだたくさんの可能性が生まれます。二度と戦争はしない、人権を何よりも大切にするという憲法の理念を貫き、教育費の抜本的な拡充、これを求める声を東大和市からも、ぜひ市のほうからも、ぜひ大きく上げていただきたいということを心から呼びかけます。

この項については以上です。

次に、尊厳ある生理期間を過ごすための取組についてですけれども、今回、尊厳という言葉を使ったのは、生理期間を快適に過ごすということは、人間としての尊厳に関わる問題であると考えからです。文字どおり

生理は生理現象であり、先週も他の議員から生理現象の話がありましたけれども、その期間や量はもちろんのこと、頭痛や腹痛、倦怠感やむくみ、貧血、精神的に不安定になるなどといった、これ全身に起こる症状は自分ではコントロールはできないものです。ただでさえ全身が不快な状態にあるときに、生理用品を十分に準備できないということが、体にとって不衛生なだけでなく、どれだけ尊厳を傷つけるのかということを再確認したいと思いますが、その点の御認識はいかがでしょうか。

○地域振興課長（石川正憲君） 市といたしましては、第三次東大和市男女共同参画推進計画において、生涯を通じた男女の健康支援を施策の方向性の一つとしており、生理期間も含め、男女が互いに身体的性差を理解し、互いを尊重することが重要だと認識しております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） やっぱりお互いの体の違いを理解するというのは、すごく大事なことだなというふうに思います。生理用品を十分に準備することができない理由としては、経済的な理由だけではないということが、最近、明らかになってると思うんですが、市としてどのように認識されているのか伺います。

○地域振興課長（石川正憲君） 生理用品を十分に準備することができない理由についてでございますが、経済的理由のほか、環境的理由や、本人や周囲の生理に対する正しい理解、知識不足など、様々な問題が含まれているものと考えております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 虐待、ネグレクトということだけではなくて、いわゆる毒親という言葉が最近、聞かれますけれども、そういう親の下で育った方の経験談では、経済的に余裕があっても、子供に、娘に生理用品だけではなく、ブラジャーなども買ってあげないというような、ちょっとそういう体験談が本当に多くありました。毒親あるあるらしいという、そういう生理用品を買ってくれない親というのは、非常に多くいるということを、私も知ったわけですが、現在、社会福祉協議会で行っている生理用品をお渡しする事業についても、この間の利用状況や今後の継続の見込みなどを教えてください。

○地域福祉部長（吉沢寿子君） 社会福祉協議会におきます生理用品の配布につきましては、令和3年6月から寄附の受付を開始し、7月15日から配布をしております。これまでの配布実績は、令和3年度は64袋、令和4年度は現時点で7袋、人数は合計48人の方々にお渡ししているということでございます。受け取りに来られた方々の年齢層の把握はしていないと伺っております。また何らかの御相談をいただき、支援につながった事例はないとのことであります。今後の継続の見込みにつきましては、引き続き寄附物品や寄附金を受け付けるとともに、さらなる周知を行い、配布を進めていきたいと考えているとのことであります。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 大変尊い取組だなというふうに思います。市民の方から寄附を受け、市民の助け合いの事業ということで、これはこれでとてもいいものだというふうに思うんですけども、一方で生理用品が十分に手に入らないという方、調査も今いろいろ行ってますので、そうした調査ですとか体験の話を知ると、やっぱり対面でその生理用品をもらうということ自体が、社協のほうでは見せると、スマホの画面を見せるともらえるというふうに、口でくださいって言わなくても、もらえるようにはなっているんですけども、やっぱりどうしてもこう、もらいに行くって、その行為そのものが非常にハードルが高いというようなこともお伺いしました。やっぱり自分が準備できないということを、あまり人に知られたくないというのは、当然の気持ちかなというふうに思いますけれども、生理現象ですので、ぜひトイレトペーパー同様に、トイレに備わっ

ておいてほしいというふうに思うわけなんですけれども、この②の公共施設や学校に整備するための課題というところに移りますが、市役所トイレ、市役所内のトイレへの整備について、この間の進捗を伺います。

○総務管財課長（宮田智雄君） 市役所内への整備についての状況でございます。自治体との協定を前提に、ナプキンディスペンサーを活用して、無償配布事業に取り組む民間事業者と連絡を取り合いまして、設置の可能性についてお話を伺ってるところでございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） ぜひ引き続き、進めていただきたいというふうに思います。

他市でも、結構トイレに設置するところというのは増えていて、窓口での配布を合わせて、学校とかでも取組が徐々に進んでいるというふうに思うんですけれども、当市で小・中学校トイレに整備するための課題について伺います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 小・中学校トイレに生理用品を整備する場合の課題につきましては、子供同士のトラブルや衛生面の確保が課題であると認識してございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 具体的には、どういったトラブルを懸念されているのか伺います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 子供同士のトラブルの例についてでございますが、例えばトイレに設置した生理用品を使用した生徒がいて、うわさ話をされたりすることや、そのほか例えば1人の生徒が全て持って行ってしまって、必要とする生徒が利用できなくなってしまうことなどがございます。設置をする場合には、事前に十分な説明や対応等が必要であると認識してございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 個室に置いてあれば、使ってるということも分からないと思うので、個室に置いてあってほしいなというふうに思うんですけれども、もし1人でいっぱい持っていっちゃうという子がいたら、やっぱりその子は家で準備ができてないということだと思います。うわさされちゃうとか、あいつ生理だみたいな、何かそういうのにつながるというのは、逆にやっぱり保健室に取りに行くほうが、やっぱりハードルが高いですし、本当、生理現象なので、まだもうちょっと後から来るかなとか思っても、トイレに行ったらいきなり始まるとかということは、本当に結構あると思うんですね。そういうときに、保健室まで取りに行っていたら授業に間に合わないとか、気が気じゃない状況で授業を過ごさなきゃいけないとかというよりは、やっぱりそこにあればきちゃっても、特に思春期の始まったばかりの子たちというのはすごく不安定な、時期とかも不安定なので、そこにあって使えるというのが、私は一番いいと思いますし、神奈川県綾瀬市のトイレでは、生理用品も置いてあるけれども、そこに学校からのメッセージという形で、何か生理用品や生理のことで困っていることがあったら、先生とお話ししませんかみたいな、そういうメッセージがナプキンと一緒に置いてあると。それもすごくいい取組だなと、なかなかこう行けなくても、そういうもの、メッセージがあるだけで、何か相談していいのかなというふうに、子供が相談するきっかけになるんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひ引き続き御検討をお願いしたいというふうに思います。

特に初潮を迎える高学年、小学生の高学年から中学生、思春期の子供たちなので、なかなか性についてオープンに、口に出すのは恥ずかしいと思い、我々大人もそんなにオープンに話したいような内容でもない方も多くいらっしゃると思いますし、特に恥ずかしさを感じる年齢だと思います。厚労省も調査をしますけれども、令和4年3月に公表した生理の貧困が、女性の心身の健康等に及ぼす影響に関する調査でも、生理用品が入手

できず、学校や職場を遅刻、早退、欠席した方が25%、4人に1人となっていますが、無償提供のものは結構、あまり利用されてる方は少ないんですね。その理由としては、やっぱり対面の受け取り、それがハードルになってるということが分かります。直接受け取りに行きづらいというのが、本当にそうだなというふうに思うんですけども、小・中学校のトイレや公共施設は、災害時には避難所として使われることも想定されていますけれども、2012年7月に内閣府が発表した、東日本大震災における災害応急対策の主な課題という資料によると、避難所で生理用品がせつかくあっても、男性職員がそれを配っていると、なかなか取りに行きづらいという、それが課題として調査の中で指摘がされていたということも分かりました。しつこいようですけども、本当に生理現象なので、自分でこう、あした来ようとかって決められるものじゃありませんので、トイレットペーパー同様、必要なときに気兼ねなく使えるということが大事だと思います。

国の地域女性活躍推進交付金というものが、昨年度からやってみてみたいですけども、生理用品をトイレに置くにも、そういうことにも活用できるということで、何か今年はちょっと公募が終わってしまったようなんですけども、これ来年度も、こういうものがあるのかということなども含めて、公共施設トイレへの常設、個室に置いてあるという状況を、早急に実現していただきたいということを改めて要望をいたします。

次に、3番のところの子供たちの豊かな育ちのための取組のほうに移ります。

まず虐待やヤングケアラーなど、この間の相談の状況など、もう少し詳しく教えてください。

○子ども家庭支援センター長（原 里美君） 児童虐待に関する新規の相談件数につきましては、ここ数年、横ばいの状況でございます。虐待以外の相談では、令和3年度は子供の養育が困難な家庭等の養護相談が前年と比較して増加している状況でございます。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 貧困とかだけじゃなくて、介護であったり、学校でのいじめがあったり、不登校があったり、あと保護者自身が精神疾患を持っていたり、我々も一つ御相談を受けた中に、本当にいろいろな問題が含まれていて、本当にどうしたらいいのか、困難な事例というのもすごく多くあると思うんですけども、そうした点はいかがでしょうか。

○子ども家庭支援センター長（原 里美君） 子供に関する相談につきましては、虐待や養育困難などの養護相談、子供の性格行動や不登校などの育成相談など、内容により六つの種別に区分けしております。中には複数の問題を抱えている相談も多くありますことから、必要な支援につなげられるよう、関係する部署や関係機関と連携を図り、対応を行っているところでございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 連携する機関も本当に多いというふうに思います。昨今、新たな課題として認知されているヤングケアラーについても、今後まだ今、市ではそういう御相談等はないということですけども、やっぱりそういう子たちがいるということが認知されてきてるところですので、やっぱり今後そうした子たちへの支援というの、増えてくるのではないかとというふうに思います。国も今年度予算で支援体制強化のための予算を計上していて、本当にこう子ども家庭支援センターの業務というのが、本当に増えてくるんじゃないかなというふうに思います。そうやって、今回、体制強化をしていただいて感謝してるんですけども、やっぱりさらなる拡充が必要ではないかとというふうに思うんですが、その点についての御認識を伺います。

○子ども未来部長（松本幹男君） 子ども家庭支援センターでは、相談援助機関としての機能が十分に発揮できるよう、日頃から関係機関との連携に努めてるところでございます。児童の福祉に関する内容につきましては、

関係を有する教育部門や福祉部門、それらも含めた全体の関係性の中での体制づくりが必要であると考えております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 私も以前、拡充のところに移りますけれども、令和2年の第3回定例会で子ども家庭支援センターの体制強化を求めました。市ではこの4月から、係から課に変更されて2係制での対応となり、大変感謝をしております。現在の職員体制について、もう少し詳しく教えてください。

○子ども家庭支援センター長（原 里美君） 市長答弁でもございましたが、子供に関する総合相談につきましては、子ども家庭支援センターのケースワーカー、4人で対応しております。その内訳は、子ども家庭支援ワーカー2人、専門相談員1人、虐待対策ワーカー1人で、ケースワーカーとは別に、総合相談係長が1人配置となっております。これは東京都の子ども家庭支援センター事業実施要綱で定める職員配置基準に沿ったものとなっております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 都の配置基準ということですが、これはセンター当たりの配置基準であって、例えば子供何人に対してとか、子育て世帯に対して何人とか、そういうものではないのかなというふうに今、理解したんですが、その確認をさせてください。

○子ども家庭支援センター長（原 里美君） 東京都の実施要綱では、子ども家庭支援センターに必要な職員として、センター長や子ども家庭支援ワーカーの配置等について定めておりますが、市内の児童人口や相談の件数などに応じた職員の必要人数については、特に定められておりません。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） そうなるとケースワーカーさんは、相談が増えれば増えるほど1人の持分が多くなるというふうに思うんですが、現在、ワーカーさん1人当たりが担当している相談件数はどのくらいなのか伺います。

○子ども家庭支援センター長（原 里美君） 子ども家庭支援センターにおいて、継続的に対応している相談ケースは、令和4年5月末現在で、ケースワーカー1人当たりおよそ60件となっております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 相当多いんじゃないかなというふうに思います。先ほどのような複雑で困難な御相談も多くあるということを考えると、とても対応が本当にし切れないんじゃないかなというふうに心配するんですけれども、例えば児童相談所では、児童福祉司1人当たりの相談件数の基準はどのようになっているのか教えてください。

○子ども家庭支援センター長（原 里美君） 国におきましては、平成30年7月に児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策として、児童相談所の体制強化を挙げております。具体的な内容として、児童相談所の児童福祉司1人当たりの業務量が、児童虐待相談とそれ以外の相談を合わせて、40ケースとなるように設定されております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 国はそういうふうな設定をしているということですが、それでも虐待で亡くなるお子さんの報道、本当に日々あって、児童福祉司も増やしてほしいという要望、意見書、党としても国や東京都に出しているんですけれども、当市の子ども家庭支援センターでは、それよりさらに多くの1人当たり件数

を抱えてるといふのは、本当にかかなりの負担ではないかというふうに思います。子ども家庭支援センターの役割ですね、地域に密着して、連携先、本当に健康センター、保育施設、学校、児童相談所もですが、生活福祉課だったり、社会福祉協議会だったり、ちょっと私が今、言わなかったようなところとも、恐らくいろんなところと本当、幼稚園とかもありますし、いろんなところと連携して、取り扱う内容も虐待のような、そういうことだけでなく不登校だったり、児童相談ということも、発達にわたることも、本当に多岐にわたるということを見ると、やっぱり人員の拡充が必要ではないかと思います。これはぜひ、今後の状況も見て拡充を強くお願いしたいというふうに思います。4月から地域支援係と総合相談係の2係制になったことにより、職員数も増えてるかと思うんですが、最大で何人の方が事務所にいることになるのか伺います。

○子ども家庭支援センター長（原 里美君） 正職員のほか、会計年度任用職員などを合わせた人数になりますが、現在、課長のほか、地域支援係7人、総合相談係9人の合計17人が事務室内で勤務をしているところで、以上です。

○7番（上林真佐恵君） 子ども家庭支援センターも、ちょっと見させていただいたことありますけれども、かなり手狭なんじゃないかなというふうに思います。大変な仕事をしてらっしゃるワーカーさんや職員の方が、やっぱり快適に過ごせるってすごく大事なことだと思いますし、場所が狭いから人が増やせないということになると、やはり本末転倒だと思いますので、ぜひ場所についても拡張してほしいと思うんですが、将来的には市庁舎の建て替えと併せて、周辺の施設を複合化するというのも、先週の議会の中では確認がされましたけれども、その時期は令和17年から23年ということですので、まあ相当先に検討が始まるというふうに思いますけれども、今困っている子供たちの支援を、やっぱり先延ばしにするということも、それはできないというふうに思いますので、ぜひ専門の職員さん、そしてワーカーさんを増やして、職員さんの負担軽減、図ることとあわせて、ぜひ場所についても拡張を検討してほしいというふうに思います。

次に、③のほうに移ります。

東大和市児童発達支援センター、準備を進めているということですが、子ども家庭支援センターとの役割分担がどのようになるのか伺います。

○子育て支援課長（新海隆弘君） 子ども家庭支援センターは、子供自身や子育て家庭からのあらゆる相談に応じる総合相談窓口であり、地域の関係機関と連携を取りつつ、子供と家庭に関する総合的な支援を行う施設であります。一方、（仮称）東大和市児童発達支援センターにつきましては、やまとあけぼの学園での事業を継承するとともに、児童発達支援センターとしての機能を追加し、地域における児童発達支援の中核的な支援機関としての役割を担うものであります。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 連携先が増えるというふうにもとられると思いますので、ぜひ子ども家庭支援センターの職員を増やすことと、場所の拡張ということで再度求めたいと思います。

次に、④の子供の医療費助成についてですが、前議会でも取り上げましたので進捗を伺います。

○子育て支援課長（新海隆弘君） 東京都において、令和4年度予算に高校生等への医療費助成制度の開始に向けた準備経費を計上した件につきましては、その後、全ての市区町村で早期に実施されるようにと、令和5年度からの3年間、東京都による10分の10の医療費負担割合の考えが示されております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 所得制限と窓口負担についての都の動向や、市長会等での要望について教えてください。

い。

○子育て支援課長（新海隆弘君） 東京都は、高校生等への医療費助成につきましても、児童手当の所得制限に準拠した所得制限と、通院1回につき200円を上限額とした本人負担による事業の考え方を示しております。また東京都が10分の10の医療費負担割合を、令和5年度からの3年間に限定していることから、4年目以降の財源の確保及び所得制限や自己負担につきましても、引き続き市長会等を通じて協議してまいりたいと考えております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 本来であれば、私は国の制度として国全体で格差なく、子供の医療費完全無料にしてほしいと、それがあべき姿だというふうに思うんですが、一方で自治体の努力で医療費助成を行ってきたことが、東京都や国を動かしているというふうにも思います。引き続き市からも強く声を上げていただくということと併せて、18歳までの医療費完全無料化に向け、市でも最大限の努力を行っていただくことを求めます。

この項については以上です。

次に、4番の保育・学童のところですが、まず待機児童対策ですが、保育園における旧基準での待機児童数、実際に保育園に入れなかったお子さんの数を教えてください。

○保育課長（関田孝志君） 保育園を申請いただいた方で、入園決定できていない人数につきましては54人です。年齢ごとの内訳は、ゼロ歳8人、1歳29人、2歳12人、3歳4人、4歳1人です。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 学童クラブごとの待機児童数と、ランドセル来館ごとの登録児童数を伺います。

○青少年課長（石川博隆君） 学童保育所の待機児童数につきましては、令和4年5月1日現在、総数は37人で、内訳ですが、第三クラブ2人、第五クラブが19人、第六クラブ3人、第七クラブが11人、第十クラブが2人となっております。

次に、ランドセル来館事業の各児童館等での登録児童数ですが、総数が343人となっております、内訳はならはし児童館が73人、第四小学校で42人、かみきた児童館で52人、むこうはら児童館で42人、ながい児童館で43人、第二小学校で7人、きよはら児童館で33人、さくらがおか児童館で51人となっております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 今後の待機児童の動向についても、どのように見込んでいるのか、それぞれ伺います。

○保育課長（関田孝志君） 令和4年度は、就学前人口の減少や、武蔵大和駅前の保育園の開園等による1歳、2歳児の受け入れ人数の拡大により、待機児童人数はゼロとなりました。今後も引き続き、女性の就業状況や、利用開始希望年齢などの利用者の動向を注視してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○青少年課長（石川博隆君） 学童保育におきましても、市全体におけます人口減少や、少子高齢化の影響を踏まえる必要があると考えておりますが、今般の社会情勢や働き方の多様化、女性の就業率の上昇等を勘案いたしますと、地域によっては学童保育のニーズが増加するものというふうに考えてございます。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 厚労省の児童福祉主管課長会というの資料では、この間、受皿の拡大とコロナによる利用控えがあったが、女性の就業率を見ると令和2年度は減少したものの、令和3年度は再び着実に上昇し

ており、保育の申込者数は女性の就業率と相関関係が見られることから、今後、申込者数は再び増加することが見込まれるというふうになっていました。いずれにしても、数字の上で国の基準では待機児童ゼロということですが、やはり保護者の方々が希望する保育施設に子供を預けられるということが、一番重要なことだと思いますので、引き続き利用者の動向なども見ていただいて、対策をお願いしたいと思います。学童保育所についても、ランドセル来館の利用児童数、増えてると思いますけれども、結構ばらつきはありますが、面積基準や配置基準がありませんので、子供たちの安全、どう守るのかという、こうした課題の解決と併せ、学童保育所を新しく造る際には専用施設での運用を強く求めます。

次に、保育士と学童保育所指導員の処遇改善についてですが、補正予算での御答弁では、保育施設については国が示したおおむね3%、月額9,000円程度の改善がなされているということでしたけれども、実際には多くの園で国の配置基準よりも多くの保育士を雇ってると思います。全国平均では配置基準よりも、約2倍の保育士さんが働いてると言えますけれども、当然国の処遇改善のお金は、その配置基準に基づいた金額で来てますので、この差額については園が負担したのかどうか確認をさせていただきます。

○保育課長（関田孝志君） 差額につきましては、一部法人については処遇改善を実施したというところもございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 園が負担したというふうを受け止めましたけれども、そうやって考えると経営に余裕がないと、そういう穴埋めができなかったのではないかなというふうに思います。いずれにしても全産業、平均9万円低いと言われているこの低賃金の状態、さらに処遇改善、行う必要があると思いますけれども、その点についての御認識を伺います。

○保育課長（関田孝志君） 保育施設につきましては、国や東京都の処遇改善施策と併せて、市の独自であります保育士等駐車場確保支援事業等により、引き続き保育士等の処遇改善に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○青少年課長（石川博隆君） 学童保育所指導員のほうにおきましても、安心・安全な学童保育サービスの提供に向け、学童保育施設の安定的な運営が可能になるよう、地域の実情を十分に踏まえた処遇改善が必要であるというふうに考えてございます。さらなる財政支援に向けまして、引き続き市長会等を通じて国に要望してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 保育士さんにしても、学童保育所指導員さんにしても、やっぱりこう労働条件の改善とか、賃金を上げて処遇改善するということは、子供の保育の質にも直結することだというふうに思います。当然やっぱり私は国が、本当にこれずっと言ってますけど、いつになったら国は処遇改善、抜本的に本当にいつになったらやるんだろうと、本当に思うわけですけれども、やはり市としても最大限の努力をしていきたいということを要望します。

コロナの第6波では、多くの保育施設でクラスターが発生したり、休園になるという中で、本当に体だけではなくても、本当にメンタルもぎりぎりの状態で、何とか預かり続けたというお話も都内の保育士さんから伺いました。最大限の努力をしていただくと同時に、国に対しても本当に、いいかげん、これ処遇改善をやらないと駄目だと思いますので、ぜひ一緒に声を上げていただくことを要望いたします。

次に、③の市立狭山保育園の段階的廃園のところですが、乳児クラスのお子さんの数と職員体制について、この4月からどのように変わったのか具体的に伺います。

○子ども未来部副参事（岩崎かおり君） 令和4年4月1日現在の状況で申し上げます。令和4年度から、ゼロ歳児クラスの受入れを終了いたしました。1、2歳児は混合クラスとして保育を行うことといたしました。1歳児クラスの利用者は3人、2歳児クラスの利用者は6人です。保育者の配置は、常勤3人、非常勤0.5人、計3.5人の体制とし、前年度と同程度の基準で保育を行っております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 0.5人というのは、何かほかのクラスも受け持ちながらという理解ですよね。担任についても伺いますが、通常1人は前のクラスからの持ち上がりになるというふうに思うんですが、その点、状況を伺います。

○子ども未来部副参事（岩崎かおり君） 担任につきましては、全てのクラスにおきまして、前年度クラスからの持ち上がりの職員を、それぞれ1人以上、配置しております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 1歳児、2歳児クラスの、この幼児、乳児クラスの保護者の方から、慣れ親しんだ先生がいなくなってしまったということもあって、あとちょっと大きい子たちと同じクラスになって、非常にお子さんが不安定になっているということと、自分もすごく困ってるんだけれども、先生にもすごく負担がかかってるんじゃないかというお話も伺いました。その辺の事実関係というか、その保護者の皆さんからやっぱり丁寧に話を聞き取っていただいて、不安に対応していただきたいというふうにも思いますが、やはりこの段階的廃園、新しいことですので、保育士の負担や子供の負担、それから保護者の負担について、市がどのように認識をしているのか伺います。

○子ども未来部長（松本幹男君） 段階的廃園により、園の規模が小さくなっていく中で、集団保育ならではの様々な経験の機会を確保していこうと、意見交換や情報共有を密にすることで、保護者の廃園に関する不安を少しでも取り除いていくことなどが、負担軽減につながっていくものと考えております。また、よりよい保育を実施していくために、現場の保育士と園長、担当課等などが、連携していくことが、これまで以上に必要になるものと考えております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 保護者の方からお話を聞くと、ちょっと現場の保育士さん任せになってるんじゃないかというようなお話も伺いました。そういうふうにならないように、市としてもしっかりと責任を果たしていただきたいということを要望します。

次に、保護者との意見交換や懇談についての状況を伺います。

○子ども未来部長（松本幹男君） 令和4年3月9日と10日の2日間、狭山保育園が作成いたしました少人数制における保育計画案、こちらの説明及び質疑等について意見交換の場を設けました。また少人数制における保育計画案に関する保護者アンケートの結果については、3月31日付で書面により保護者の皆様にお伝えし、併せて4月の各クラス懇談会において、少人数制における保育計画を配付したところであります。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 保育計画案についての保護者のアンケート結果については、資料頂きました。ありがとうございます。計画に賛同し、期待する声もある一方で、やはり特に1歳児と2歳児のこの合同保育について

では、まだまだ1歳、赤ちゃんですので、そういうことを2歳、結構、もう2歳になればすごく動き回りますので、そういう子との合同保育、1歳の小さいほうにかなり負担があるのではないかという声や、下の子が入ってきませんので、そういうところをどうするのかというふうな疑問に加えて、これまでの段階的廃園の経緯により、市への信頼はゼロという厳しい意見や、また段階的廃園が子供たちに与える影響について真剣に考えていただきたいという、そういう切実な御意見もあり、全体として段階的廃園が子供たちに与える影響について、保護者の皆さんが大変大きな不安を感じているということが分かります。

保育園のすばらしさの一つに、園で自分より小さな子と一緒に生活をする中で、兄弟がいなくても自然と小さい子をかかわる気持ちが生まれるというようなこともあると思います。ちっちゃい子が園庭に出てくると、本当に大きい子たちがわっと行って、みんなでその子たちの誰がお世話をするのか、取り合うような、そういう場面も私も見たことがありますけれども、そういう場を奪われているということについて、やっぱり市としてしっかりと直視をしていただきたいというふうに思います。この市が進めている段階的廃園が、本当に子供たちだけでなく、保護者に対しても大きな不安を与えていることを改めて指摘をし、段階的廃園を中止することを求めます。

それでは、最後、副食費のところですが、保育施設での給食についても、当然、物価高騰の影響を受けているというふうに思うんですが、これまでも聞いてきましたけれども、副食費の月額4,500円という金額が、豊かな食育のために十分な金額であると、そういうふうに市は考えているのかどうか伺います。

○**保育課長（関田孝志君）** 保育施設の副食費についてですが、4,500円につきましては、国から提示されている金額でございます。適当な金額であるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○**7番（上林真佐恵君）** 国もその4,500円の根拠は示してないんですけども、国が提示されてるから適当ということではなくて、やはりこれで足りている、満足な給食できるのかということ、ぜひ考えてほしいんですが、月に20日として、実際は土曜日とかもありますけれども、月20日としても1食225円なので、副食費、おかげだけにしても、ちょっと足りないんじゃないかなと私は思います。保育施設でも、実際には保護者から4,500円もらうけれども、実際にはもうちょっと給食費かけてるところがあるんじゃないかというふうに思うんですが、保育の無償化と併せて副食費が新たな保護者負担となったことで、別の問題としての、お金の問題とは別に、施設で徴収しなきゃいけない、そういうことも問題になりました。現在、市内の保育施設、私立・公立それぞれどのような状況になっているのか伺います。

○**保育課長（関田孝志君）** 私立保育園につきましては、口座振替により対応しているところであり、滞納とならないような、適切な管理が求められているところでございます。公立保育園につきましては、職員が手集金という形で徴収を行っております。現金管理や、滞納管理、適切な執行が求められているところでございます。

以上でございます。

○**7番（上林真佐恵君）** 私立では口座振替ということですが、やっぱり滞納とならないチェックをしたりとか、そういう管理、滞納となってる方には連絡をとったりとか、そういうことが増えているというふうに思いますし、狭山保育園については職員の方が行って、手集金でお金をもらうというのは、やっぱりすごくこれは、長時間、過密労働、保育士さん、さっきも処遇改善のところでもちょっと言いましたけれども、そういう負担が増えている中で非常に問題ではないかと思えます。学校給食同様、やっぱり給食というのは保育に欠か

せないものであるというふうに思いますが、市の御認識を伺います。

○保育課長（関田孝志君） 給食につきましては、保育所指針に基づき、各保育園、保育施設の創意工夫により、職員全員で食育を推進しているものというふうに認識してございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 切り離せないものだというふうに思うわけですが、やはり国の制度、これも私は国の制度においてしっかり公定価格も含まれて、無償化の対象に、もともとこういうプランに含まれてたわけですから、なぜこれで無償化のときに切り離されちゃったのかということなんですけれども、やはりその当初の制度どおり保育料に含まれるべきではないかと思うわけですが、その点について再度御認識を伺います。

○保育課長（関田孝志君） 無償化に伴い、保育料から切り離されたというか、保育料の中にそもそも副食費は入っていたという考えになります。繰り返しにはなりますが、副食費につきましては、幼児教育、保育の無償化から、保育料の一部として徴収してきた経費、また在宅で子育てをする場合にも生じる費用というふうに考えることから徴収されるものと、これに伴って当市においては制度に従って行っているところでございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 保護者負担との関係で、保育料に含まれて払ってたけど、それが別出しで保護者負担となったということですね。また保育料は所得に応じて違いますけれども、これ一律4,500円という金額なので、私はそういう意味では保護者負担が増えたというふうに思うわけなんですけど、制度が不十分であるならば変えるべきだと思いますし、そのためにぜひ市からも声を上げてほしいというふうに思います。無償化、副食費、そういうふうになってますけれども、無償化に伴って市がこれまで保護者の保育料負担を軽減のために投じてきた、軽減するために投じてきた予算は浮いた形になってるというのは、これまでも議会で質問させていただきました。この財源を活用して副食費を負担してる自治体もあります。当市では浮いた金額がおおよそ年間9,000万円で、市が独自に副食費を負担した場合の予算はおおよそ1億円ということですので、ぜひ当市でもこの財源を活用し、副食費の負担軽減に踏み出すことを要望いたします。

以上で、私の一般質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（佐竹康彦君） 以上で、上林真佐恵議員の一般質問は終了いたしました。

ここで、午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時54分 休憩

午後 1時30分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 中間建二君

○議長（関田正民君） 次に、19番、中間建二議員を指名いたします。

〔19番 中間建二君 登壇〕

○19番（中間建二君） 公明党の中間建二でございます。令和4年第2回定例会における一般質問を行わせていただきます。

初めに、ロシアによるウクライナ侵略戦争が市民生活に与える影響と対策について伺います。

2月24日に、ロシアが国際法に反するウクライナへの侵略戦争を開始して以来、100日が過ぎました。第二

次世界大戦以降、最も深刻で卑劣なロシアの蛮行を強く非難するとともに、直ちに戦闘を停止することを強く求めるものであります。

「戦争ほど、残酷なものはない。戦争ほど、悲惨なものはない。だが、その戦争はまだ、つづいていた。愚かな指導者たちに、ひきいられた国民もまた、まことにあわれである。」、あまりにも有名なこの小説の1節を多くの方々が胸にとどめ、国家による戦争がいかに卑劣で愚かなものであり、何の罪もない多くの庶民の命を犠牲にしていることか。東大和市民はもとより、日本国民もまた全ての世界市民が強い憤りを感じていることと思います。この戦争は、当事国の国民の生存権を脅かすだけでなく、当市を含め世界的な影響を及ぼしております。いまだに戦争終結の糸口が見えない中で、市民生活に与える影響と対策について質問させていただきます。

①として、ロシアのウクライナ侵略戦争の終わりが見えない中、長期的な燃料費や食料品等の物価高騰が懸念されるが、どのような認識を持ち、対策を講じていかれるのか。

②として、戦争が長引くことによって、精神的な不安を感じる方々への支援の在り方について。

ア、市としての相談支援の窓口について。

イ、小・中学校における対応について。

③として、ウクライナからの避難民の支援について、それぞれ現状のお考えを伺います。

次に、旧日立航空機株式会社変電所を活用した平和事業の充実について伺います。

当市の貴重な文化財であり、平和のシンボルである変電所の保存と平和事業の活用については、私は20年前の初当選以来、何度も一般質問で取り上げてまいりました。この間、歴代の市長はもとより、関係者の御尽力によって、変電所の保存・改修及び平和事業の充実が着実になされてきたものと高く評価するものであります。ロシアによるウクライナ侵略戦争が続く中、尾崎市長が常々発言しておられる平和への熱い思いを多くの市民、国民が強く実感されていることと思います。

①として、昨年秋の一般公開の再開以降、来場者数の推移及びその反響をどのように受け止めているのか。

②として、学校教育における平和教育の活用事例について。

③として、ウクライナの1日も早い平和の実現と世界の恒久平和を願う立場から、平和市民のつどい等の平和事業の充実、どのように取り組んでいかれるのか、それぞれお尋ねいたします。

最後に、空堀川の中砂の川橋上流付近から立野橋付近までの整備について伺います。

この件については、平成30年第4回定例会において、一般質問で取り上げ対応を求めてまいりました。私のほうでは、このほど公明党、谷村孝彦都議を通じて、東京都北多摩北部建設事務所より、当該箇所の子整備の進捗状況について情報提供をいただいたところであります。

①として、管理用通路や多目的広場等の整備を求めてきたが、いつまでにどのような整備がなされる予定なのか。

②として、多目的広場を市民の憩いの場として利用しやすいよう、ベンチ等の設置を検討できないか、お尋ねいたします。

壇上での質問は以上とし、再質問につきましては自席にて行わせていただきます。よろしくお願ひいたします。

[19番 中間建二君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、ロシアのウクライナ侵略による物価高騰の市民生活への影響等についてであります。ウクライナ情勢の悪化に伴い、原油価格や物価の高騰による家計や事業者への影響が危惧されております。こうした中、国はコロナ禍におきまして、原油価格や電気・ガス料金を含む、物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担の軽減を、地方公共団体が実施できるよう、地方創生臨時交付金として、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分を創設しました。この交付金の活用にあたりましては、学校給食費等の負担軽減や、事業者に対する燃料費高騰の負担軽減など、国の活用例を参考としながら、1日でも早く、市民の皆様、事業者の皆様のために活用できるよう、全庁的な調整を進め、本議会において補正予算による対応を図ってまいりたいと考えております。

次に、精神的な不安を覚える方々への相談支援の窓口についてであります。市におきましては、心の健康づくりに関する相談としまして、保健師などの専門職が初期的な対応を行っております。また、相談内容に応じて、精神科医による、こころの健康相談や東京都多摩立川保健所など精神保健を所管する専門機関を御紹介しております。市では、市民の皆様の心の健康の保持・増進を図るため、メンタルヘルスをセルフチェックするシステム「こころの体温計」など、心の健康づくりに役立つ情報について、市の公式ホームページに掲載し、市民の皆様へ周知を図っております。

次に、精神的な不安に関しての小・中学校における対応についてであります。戦争が長引くことによる児童・生徒の精神面での影響につきましては、各校に2名配置しているスクールカウンセラーが連携しながら、相談体制を充実することにより対応していきたいと考えております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、ウクライナからの避難者に対します支援についてであります。ウクライナからの避難者につきましては、主に国や東京都、一般財団法人東京都つながり創生財団が、相談窓口、住宅、医療、子育て等、生活全般に関する支援を行っております。現時点で、当市に避難者はおりませんが、市としましては、今後、避難してくる方がいらした場合は、きめ細やかな生活支援が受けられるよう、東京都や関係団体と連携を図ってまいります。

次に、旧日立航空機株式会社変電所の一般公開の再開後の来場者数と反響についてであります。変電所につきましては、令和3年10月に公開を再開して以降、内部展示や解説業務を充実しますとともに、これまで見学できなかった2階部分が見学可能となりました。再開直後の1か月間は2,700人を超える方々に御来場いただき、現在は、一月当たりおおむね1,000人の来場者数で推移をしております。市といたしましては、変電所の公開が、平和を愛する人々とのかけ橋となり、平和意識の醸成が着実に図られていくものと受け止めております。

次に、学校教育における平和教育の活用事例についてであります。小・中学校では社会科の歴史教育の中で戦争について学ぶ機会があり、中学校の歴史教科書及び小学校の社会科副読本等の中で変電所について学習をしております。また、校外学習等におきまして、変電所の見学を行っている学校もございます。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、ウクライナの平和の実現と恒久平和を願う立場からの平和事業の充実についてであります。市では、ロシア連邦によるウクライナへの軍事侵攻を受けて、ロシア連邦大統領及び駐日ロシア連邦大使に抗議文を送付するとともに、旧日立航空機株式会社変電所前のフェンスに、軍事侵攻に対する抗議の意味を込めた横断幕の掲出を行ったところであります。平和都市を宣言している市の首長として、ウクライナの1日も早い平和の

実現を願うとともに、平和市民のつどいの実施や、平和のシンボルである旧日立航空機株式会社変電所の保存及び活用、平和月間における各種事業の実施などを通じて、引き続き平和事業の充実に努めてまいります。

次に、空堀川の整備についてであります。中砂の川橋から立野橋間の整備につきましては、東京都北多摩北部建設事務所において、東京都や東大和市の職員のほか、付近の小・中学校や自治会、市民団体の方を委員とした懇談会を立ち上げ、意見交換等を重ねた中で、整備案が作成されております。整備工事の時期につきましては、令和4年度中に発注する予定であると聞いております。また、整備内容につきましては、管理用通路、多目的広場のほか、親水広場や遊歩道、川沿いにおける池状の入り江となるワンド等の整備が案として示され、植樹については、桜や低木が計画されております。

次に、ベンチ等の設置についてであります。今回の整備案におきまして、腰かけることもできる幅の広い階段が整備される計画となっております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） それでは、小・中学校における精神的な不安への対応について御説明いたします。

小・中学校では、長期休業期間前や、各学期始め等の機会を利用して、児童・生徒及び保護者に対して、各校に配置しているスクールカウンセラーや、市内教育相談施設等について周知を図っているところであります。また、児童・生徒が困ったときに、何でも気軽に相談できる環境を整えるために、小学校第5学年及び中学校第1学年においては全員面談を実施しております。

次に、学校教育における平和教育の活用事例についてであります。小学校では第6学年の社会科の学習において、中学校では社会科の歴史分野において、戦時下の国内状況や、国民の生活について学ぶ機会がございます。長く続いた戦争の中で、国内各地への空襲、沖縄戦、広島・長崎への原爆投下など、国民が大きな被害を受けたことなどを理解することや、戦争が人類全体に惨禍を及ぼしたことなどを理解しながら、国際協調と国際平和の実現の大切さを学習しております。現在、教育委員会では、市内小・中学校管理職を対象に、各校での歴史教育活動を充実させる一環として、旧日立航空機株式会社変電所の積極的な見学について奨励しております。また、現在、市内小・中学校では、歴史教育の一環として変電所を見学に行く学校や、総合的な学習の時間において、見学などで得たことをまとめる学習などを行っている学校もございます。

以上です。

○19番（中間建二君） 市長、教育長、御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。

1点目の物価高騰への対応、対策でありますけれども、私ども公明党としても、国政においてはこの物価高騰に対応した補正予算の編成を求め、先日、成立したところであります。新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金、こちらについては初日の補正予算、また他の議員の一般質問の中でも、2億4,000万円を見込んでいたということでもございました。この定例会最終日に向けて、調整をしていただいているというふうに伺っておりますが、この具体的な現在の検討内容について伺いたいと思います。

○企画財政部長（神山 尚君） ウクライナ情勢の悪化を受けまして、大変に物価も上がっているということで、例えば消費者物価ですけど、4月の消費者物価、前年同月比、比べて2.1%の上昇ということで、とりわけエネルギー関係ですね。電気代が21%、ガソリンが15.7%と、それから生鮮食品を除きますけど、食料品なんかも2.6%という形で軒並み上昇しております。特に今申し上げた数字で、燃料関係の影響が非常に大きいとい

うふうに考えておられて、なかなか市内の中小の事業者さんで、この燃料の金額を転嫁することも難しいという状況も踏まえまして、そういった視点でまずは検討を進めているというふうなところでございます。それから、他の議員からもありましたけど、給食の食材なんていうことも、今いろいろ話題になっておりますので、そういったことも含めて検討しているというところでございます。

以上です。

- 19番（中間建二君） 市長のほうからも御答弁いただきましたような形で、給食費の高騰への食材等の対策、また市内事業者への燃料費等の支援に向けても今、御検討いただいているというふうに承りました。ぜひ、最終日に向けて、一般質問等の並行で大変御苦労をおかけしますが、どうぞよろしく願いをいたします。

続いて、これまでキャッシュレス決済を利用した消費活性化事業については、初日の補正予算でも含まれたところで、対応されたところでありますけれども、国から示された活用例に沿って、この事業を検討した場合に、この消費活性化事業に新たな枠組みを創設した、この地方創生臨時交付金を活用することはできるのか、また市においてその考えがあるのかについて伺います。

- 企画財政部長（神山 尚君） 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分）、こちらの活用につきましては、国から示されました活用例を参考に調整を進めるというところでございますが、消費活性化事業に活用すること自体については可能であるというふうに考えてございます。

なお、一般会計補正予算（第2号）ですね、こちらでは令和3年度の国の予算を繰り越した同交付金を活用いたしまして、12月に消費活性化事業を実施できるよう、予算の補正をさせていただきましたが、地方創生臨時交付金と別に、ここで東京都から報道発表がございました補正予算案では、当市が行っているような消費活性化事業に対し、財政的な支援は見込めるんじゃないかというふうに考えてございまして、今後もこういった点も含めて情報収集に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

- 19番（中間建二君） そうしますと、東京都からの支援が、これは東京都もまだ審議中だというふうに伺っておりますが、東京都の予算案では、市区町村が消費活性化事業を実施する場合には、事業費の4分の3を都が負担をするというふうに聞いております。大変大きな割合だと思いますが、このような財源が措置された場合は、定例会初日の補正予算で目指す12月を待たずとも、消費活性化事業をもう1回実施する、または付与額を引き上げる等の対応も考えられるかと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

- 財政課長（鈴木俊也君） 現在のところ、東京都の報道発表での情報となっておりますが、御質問いただいた点も検討しながら、今後、詳細な情報収集を図ってまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

- 19番（中間建二君） 私のほうで、この消費活性化事業、Pay Pay キャッシュレス事業等について、市内で様々な方に聞き取りを行ったところ、実施の時期については、一般的に消費が落ち込むとされております8月、または2月に実施していただくと現場としてはありがたいとか、または実施の時期をあまり早く公表すると買い控えもあるということで、発表する時期についても検討してほしいというふうなお声を伺っております。この消費活性化事業については、市内事業者からも、また市民からも大変大きな期待が寄せられております。東京都の動向を踏まえまして、ぜひ追加実施に向けて御検討をお願いしたいと思います。

続いて、この物価高騰の影響につきましては、今後の先行きはなかなか不透明でありまして、さらなる生活困窮者の増加も心配がされるところであります。こうした中、国や東京都においては、支援が必要となる方々

を対象とした相談支援体制が整備されてるというふうにも聞いておりますが、どのような相談窓口があるのか。また市としては、国や東京都とどのような形で連携をし、この物価高騰、また生活困窮者対策に取り組んでいられるのか伺いたいと思います。

○企画政策課長（荒井亮二君） まず支援の窓口ということでございますが、国におきましては原油価格・物価高騰等総合緊急対策といたしまして、生活困窮者等を対象といたしました各種の資金貸付、また支援金等による支援を行っており、これらの各制度の担当窓口が相談を受け付けているほか、例えば中小企業庁におきましては、事業者を対象といたしました原油価格高騰に関する特別相談窓口といったものが設けられてございます。

また東京都におきましても、ウクライナ情勢に係る緊急対策といたしまして、中小企業ですとか農林水産の事業者等の支援を行っており、各制度の担当窓口が相談を受け付けているほか、個人の方に対しましては、就労生活支援を目的といたしました産業労働局の就職特別相談窓口ですとか、福祉保健局の緊急生活相談窓口等が設けられているところでございます。

市におきましては、生活困窮等に関します相談については、引き続き、暮らし・しごと応援センター そえる、また生活福祉課において対応するとともに、事業者支援に関する相談につきましては、産業振興課において対応してまいります。これら相談内容によりましては、国や東京都と連携をとりまして、適切な支援につなげていくことなど、必要な対応を行ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○19番（中間建二君） ありがとうございます。この物価高騰につきましては、どこまで影響が及ぶのか、なかなか先が見通せない状況であります。既に国や東京都の予算措置を十二分に活用し、今、対応が図られているというふうには受け止めております。また当市におきましても、引き続き市民に寄り添ったきめ細やかな御対応をお願いしたいと思います。

続いて、2番の戦争が長引くことによる精神的な不安を覚える方々への対応についてであります。市長の御答弁では、既に市として、こころの健康相談、また立川保健所との連携、「こころの体温計」によるメンタルチェック等を行っていただいているということでありました。2年半に及ぶ長引くコロナ禍に加えて、今回のウクライナ戦争によります精神的な影響が懸念をされているときでもありますので、例えばこの市が行っている様々な施策について、もう少し分かりやすく、例えば市のホームページのトップで、バナー広告に掲載をするとか、SNSで繰り返し周知をするなど、より広く市民の皆様へ寄り添う形で情報提供ができないものかと考えますが、この点についてはいかがでしょうか。

○健康推進課長（志村明子君） 市では悩みを抱えた方が、必要な情報を得ることができるよう、市の公式ホームページにおいても、複数の相談先を掲載しております。今後それらの情報を更新し、また目立つ工夫や、より分かりやすい内容に修正するなどの対応を行い、市民の皆様への周知・啓発の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○19番（中間建二君） ありがとうございます。それでは、次に現状で市のほうが把握しております、市民の皆様からの心の不調等を訴える方々の相談の状況については、今現状どのようになっておりますでしょうか。

○健康推進課長（志村明子君） 令和4年2月から5月までの4か月の期間におきましての健康推進課での相談状況について御説明いたします。件数といたしましては、26件の相談に対応しております。そのうち精神科医による、こころの健康相談につなげた件数は3件となっており、時期といたしましては、3月、4月、5月に

1件ずつとなっております。26件の相談のうちに、ロシアによるウクライナ侵略戦争の影響を受けたと思われる案件はございませんでした。

以上です。

○障害福祉課長（大法 努君） 続いて、令和3年12月から令和4年3月までの4か月間の期間における障害福祉課における精神保健福祉相談の状況について御説明いたします。相談者実人数といたしましては、117人の相談に対応しております。相談のうち、ロシアのウクライナ侵略戦争の影響を受けたと思われる案件はございませんでした。

以上でございます。

○19番（中間建二君） それでは、本市が既に策定しております自殺対策計画との関連として、この相談支援体制を、今後さらに強化をしていくというお考えがあるのか伺います。

○健康推進課長（志村明子君） 自殺は誰にでも起こり得る危機であり、また自殺の背景には社会的な要因が複雑に絡み合っているとされており、自殺対策は地域全体で取り組む必要があります。市では悩みを抱えた方が必要な情報を得ることができるように、市報やホームページ等、様々な機会を利用して周知・啓発を行っております。また自殺のリスクを抱えた人を早期に発見して、必要な支援につなげるために、悩みを抱えている人に気づき、声をかけ、話を聞いて必要な支援につなげる、そういった役割を担っていただく身近な相談相手としてのゲートキーパーの人材育成を行うこととし、市の職員や関係機関を対象とした、ゲートキーパー養成研修を実施しております。

さらに、誰も自殺に追い込まれることのない地域の実現のためには、多岐にわたる様々な分野が連携していくことが必要でありますことから、地域の関係機関を構成員とした、ネットワークづくりを目的とした会議を設置し、有機的な連携を図っていくこととしております。現在はその設置のための対応を進めているところであります。自殺対策としての相談支援体制につきましては、地域全体で取り組むことで強化が図られるものと考えております。

以上です。

○19番（中間建二君） おっしゃるように自殺の要因、また心の不調の要因というのは、様々な事象が複合的に絡み合って起こるものだというふうにも思います。先日、発表された横浜市立大学と慶應義塾大学の共同研究においては、2020年度の自殺件数は、過去の実績に基づく予測値と比較して、男性で17%、女性で31%の増加となり、特に20代の女性の自殺率が72%も増加しているということでもあります。この点も踏まえまして、本市におきましても、この自殺対策計画に基づいて今、取組が進められているということでございますので、引き続き命を守る施策を強化されますことを、お願いいたします。

加えて、心の不安を抱える方々への対応として、傾聴ボランティア等の育成や活用については、市としてはどのような考えを持ってるのか伺います。

○地域振興課長（石川正憲君） 傾聴ボランティアの育成についてでございますが、ボランティア・市民活動センターを運営してございます社会福祉協議会において、毎年1回、全6回のカリキュラムで、傾聴ボランティア養成講座を開催しております。ボランティア・市民活動センターにおいては、現在、傾聴に関するボランティア活動の登録団体は2つございまして、令和3年度末現在では41人の方が団体に所属しており、施設に向き傾聴活動を行うことが主な活動内容となっております。また事前に申し込むことで、お宅へ訪問し、傾聴活動を行っている団体もあるというふう聞いております。今後の活用につきましては、活動を広く知ってい

ただき、希望される方がいた場合、ボランティア・市民活動センターを紹介するなど、傾聴ボランティアの活用に向け、引き続き連携を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○19番（中間建二君） 傾聴ボランティアの活用についても、進めていただけるということで受け止めましたが、このボランティア・市民活動センターに登録されてる2つの団体の例えば活動実績というか、現状の活動状況については今どういう形なんでしょうか。

○地域振興課長（石川正憲君） 傾聴ボランティアの活動状況でございますが、ボランティア・市民活動センターに確認したところ、現在、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、現在、傾聴活動のほうは実施しておりませんが、令和4年5月から、今後の活動における話合いのほうが再開された団体もあるというふう聞いております。

以上でございます。

○19番（中間建二君） 活動を再開をされてるということでございますので、市のほうとしても、また私どもにも、様々な御相談が寄せられますので、ぜひ傾聴ボランティアの方々の御協力を賜りながら、施策の充実に努めていただきますように、よろしく願いをいたします。

続いて、小・中学校における対応についてお尋ねをいたします。先ほど市側の対応についてはお伺いをいたしましたけども、やはりこのロシアにおけるウクライナ侵略戦争が連日報道されることによりまして、児童・生徒の精神面に大きく影響を与えることが懸念をされているところでありますが、直近の教育相談の状況についてお尋ねをいたします。

○指導担当課長（菅野恭子君） 令和4年度4月現在、全小・中学校における教育相談件数は130件程度ありましたが、ウクライナに関する相談はゼロ件でありました。また、さわやか教育相談室における相談件数は69件あり、その中で1件、生徒との面談のやり取りの中で、ウクライナ情勢について相談があったと報告を受けております。

以上でございます。

○19番（中間建二君） 先ほどの市長、また教育長のほうから御答弁いただきました、現状で児童・生徒の精神面での支援のために、各学校においてスクールカウンセラーがしっかりと関わっていることは理解をいたしました。ではどのような形で関わって支援を行っているのか、具体的な取組について伺いたいと思います。

○指導担当課長（菅野恭子君） スクールカウンセラーの活用につきましては、各学校において全員面談のほかに、教育相談の充実に向けて、ケース会議、校内特別支援委員会等への参加や、全教員で定期的に行う生活指導の情報共有会等への関わり、児童・生徒の教育相談以外にも、校内を巡視し、子供たちの様子の把握を行っております。家庭との連携につきましては、年度当初の保護者会等において、学校体制の紹介の中で、カウンセラーの紹介をするとともに、学校だより等で毎月のカウンセラーの勤務日について周知し、保護者が相談、予約しやすいように対応しております。

以上でございます。

○19番（中間建二君） コロナ禍の中での子供たちの抱えるストレス、様々なものがあるかと思いますが、そこに加えてこのウクライナ戦争ということで、様々な心理的な影響が懸念をされております。ただいま御答弁いただきましたように、教育現場においても丁寧に対応していただいているというふうに承りました。あり

がとうございます。

加えて、現在は全ての子供たちが、1人1台のタブレット端末を活用できるようになっております。学習面だけではなく、子供たちと先生方、またスクールカウンセラーとのコミュニケーションや相談支援でも、活用を図っていくべきと考えておりますが、この点については現状はいかがでしょうか。

○指導担当課長（菅野恭子君） タブレットを活用した相談状況につきましては、今年の3月にさわやか教育相談室と、サポートルームにもタブレット端末を配備いたしました。そして児童・生徒が、あと保護者ですとかが相談しやすい環境整備を進めております。具体的には、教育委員会と各学校の生活指導主任が参加する会に、さわやか教育相談室、サポートルームの先生方にも、オンラインで参加をさせていただいて、児童・生徒の情報共有をしています。さらには、さわやか教育相談室におきましては、タブレットを活用し、児童・生徒、そして保護者等が面談、相談をすることができるようになっております。

以上でございます。

○19番（中間建二君） 具体的な施策を進めていただいております。大変にありがとうございます。学習面での強化に加えてのこのメンタルのケアも、本当に大きな課題だと思っておりますが、引き続きの取組をよろしく願いをいたします。

続いて、3番目のウクライナからの避難民の支援について伺いたいと思います。6月1日現在で、ウクライナから日本に避難をしてきている方は1,161人となっており、またその中で東京都内に在留されてる方は175人というふうに伺っております。母国から遠く離れたこの日本の地で、生活に不安を抱える中であっては、国や東京都、またあるいは区市町村において、生活に関わる様々な支援が必要であるというふうに考えております。私ども公明党としても、この国や都において、具体的な人道支援の取組を強く求めてきたところであります。現在、国においては、各種の相談受付や生活支援、住まいのマッチング、通訳の提供などが行われ、東京都において住居提供、医療及び就労などに関する支援が行われているというふうに認識をしております。特に住居については、都内にある都営住宅を避難民の住まいとして速やかに100戸、用意をし、今後、最大700戸まで対応が可能というふうにされております。先ほど市長から、現時点では、市内に避難されてる方はいらっしゃるの御説明でありましたが、今後、市内の都営住宅が受入先として活用される可能性があるのか、この点について伺いたいと思います。

○地域振興課長（石川正憲君） 避難先としての市内都営住宅の活用予定につきましては、東京都に確認したところ、避難者の方が置かれている個別の事情や要望等、丁寧に聞き取りをした中で対応していくと聞いております。今後、希望される方がいた場合については、活用される可能性があるものと考えております。

以上でございます。

○19番（中間建二君） 今後、受け入れる可能性があるということですので、その場合には、市としてはどのような方針で、その支援に取り組むお考えなのか伺いたいと思います。

○企画財政部長（神山 尚君） ウクライナ情勢の悪化に伴いまして、子供からお年寄りまで、個人としては何の罪もない多くの方々が、戦火の中、死の恐怖におびえながら避難されてきております。このような御苦勞を察すれば、人道的な観点からの支援が必要であるというふうに考えてございます。現在、市内に避難されてきた方はおりませんが、仮に東大和市を選択し、避難されてくる方がいらっしゃる場合は、市といたしましては、できる限りの支援を国と都と連携しながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○19番（中間建二君） それでは、この後、避難されて来られた方がいらっしゃった場合に、市における支援の内容というものは、どのようなことが想定されるのか、伺いたいと思います。

○地域振興課長（石川正憲君） 市におきましては、避難されてきた方の状況に合わせ、子育てや教育、医療や介護等の分野において、実生活で必要となる行政サービスを受けることができるよう、支援を行っていく必要があると考えております。

以上でございます。

○19番（中間建二君） そのような取組を行う際にも、市として総合的、また包括的な支援が求められると思いますが、そのための体制整備については、どのように考えていらっしゃるのか伺いたいと思います。

○企画政策課長（荒井亮二君） 支援の体制整備についてでございます。避難されてきた方への支援内容及び支援方法につきましては、非常に範囲が多岐にわたることが想定されておりますことから、市としましては、関係する課がしっかりと連携しながら横断的な体制をとり、対応していく必要があるというふうに認識してございます。

以上でございます。

○19番（中間建二君） 目下のウクライナ情勢を、連日、報道等で目にする多くの市民の方々のお気持ちとしても、このウクライナから避難をされてこられた方々への人道支援については、皆様も強く望んでいらっしゃるものというふうに思っております。引き続き、適切な対応を何とぞよろしくお願いをいたします。

この項については、以上とさせていただきます。

続いて、変電所を活用した平和事業の充実についてお尋ねをいたします。

昨年秋の一般公開以来の来場者数の状況等について伺ったところであります。大変に多くの方が足を運んでいただいているという状況が、確認ができました。保存・改修工事完了後のふるさと納税者を対象にした内覧会、また再開直後の1か月後には2,700人を超える方々にお越しをいただいたということでございました。再開直後に比べれば、来場者数は落ち着いてはきたものの、現在も1か月当たり1,000人の方がお越しになっていただいているということで、改めてこの保存・改修を終えた変電所の来場者数、また新聞報道等の様子とその対応、また来場された、見学をされた方々のお声などについて、把握をされてる内容について、お聞かせをいただきたいと思っております。

○生涯学習課長（高田匡章君） まず初めに、来場者数の累計でありますけれども、令和4年5月31日現在で申し上げます。変電所保存・改修工事の完了に伴います内覧会の来場者は74人、毎週水曜日及び日曜日の一般公開の来場者が1万2,881人、一般公開以外の日に受入れを行いました団体等の来場者が547人、累計で1万3,502人となるものであります。

次に、新聞報道等についてでございますけれども、特に変電所の保存・改修工事完了後には、新聞報道等で数多く取り上げていただいたことも大きく影響いたしまして、新聞掲載直後の公開日には、1日の来場者が500人を超えるような日もございました。また変電所に関する市の取組を取り上げていただいた新聞等につきましては、変電所内に置いて、手に取っていただいて、御覧いただけるような、そういった対応を行っているところであります。

最後に、来場者からの声、反響についてでありますけれども、来場者の増加に伴いまして変電所について言えば、関係者とかから様々、いろんなお話を聞かさせていただく機会が増えてきた、そういった状況にございませぬ。主な声といたしましては、戦災建造物である変電所について、市が積極的に保存等を行い、次世代に引き

継ごうとしていることに感銘を受けた。そういったことであったり、変電所の保存・改修工事に、ふるさと納税を充てることについて共感した。そういった内容が多いわけでございますけども、そのほかにも多くの方々から、心温まるお言葉をいただいているところであります。

以上でございます。

○19番（中間建二君） ありがとうございます。市の内外に大きく反響が広がっていることが、確認ができました。

続いて、学校教育における平和教育の活用事例についてお尋ねをしておりますが、児童・生徒が平和教育について学ぶ際、この変電所の存在や歴史について学ぶとともに、郷土博物館でも、第二次世界大戦の資料ですとか、また多摩地域に点在する戦争遺跡等が収集をされてるとも伺っておりますが、平和学習の中ではどのような資料を扱っているのか、お尋ねをいたします。

○指導担当課長（菅野恭子君） 平和教育での使用教材につきましては、市独自に作成しております社会科副読本、「わたしたちの東大和市」、これを活用し学習を進めております。その資料には、旧日立航空機株式会社変電所や、殉国慰霊塔などが掲載されております。また東大和市立郷土博物館におきましては、多摩地域にどのような戦争遺跡があるのかを一覧にまとめた資料などもございますことから、今後、平和教育の中での活用を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○19番（中間建二君） ありがとうございます。加えまして、この変電所には、広島市から、スプリングユネスクラブを経由して寄贈された被爆アオギリ二世が植樹をされております。11年前、2011年の2月19日に植樹式がなされ、私も同席をさせていただきました。この被爆アオギリ二世の平和学習における活用状況、また併せて広島、長崎、沖縄などへの修学旅行等の行き先の検討については、現状、東大和市ではどのような状態なのかお尋ねをいたします。

○指導担当課長（菅野恭子君） 寄贈を受けました被爆アオギリ二世の植樹につきましては、現在、旧日立航空機株式会社変電所の見学等の中で、見学時間等の関係により、触れられていない状況ではありますが、今後、見学内容や時間等を調整し、活用できるように進めてまいります。また修学旅行の行き先においては、学習のねらい、予算面、交通の利便性等を考慮して、各学校が判断しており、広島、長崎、沖縄についても検討することは可能であると認識しております。

以上でございます。

○19番（中間建二君） ありがとうございます。私は広島の平和記念資料館、また長崎原爆資料館、また沖縄平和祈念資料館とも訪れたことがあります。広島の原爆では15万人、長崎では7万5,000人、そして日本での唯一の地上戦となる沖縄戦では、この原爆被害を上回る20万人もの犠牲者が出るなど、その被害の実相を詳細に知ることができるわけでございます。新学習指導要領等を拝見いたしますと、平和学習の目的として、中学校の社会科では、さきの大戦が人類全体に惨禍を及ぼしたことを理解すること。また核兵器などの脅威に触れながら戦争を防止して、世界平和を確立するための熱意と協力の態度を育成することというふうに書かれております。広島市に修学旅行に訪れた学校には、被爆アオギリ二世の苗木の寄贈も行われているというふう聞いております。当市の変電所の歴史、そして被爆アオギリ二世の由来について学び、また広島、長崎、沖縄を訪れることで、より一層、平和教育に生かされるものというふうと考えております。修学旅行の行き先については、各学校が主体的に決定をされるものというふうには思っておりますが、教育委員会におきましても、

ぜひ積極的な支援をお願いしたいというふうに思っております。

続いて、3番目の平和市民のつどい等の平和事業の充実についてお尋ねをいたします。平和市民のつどいについては、コロナ禍の影響を受けて、令和2年度と令和3年度については、ユーチューブ上での開催となりました。東京都では、新型コロナウイルス感染症のリバウンド経過期間が、5月22日をもって終了となり、ようやく社会活動が再開に向けて本格的に動き出してきたような状況でもあります。そのような中、今年度の平和市民のつどいについては、ぜひとも従来どおり変電所の前での平和広場での開催を願うところではありますが、現在の検討状況についてお尋ねをいたします。

○生涯学習課長（高田匡章君） 令和4年度におけます平和市民のつどいの検討状況についてでございますが、市では新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、令和2年度と令和3年度におきましては、ユーチューブ版で実施をし、都立東大和南公園での開催を見送ったところであります。令和4年度につきましても、新型コロナウイルス感染症の感染状況を見極めながら、事務を進めることに違いはございませんが、現時点では都立東大和南公園の変電所前での実施に向けて、出演団体などの依頼について検討や調整を行っているところであります。なお、団体によっては、コロナ禍の影響を受けまして、活動内容等に変更が生じているような、そういった団体もございますことから、現時点で令和4年度の平和市民のつどいの実施内容につきまして、具体的なプログラム内容等をまだお示しできるような状況ではございませんが、実施に当たりましては、今回、保存改修を終えた変電所と併せまして、当市の平和に対する熱い思いを広く発信できるような、そういった平和市民のつどいにしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○19番（中間建二君） 様々な制約がある中でありますけれども、変電所前での実施に向けて検討を進めていただいているというふうに承りました。令和4年度の平和市民のつどいの実施に当たりましては、コロナ禍に配慮しつつ、例えば開催期間の延長による来場者の分散ですとか、または全ての市民の平和の願いが形にできるようにSNSを活用するなど、広く世界へ情報発信してほしいと思っておりますが、現状での市のお考えを伺います。

○生涯学習課長（高田匡章君） 平和市民のつどいの来場者の分散を図るための開催期間の延長、それからSNSを活用した情報発信についてであります。市では毎年8月を平和月間として定め、平和市民のつどいを実施するほか、市内小中学生を対象とした地域の戦争、平和学習及び広島派遣事業、それから平和祈念・戦争資料展など、広く平和意識の高揚に資する事業を行っているところであります。このため平和市民のつどいの実施に当たりましては、生涯学習課が行う各種事業と日程を調整する必要があり、またかかる予算措置、それから出演団体の都合等も考慮し、これまでと同様の1日限りということで考えているところであります。

また令和4年度の平和市民のつどいにつきましては、現時点では動画等で配信するような予定はございませんけれども、当日のプログラムを含みます事業の周知につきましては、当市が取り組む平和事業と併せまして、ツイッターやフェイスブックなどSNSを広く活用し、広く情報を発信してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○19番（中間建二君） 現状のお考えについては理解をいたします。一方で、本年開催される平和市民のつどいにつきましては、私は三つの意味で大きな意義のある開催になるというふうに考えております。一つ目には、変電所のリニューアル後、初めての開催となり、このシンボルとなります変電所が、市の内外に今、大きく注目を集めていること。二つ目には、ロシアのウクライナ侵略が続く中で、多くの市民から1日も早いウクライ

ナ和平の実現と世界平和への強い思いが寄せられていること。三つ目には、ロシアが核兵器使用という絶対にあってはならない暴挙に出かねないという事態に直面する中で、昨年1月22日に核兵器禁止条約が発効し、今月21日には核兵器禁止条約第1回締約国会議が開催をされることとなっております。さらに、来年のG7サミットが、被爆地広島での初めての開催が決定をし、核兵器の廃絶に向けて大きな機運が高まっている、こういう状況がございます。世界の恒久平和の実現と核兵器のない世界の建設に向けて努力することを誓う東大和市平和都市宣言を有する本市において、これらの三つの意義を踏まえて、恒久平和と核兵器廃絶に向けて、従来以上の強いメッセージを世界へ発信する、平和市民のつどいとなることを期待しております。改めて、御所見を伺います。

○**教育部長（小俣 学君）** 改めての御所見ということでございますけども、今、議員からお話ございましたとおり、市では平成2年に平和都市宣言を行いまして、平和を愛する人々と手を携えて、戦争と核兵器のない世界の実現に向けて、様々、平和に関する施策に取り組んでまいりました。昨今のロシアのウクライナへの侵攻は、平穏に暮らす罪のない多くの人々に、多くの辛苦と犠牲をもたらし、同時に平和を願う多くの国々の意思を踏みにじるものであり、決して許されるものではありません。核兵器の使用も懸念される中、恒久平和の実現と核兵器の廃絶は人類共通の願いであり、今の世界状況を鑑みた場合、令和4年度の平和市民のつどいにつきましては、これまで以上に増して意味深いものになると認識しているところでございます。令和4年度の平和市民のつどいの実施に当たりましては、変電所の保存改修工事改修後、初めての開催となるわけでございますが、平和を愛する多くの方々と一緒に、そしてたくさんの方々からいただきました熱い思いが籠もった変電所の前で、広く世界に向けて平和のメッセージが発信できるよう、精いっぱい努めてまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○**19番（中間建二君）** ありがとうございます。今年度の平和市民のつどいが、大きく注目をされることと思っておりますので、何とぞ開催に向けての御尽力をよろしくお願いをいたします。

最後に、空堀川の中砂の川橋上流付近からの立野橋付近までの整備についてお尋ねをいたします。先ほど市長御答弁の中でも、管理用通路の整備、また多目的広場、親水広場等も含めて、整備がなされる計画がまとまったというふうに御説明をいただきました。もう少し具体的な、この整備される多目的広場等のイメージというか、概要について詳細を伺いたいと思います。

○**土木公園課長（寺島由紀夫君）** 今回の整備案についてでございますが、芝中調節池の部分ですね。こちらのところの貯留機能を廃止して、広がっている河川区域の北側を河川とし、その南側に親水的な整備を行うものでございます。整備の内容についてでございますが、これまだ確定ではございませんで、懇談会が立ち上げられまして、その中で整備案としてまとまったものでございます。

まずその広さについてなんですが、ちょっとこれ私のほうで、地図上でちょっと測ったもので、まだ正式に東京都さんのほうから、その寸法と出てないものですから、ちょっと私が測ったもので、おおよそなんですが、長さが220メートル程度のところで、幅がおおよそ50メートル、面積がおおよそ7,000平米から8,000平米ぐらいのところになるのではないかなと思います。こちら上仲原公園がおおよそ4万3,000平米ですので、その5分の1から6分の1の大きさの中で、整備が進められていくというようなものでございます。

その内容でございますが、管理用通路ですね、こちらまず幅員が4メートルという標準的なものでございます。多目的広場ですが、こちら整備案の中では2,285平米と書いてありまして、絵が描いてあるんですが、芝

のような形になるんじゃないかなというところでございます。そのほかにはスロープになる遊歩道、これも幅員が4メートルでございます。親水広場がございまして、これが25メートル掛ける15メートル、学校のプール程度の大きさではないかなと思います。それから河川沿いにワンドですね、これ幅5メートル程度のワンドでございます。それから階段としまして、その階段が多目的広場と親水広場の間に造られるという計画でございますが、整備案でございますが、これが幅20メートルで、絵の中では6段程度となっております。それから植樹としまして、シンボルツリーとしまして2本ですね、大きい木が植えられるという、そういう整備案となっております。種類は桜ということで今、決まっております。それからそのほかにも、桜並木として10本程度が植えられる予定で、その周りに低木が植えられるというような、そのような整備案となっております。

以上でございます。

○19番（中間建二君） ありがとうございます。220メートル掛ける50メートル、相当広大な広場になりますし、また今御説明いただきました親水広場、またシンボルツリー、桜を植えていただけるということで、尾崎市長としても強く、空堀川の整備については、桜の植樹を求めてられておりますので、市の側としても、市の考えにも沿った整備がなされるものと、大変高く評価をいたしたいと思います。この整備については、私のほうでは、令和4年度、5年度の2か年で整備がなされるというふうに聞いておりますが、市のほうで把握してる内容を伺いたいと思います。

○土木公園課長（寺島由紀夫君） 市のほうとしましては、東京都から確認してることでございますが、令和4年度中に工事を発注すると、下半期になるのではないかとございまして。それから工事につきましては、令和4年度、5年度の2か年で工事を行う予定と聞いてございます。

以上でございます。

○19番（中間建二君） ありがとうございます。加えて、もう1点、この管理用通路については、東大和市の場合、空堀川の下流部から護岸整備と併せて、管理用通路の整備がなされてきているかと思いますが、ここの中砂の川橋付近から立野橋付近まで整備がなされた場合に、この管理用通路の全長はどれぐらいになるのか伺いたいと思います。

○土木公園課長（寺島由紀夫君） 市内におけます空堀川の全長が3.9キロでございます。そのうち整備率でございますが、およそ90%となっております。この90%につきましては、この芝中の今回のところも含めて90%程度ということで、計算するとおよそ3.5キロメートルの整備が完了するというところで、両側といいますか、延長としまして3.5キロ程度ということになります。

以上でございます。

○19番（中間建二君） この後まだ、当然先には上流部分もつながるわけかと思いますが、いずれしてもこの管理用通路が相当広大な範囲で整備がなされ、また今回の整備ではすばらしい多目的広場が設置をされるわけでございます。既にもう多くの市民の方は、整備されたところについては、散策、憩いの場として活用はなされておりますが、こちらの部分についての管理用通路、また多目的広場の整備がなされることによりまして、より東大和市の魅力が高まる整備が進むことと、大きく期待をしているところでございまして、この点についても引き続き、東京都と連携を図りながら、市としても協力をしながら進めていただければありがたいと思っております。

以上をもちまして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、中間建二議員の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時31分 休憩

午後 2時40分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 森 田 博 之 君

○議長（関田正民君） 次に、11番、森田博之議員を指名いたします。

[11番 森田博之君 登壇]

○11番（森田博之君） 議席番号11番、自由民主党の森田博之です。通告に従い、令和4年第2回定例会での一般質問をさせていただきます。

今回は、大きく2点について質問させていただきます。

1つ目は、中学校の運動部活動の地域移行についてです。

5月31日に行われましたスポーツ庁の有識者会議で、2025年度末までに休日の公立中学校の運動部活動を地域の外部団体に移す提言がまとめられました。東大和市においても、子供たちのスポーツに親しむ機会を確保するため、その検討が必要になってまいります。教員の働き方改革、地域のスポーツ団体による受皿の確保、スポーツ指導者の確保等が必要となってくると思われまます。昨年、私が一般質問させていただいた12月の定例会では、中学校の部活動の現状について、運動部活動を行っている生徒の割合は約58%、教員に代わって顧問を担う部活動指導員などを配置するなど、様々な努力をされてるということでした。私の子も、中学校で運動部活動に所属しております。やはり教員が放課後、休日の練習、大会の引率など、熱心に指導いただいております。大変ありがたいことですが、働き方改革という意味では、改善になっていないのではないかと思われまます。また地域のスポーツ団体が受皿になるとしても、学校の運動部活動と地域スポーツと分かれている現状では、学校の運動部活動に対する理解も進んでいないと思われまます。今後、運動部活動の地域移行を進めるに当たっては、相互のスポーツ環境の違いや、課題の共有が必要と考えまます。対応の遅れは、子供たちのスポーツに親しむ機会を喪失させてしまいます。学校と地域をつなぐため、行政の主導が要になってまいります。

以下、お伺いいたします。

①生涯学習課スポーツ推進係の役割について。

②中学校における運動部活動について。

ア、運動部活動の意義と効果について。

イ、運動部活動の現状について。

ウ、教師における部活動指導と部活動指導員、外部指導員等外部人材の活用状況について。

③地域のスポーツ団体等について。

ア、地域のスポーツ団体等の現状について。

イ、指導者について。

④運動部活動が地域移行する場合の課題について。

⑤地域移行した場合の効果について。

2つ目の質問は、東大和市の文化財保護についてです。

令和4年度の予算では、事務事業の見直しが行われ、99の事務事業が廃止・縮小となりました。これは将来にわたって持続可能な市政運営を行うため、効果的、効率的に行財政運営を行っていくには必要なことであると認識しております。市の文化財保護に当たっては、昨年、行われました、旧日立航空機株式会社変電所のリニューアルなど、市はこのように厳しい行財政運営の中にあっても、積極的に市の文化を守ってきています。しかしながら、今後、少子高齢化、人口減少、公共施設等の老朽化対策等、大きな財政負担が見込まれる中、文化財保護に充てる費用が縮小となれば、それに伴い、文化財を通じて東大和の地域の歴史を伝える機会が縮小されることを懸念しています。お祭りや獅子舞、おはやしなどは、新型コロナウイルス感染症の影響で、活動の自粛を余儀なくされています。無形の文化財は活動していないと、その文化は途絶えてしまいます。国登録有形文化財の旧吉岡家住宅も、施設の老朽化が進行しているものと思われます。現在の市の文化財を適切に保存するためには、適正な予算を充てる必要があります。また単に保存するだけではなく、新たな文化財の発掘、観光資源としての活用、文化財のブランド商品化など、市民のさらなる郷土愛を育むために必要と考えます。多くの市民団体が調査・研究活動し、文化財保護に御尽力いただいております。近年、文化財への関心も深まっています。文化財を大切にすることというのは、その地域の歴史を大切にすることだと思えます。地域の歴史を大切にすることで、市民に愛される東大和になっていくと考えます。

以下、伺います。

①市の文化財の内容について。

ア、当市の文化財にはどのようなものがあるか。

イ、管理状況、必要予算はどのように管理、把握しているか。

②文化財保護に当たっての課題について。

③文化財の価値を高めることについての市の考え方について。

この場での質問は以上とし、再質問に関しては御答弁を踏まえ、自席にて行わせていただきます。

よろしく伺います。

〔11番 森田博之君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、生涯学習課スポーツ推進係の役割についてであります。スポーツ推進係は、令和4年4月1日付、組織改正により生涯学習課に新たに位置づけられた組織で、社会体育施策の企画及び推進、体育施設等の設置のほか、各種大会等を通じて、スポーツ、レクリエーションの普及、推進などを行うための係であります。

次に、中学校における運動部活動についてであります。その意義と効果につきましては、学校教育の一環として、体力や技能等の向上とともに、人格形成等においても教育的意義のある重要な活動であると考えております。詳細につきましては、教育委員会からお願いします。

次に、地域のスポーツ団体等の現状、並びに指導者についてであります。市では地域のスポーツ団体等の数等は把握しておりませんが、令和4年5月現在における東大和市 Rond みんなの体育館をはじめとする市内体育施設等の登録団体は、市外の団体も含めて510団体、市内学校体育施設の登録団体は220団体であります。また地域のスポーツ団体等の指導者の人数や競技種目等につきましては、市では把握してございません。

次に、運動部活動の指導を地域へ移行する場合の課題についてであります。部活動の指導等に意欲を有する地域人材を継続的に確保し、生徒にとって望ましい部活動の実現を図ることが課題であると考えております。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、地域へ移行した場合の効果についてであります。学校における働き方改革と地域におけるスポーツ振興を推進できるなどが考えられます。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、当市の文化財の内容についてであります。文化財は、長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な財産であり、当市においても、建造物、古文書、郷土芸能、民俗資料、遺跡など、地域の歴史を伝える上で重要なものが、有形・無形を問わず、数多く残されております。

次に、文化財の管理状況及び必要な予算についてであります。市では文化財のうち、歴史上または資料的に価値が高いものを、東大和市教育委員会が東大和市文化財として指定しております。また文化財の保護、保存に当たりましては、必要な予算を文化財保護・保存に係る事業費として計上し、その適正な管理に努めております。

次に、文化財保護の課題についてであります。文化財につきましては、価値を損なうことなく、後世に継承するための、保存と、公開や展示といった、活用の双方から取組を進めることが重要であると認識しております。

次に、文化財の価値を高めることに対する市の考え方についてであります。文化財を良好な状態で維持し、地域の貴重な資源としてその魅力を高めることは、まちに対する愛着や誇りの醸成を高めるとともに、まちの魅力発信につながるものと認識しております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長(真如昌美君) それでは、中学校における運動部活動について御説明いたします。

運動部活動の意義と効果につきましては、学校教育の一環として、スポーツに興味と関心を持つ生徒の自主的、自発的な参加により行われ、スポーツに親しむことを通して、自己肯定感、学習意欲の向上や責任感、連帯感を育むことができる教育的意義の大きな場であると認識しております。

次に、運動部活動の現状につきましては、各中学校では平成31年3月に策定しました学校部活動の在り方に関する方針を基に、部活動の適切な体制整備や、合理的で効率的・効果的な部活動の推進等、生徒にとってより望ましい部活動の実施環境の構築を図っているところであります。また、令和3年度の公立中学校における運動部活動数は13部であります。全生徒の約58%が参加しております。

次に、教師における部活動指導と部活動指導員等の活用状況につきましては、教師が主体となって、部活動の指導に当たることが多い状況であります。併せて顧問教諭の代わりに、単独で指導・引率ができる部活動指導員とコーチ等として技術的な指導を行う外部指導員を配置しており、顧問教諭と連携・協力しながら、各部活動の指導の充実と、教員の負担軽減を図っております。

次に、運動部活動が地域移行する場合の課題についてであります。地域のスポーツ団体による受皿の整備や、中学生の発達段階に対応した技術力・生徒指導力を有する多様な種目の指導者の確保、そして人件費や、運営に要する管理費等の継続的な予算確保が考えられます。

次に、地域移行した場合の効果についてであります。生徒にとっては、学校ではこれまでできなかった活動ができたり、専門性の高い指導を受けたりすることができます。一方、教師にとっては、部活動指導への負担が減り、授業準備など本来業務に、より多くの時間とエネルギーを注げるようになるとともに、地域との関係性が強まり、部活動以外での連携もしやすくなるのが考えられます。地域にとっては、スポーツ活動が活

性化し、指導者や愛好者が増え、生きがいや健康につながったり、地域の中での連携や、世代間交流が図られたりすることが考えられます。

以上です。

○11番（森田博之君） ありがとうございます。それでは、再質問させていただきます。

まずは、中学校の運動部活動の地域移行についての生涯学習課スポーツ推進係の役割についてでございます。令和4年4月1日付で組織改正が行われました。待望のスポーツ推進係です。設置いただきました。私も東大和市のスポーツ関係者から、隣のまちの武蔵村山市や東村山市は、スポーツ都市宣言までしているのに、東大和市はスポーツとつく名の部署さえないと。大変寂しい思いをしていると、常日頃から市民の声を聞いてまいりました。スポーツ関係者からいたしますと、大変、今回のスポーツ推進係の設置は、喜ばしく思っているのではないかと思います。しかし、これまでスポーツという名前がついている部署はなかったにしても、旧組織の生涯学習係においては、スポーツ振興について、御尽力いただいているのは存じておりました。このたびはそれが見える形で、スポーツ推進係の設置がされたことは大変うれしく思います。

さて、市長答弁のとおり、スポーツ推進係の役割は、広くスポーツに関する施策を推進するに当たって、スポーツをする施設の環境を整備し、スポーツをする機会を提供し、スポーツに親しむ人を1人でも増やすことではないかと思っております。中でもスポーツを実施するためには、スポーツを実施することのできる施設や環境整備が重要であると考えます。

そこで、お伺いします。現在、市内において、スポーツを実施できる施設、環境について、主なもので構いませんのでお聞かせください。

○生涯学習課長（高田匡章君） 現在、市内においてスポーツを実施することができる施設、環境でございますけれども、主な施設といたしましては、東大和市 Rondominn の体育館、Rondominn が丘フィールド、Rondominn 上仲原公園野球場及び Rondominn テニススクエア、ゲートボール場などがございます。また実施するスポーツの内容や程度によって、実施の可否は異なりますけれども、都立公園や市が管理する公園なども、スポーツ、運動、体操などを行うことができる施設、環境であると認識をしているところであります。

以上でございます。

○11番（森田博之君） ありがとうございます。そのうち、市が管理を行うスポーツ施設等の利用状況はどのようになってるのでしょうか。それから、利用率についてもお聞かせください。また利用者から体育施設等に関する要望などは上がっておりますでしょうか、お聞かせください。

○生涯学習課長（高田匡章君） 体育施設等の利用率、並びに利用者からの要望についてであります。

初めに、体育施設ごとの平均の利用率を令和2年度の実績でお答えをさせていただきます。Rondominn の体育館、団体利用の利用率が74.0%、Rondominn が丘フィールドの利用率が50.1%、Rondominn 上仲原公園野球場の利用率が38.9%、Rondominn テニススクエアの利用率が90.3%、ゲートボール場につきましては、利用率の集計を行っておりません。

次に、利用者からの体育施設等に関する要望でありますけれども、今定例会におきましてかかる工事費につきまして、補正予算の議決をいただいたところでございますけれども、桜が丘市民広場、防球ネットのかさ上げといったような、既存施設の改修に係る要望のほか、施設の利用の手續の簡素化、また新たに体育施設等を整備していただきたい旨の要望等はございます。

以上でございます。

○11番（森田博之君） ありがとうございます。その体育施設の環境や、利用率について、市はどのような認識をお持ちでしょうか。

○生涯学習課長（高田匡章君） 体育施設の環境と利用率に対する市の認識であります。体育施設の環境についてでありますけれども、当市の体育施設等は、平成29年3月策定の東大和市生涯学習・生涯スポーツ推進計画にも記載がございますが、多摩地域の同規模人口の他市と比較いたしまして、不足をしているというふうに認識をしているところであります。このため、施設の充実が望まれるところではございますけれども、当市の体育施設は建設から30年以上が経過しておりまして、大規模修繕であったり、機器の更新に多額の費用を伴う、こういったことも事実でありますので、限りある予算の中で、老朽化する施設対応について、今優先順位をつけながら順次対応を図っているところであります。また利用率につきましては、天候に左右される施設であったり、またその利用形態が少ない人数で利用するような施設もあれば、大人数が集まって利用するような施設、そういったものもあって条件によって異なってくるものと考えておりますけれども、担当といたしましては、限りある施設を有効に御利用いただいているものと認識をしているところであります。

以上でございます。

○11番（森田博之君） ありがとうございます。ここ数年、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、スポーツに限らず、様々なイベントや集会等、実施したくても実施できない状況にありました。市では年間を通して、スポーツイベントを様々、行って来たと思いますけれども、直接的に関わるイベントとしてはどのようなものがあるのでしょうか。

○生涯学習課長（高田匡章君） 市が直接的に関わるスポーツイベントについてでありますけれども、単年度限りで実施しているイベントもございますので、例年実施している、または例年実施してきたイベントを中心に答えをさせていただきます。

初めに、市主催の事業でありますけれども、ロードレース大会や、ふれあい市民運動会などがございます。

次に、体育協会と共催により実施をする事業といたしましては、市民体育大会や、多摩湖駅伝大会などがございます。その他といたしまして、東京都車いすバスケットボール連盟と共催で実施をいたします車椅子バスケットボール、それから市のスポーツ推進委員が中心となって行いますニュースポーツ、それからボッチャ大会などがございます。

以上でございます。

○11番（森田博之君） ただいま御答弁いただきましたロードレース大会や、ふれあい市民運動会、市民体育大会、多摩湖駅伝大会のイベントは、どのような方が参加しているのでしょうか。スポーツ団体などに所属されている会員の方なのか、そうでないのか、また年齢層はどのようになっているのでしょうか。把握してる範囲で結構ですので教えてください。

○生涯学習課長（高田匡章君） 市主催のロードレース大会や、ふれあい市民運動会、また体育協会と共催で行っております、市民体育大会や多摩湖駅伝大会の参加者についてであります。これらのイベントにつきましては、イベントの種別によって、またイベントのプログラム内容等によっても、年齢、性別、それから参加可能な競技種目等が限定されるといったケースはございますけれども、いずれのスポーツをとってみても、その参加をスポーツ団体等の所属会員等に限ることなく、広く子供から大人までを対象としたものでありまして、傾向といたしましては、やはり日頃、スポーツや運動に精力的に取り組まれている方の参加が多いものと、そういうふうに認識をしているところであります。

以上でございます。

○11番(森田博之君) ありがとうございます。スポーツ実施率を向上させるためには、スポーツに親しむ市民を1人でも増やす必要があります。東大和市の状況についてお聞かせ願えますでしょうか。

○生涯学習課長(高田匡章君) 当市のスポーツ実施率についてでありますけども、令和2年度に実施をいたしました市民意識調査でお答えをさせていただきます。御回答いただいた1,008人のうち、日頃、スポーツや運動を行っているとお答えの方は425人で、率にいたしまして42.2%、週に1日以上、運動を行っているという方は357人で、率にいたしまして35.4%でありました。

以上でございます。

○11番(森田博之君) その実施率ですけども、当市のスポーツ実施率は、近隣自治体と比べてどのようになっているのでしょうか。

○生涯学習課長(高田匡章君) スポーツ実施率の近隣自治体との比較ということでありまして、今回の一般質問に当たりまして、近隣自治体に確認を行ったところ、毎年、スポーツ実施率を算出している自治体もあれば、そうでない自治体もあり、またスポーツや運動といった言葉に、散歩、ストレッチ、健康を目的に行われる身体活動を含む自治体もあれば、そうでない自治体もあるといった感じで、またさらにスポーツや運動を行った期間を、東大和市は1週間で捉えておりますけども、1年以内とするような自治体もあることなどですね、自治体によってスポーツ実施率の算出、それから捉え方が様々でありましたことから、一様に比較することは困難な状況でございます。

以上でございます。

○11番(森田博之君) できれば、そのスポーツ実施率を、他市と比較できるとよいと思うんですけども、困難ということではございました。当市において、市のスポーツ実施率の目標は何%に置いているのでしょうか。

○生涯学習課長(高田匡章君) 東大和市生涯学習・生涯スポーツ推進計画におけます、スポーツ実施率の目標値は、令和3年度において50%以上としておりましたが、計画見直しの延伸に伴いまして、この数値を、パーセントを、令和8年度まで据え置くこととしているところであります。

以上でございます。

○11番(森田博之君) コロナということもありまして、少ない、低い数字なのかもしれませんが、他の自治体でスポーツ実施率を上げるような取組として、把握しているような取組がありましたら教えてください。

○生涯学習課長(高田匡章君) 他自治体におけるスポーツ実施率を上げるための取組であります。自治体によって、規模や名称等の違いはございますけども、多くの自治体で各種スポーツ、競技大会、それからマラソン大会、ニュースポーツ体験会、軽体操、指導者の育成などが、実施されていることを確認をしているところであります。

以上でございます。

○11番(森田博之君) ありがとうございます。コロナ禍で沈んだスポーツ実施率の向上や、イベントの再開、施設の管理等、スポーツ推進係としては、役割は大きいと思います。また、今まで社会教育と学校教育と分かれておりましたが、スポーツ推進という意味で、一つのカテゴリーとして考えられるようになったのは大きいと思われまして、他の自治体に学ぶことも多いと思いますので、積極的に情報を仕入れて研究していただきたいと思っております。大変期待しております。

続いて、中学校における運動部活動について、運動部活動の意義と効果についてお聞きいたします。学校に

における運動部活動の意義と効果ですが、市長答弁、教育長答弁のとおり、学校部活動は学校教育の一環として存在しているということが大きいと思われま。体力、技能、人格形成、自主性、自己肯定感、学習意欲の向上、責任感、連帯感、こういったものが教育的意義の上に存在していて、文部科学省の運動部活動の在り方に関する方針では、知・徳・体のバランスのとれた生きる力を育む、令和の日本型学校教育の構築を目指しています。この令和の日本型学校教育の構築については、また改めて取り上げてみたいと考えておりますが、教育という面においても、部活動は大変重要な意義を持っていると考えております。国において、令和5年度から、主に公立中学校の運動部活動の実施主体を学校から地域に移すことについて議論が進められておりますが、この内容についてもう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

○**教育部参事（小野隆一君）** 議論の内容についてですが、国は有識者会議による運動部活動の地域移行に関する検討会議を開き、改革の提言を示しており、公立中学校の休日の部活動を地域のスポーツ団体などに委ねる地域移行を、令和5年度から7年度までの改革集中期間で進めると掲げております。少子化による廃部で子供の選択肢が減ることや、教員の長時間労働などの課題に対応するため、運動部活動の在り方を抜本的に変えていくという内容となっております。

以上です。

○**11番（森田博之君）** ありがとうございます。私が思いますに、将来的にはそのような方向になるだろうなとは思っておりましたが、この3年間ということで、この期間、間近い厳しい期間ではないかなというふうに思っております。

続きまして、学校部活動の現状についてお聞きいたします。運動部活動の現状について聞きます。令和3年度の市立中学校における運動部活動の数、13部ということでございました。この13部というのは、五つの中学校の総数なのでしょうか。また、運動部活動を行っている生徒の割合の近年の推移はどのようになっていますでしょうか。

○**教育部参事（小野隆一君）** 13部につきましては、運動部活動の種目数を示しております。また、学校ごとの運動部活動については、第一中学校は9部、第二中学校は8部、第三中学校は8部、第四中学校9部、第五中学校6部となっております。運動部活動を行っている生徒の割合の推移につきましては、平成31年度は56.5%、令和2年度は57.3%、令和3年度は58.4%と増加傾向にあります。

以上でございます。

○**11番（森田博之君）** ありがとうございます。運動部活動を行っている生徒は、増加傾向ということが分かりました。その中で、活動種目はどのようなものがあるのでしょうか。また、学校部活の在り方に関する方針の中にもありましたが、団体スポーツなど、単一の学校では部活動を設けることができない場合、複数校で合同で部活動に取り組むことになってくると思いますが、現状はいかがでしょうか。

○**教育部参事（小野隆一君）** 活動種目については、陸上競技部、サッカー部、バスケットボール部、バレーボール部が5校で活動されております。

次に、卓球部及び軟式野球部は4校、バドミントン部は3校、ソフトテニス部が2校、硬式テニス部、ラグビー部、ソフトボール部、剣道部、アルティメット部は、それぞれ1校で活動されております。合同部活動については、今年度、野球部において、第一中学校と武蔵村山市立第一中学校、さらには第三中学校と第四中学校との合同チームが結成されております。

次に、サッカー部におきましては、第一中学校と第三中学校との合同チームが結成されている状況でござい

ます。

以上です。

○11番(森田博之君) ありがとうございます。やはり学校によってある種目、ない種目があるということが分かりました。また、合同で部活動を実施している。また、他市とも連携して合同チームを結成しているということで大変努力され、御苦労してることも分かりました。

続いて、地域連携ですが、学校部活動の在り方に関する方針にある学校と地域がともに子供を育てるという視点に立った、学校と地域の協働に向けた環境の整備ですが、こちらはどの程度進んでおりますでしょうか。

○教育部参事(小野隆一君) 学校と地域の協働に向けた環境の整備についてでございますが、コロナ禍の影響により、部活動も制限されている状況が続いてる中、地域人材である部活動指導員及び外部指導員の皆様と協働しながら、充実を図っているところでございます。

以上です。

○11番(森田博之君) 答弁の中で、生徒にとって望ましい学校部活動の実施環境を構築するというのは、学校部活動の在り方に関する方針の中の生徒のニーズを踏まえた部活動環境を整備するということだと思います。大変なことだと思いますけど、現在における成功事例などございますでしょうか。

○教育部参事(小野隆一君) 成功事例についてでございますが、競技志向や、大会志向の運動だけでなく、レクリエーション的志向のフライングディスクを使用したアルティメットという運動部が新設されたことが挙げられます。

以上です。

○11番(森田博之君) 競技志向、大会志向の運動部だけじゃない部活動が新設されたということは、大変すばらしいことじゃないかなというふうに思います。より運動部が、多くの運動部が新設されて、選択できる幅が広がるというのは、とてもよいことだと思いますので引き続きよろしく申し上げます。

私、個人的には武道の部活動が増えればよいなというふうに思っております。現在は剣道の1校、1種目、だけのようでございます。少し寂しい気がいたします。武道は我が国、固有の文化で、授業の中でも必修化されてると思います。沖縄で発祥した空手道など、オリンピックでも採用された種目でもございます。新設できればよいと思っております。

続きまして、教師による部活動指導と部活動指導員、外部指導員等、外部人材の活用状況についてでございます。現在は教師が主体となって部活動指導に当たることが多くて、併せて部活動指導員、外部指導員らの人材を配置し、連携、協力しているとのことでございます。この運動部活動を地域移行しようとする大きな理由の一つに、教師の部活動への関与による長時間勤務など、働き方改革の部分があると思いますが、市の現状はどうなのでしょう。どれぐらいの負担となっているのでしょうか。また昨年定例会でもお聞きしましたが、今現在どれぐらいの運動部に部活動指導員、外部指導員などの人材が配置されているのでしょうか。

○教育部参事(小野隆一君) 令和3年度における長時間勤務の現状につきましては、小学校につきましては、時間外勤務45時間以上の割合がおよそ3割、部活動のある中学校はおよそ4割となっており、部活動による時間的な負担があることが伺えます。また競技未経験者の教員にとっては、土日の大会等への引率や審判等の大会運営の協力について、精神的な負担となっている現状もございます。令和4年度におきましては、13の運動部に部活動指導員7名、外部指導員は7名を配置しております。

以上でございます。

○11番（森田博之君） 時間的な問題だけではなくて、未経験の部活の教員が審判を行うなど、結構なストレスなんではないかなというふうに思います。こういったことがあるというのは、私も気づいておりませんでした。また13の部活に、部活動指導員と外部指導員、14名ですから1種目に1人の計算です。あと5校ありますので、各校に約3名ということですので、各校部活があることを考えると、やはりほとんど教員が部活動を担ってる状態。地域とはほとんど接点がないという状態も分かりました。

続きまして、地域のスポーツ団体について、地域のスポーツ団体の現状についてお聞きいたします。やはり学校の部活動を地域移行する場合の受皿となるのは、地域のスポーツ団体になるのではないかと思います。市長答弁では、市内スポーツ施設の登録団体にあつては510団体、学校体育施設登録団体にあつては、220団体あるとのことでした。そのうちどれくらいの団体が実際に活動していて、その活動内容や年齢層、競技をメインにしているのか、もしくはサークルのようなものなのか、会費はどれぐらいなのかなど、そのような把握はどの程度されているのでしょうか。

○生涯学習課長（高田匡章君） 市内体育施設及び学校体育施設の登録団体の活動状況、また活動内容等についてでありますけれども、市は体育施設等の貸出しを行うに当たり、登録団体の受付事務や、長期にわたり利用実態のない団体等については、代表者に連絡を行うなどして抹消を行う、そういった事務を行う立場にあり、団体名称、それから種目、団体登録時の会員数の把握、こういったことは行っておりますけれども、各団体における活動内容等についての詳細な把握は行っておりません。なお、登録団体の種別といたしましては、バドミントン、バレーボール、バスケットボール、野球、サッカー、フットサル、ダンス、ヨガ、空手、卓球、体操、その他、ただいま申し上げた以外にも多くの種目がございます。

以上でございます。

○11番（森田博之君） 地域のスポーツ団体等の指導者の人数、競技種目については把握していないということでした。部活動の地域移行については、指導者の確保が……。

次は、指導者についてですね。先ほど、ありがとうございました。部活動の地域移行については、指導者の確保がどうしても必要になってくると思います。指導者においては、一定の水準の指導者が必要とされるところをえまして、安定した部活動を運営していくためには、安定した指導者の確保がどうしても必要になってくると思われまます。日本スポーツ協会の公認スポーツ指導員の資格の取得、これらのものが必要になってくると思われまます。また地域移行にするに当たっては、教員に地域移行後も指導者として活躍してもらうことは、指導者を確保するに当たって大事な手法だとも思われまます。地域のスポーツ団体の競技種目や、持っている資格や、指導の意思があるのかどうかとか、また部活動指導者になるための講習会の開催なども必要になってくると思われまます。把握するだけで大変だと思われまますし、指導者が足りなくなれば、増員も必要になってくると思われまます。資格取得についても、すぐに取得できるというものではないと思われまますので、早い段階で指導者の状況について把握されることが大事かなというふうに思われまます。

続きまして、運動部活動が地域移行する場合の課題についてでございます。なかなか現状、把握できていない状況ではございますが、市長答弁、教育長答弁をいただいて、課題は三つかなというふうに、私なりに思っております。1つは教師の負担軽減における地域のスポーツ団体による受皿の確保、2番目に生徒の多様なニーズに合わせた指導者の確保、そして地域移行に当たっては、今まではほとんど予算が必要のなかった部活動の継続的な予算の確保、それに当たっては部費を徴収するようなことにもなってくるのではないかと思います。今まで部活動を行っていた生徒たちが、行えないようなことが起きるのではないかと危惧いたします。

また民間の指導者を使うとなれば、指導者の報酬の課題も出てくるのではないかと思います。運動部活動の意義は、学校教育の一環であり、教育的意義があるということ。この部分の認識において、地域側は必ずしも教育的意義を考えて活動してるということではないと思います。この点についてのすり合わせも、一つの課題になっていくのではないかとこのように思います。

4月の終わりに出てきた提言でありますので、まだ具体的にはお考えがないかもしれませんが、今の段階で考えているようなことがございましたらお聞かせください。

○**教育部参事（小野隆一君）** 市といたしましては、今後、様々な課題への対応に向けて、教育委員会、学校、体育協会、地域スポーツクラブ及びスポーツ推進委員等とのより一層の連携を充実するとともに、国や東京都の動向及び先進的に取り組んでいる自治体の事例等につきまして、調査研究してまいりたいと考えております。以上でございます。

○**11番（森田博之君）** ありがとうございます。

続いて、地域移行にした場合の効果についてでございますが、教育長答弁でもありましたように、部活動の地域移行ができるようになりますと、生徒は専門性の高い指導を受けられるようになります。教師の転勤などがあっても、安定して指導を受けられるようになります。教員の働き方改革にもつながります。教員と指導者として、部活動に関わりたい場合は、地域の指導者の立場として関わってもらうこともできます。スポーツ活動が活発になれば、スポーツにおけるコミュニティーも活性化いたしますし、地域の連帯感も生まれてまいります。

私の理想ですが、中学校区に一つずつ地域スポーツクラブがあり、放課後は地域の方々とともに、一緒にスポーツできる環境が構築できればよいというふうに思っております。まずは学校と地域の相互理解が必要であるというふうに考えます。文部科学省、運動部活動の在り方に関する方針では、知・徳・体のバランスのとれた生き方を育む、令和の日本型学校教育の構築を目指しています。それに当たって、運動部活動の地域移行、それに当たっての地域移行だと思えます。乗り越える課題も多いと思えます。まずは学校の部活動の地域移行について、学校と地域のスポーツ関係者との相互理解のための意見交換が必要ではないかというふうに考えます。ぜひともこのような機会をつくること、御検討、要望いたします。

再質問についてはございません。

続きまして、東大和市の文化財保護について再質問いたします。市の文化財の内容について、当市の文化財はどのようなものがあるかでございます。東大和市は、縄文時代の遺跡が発掘されていることから、本当に長い歴史のある土地だということが分かります。長い歴史の中で、それぞれの時代を表す文化財があることによって、その時代に思いをはせ、今という時代に深みを持たせることができる、非常に大切な財産だというふうに思っております。先ほどの市長答弁で、建造物、古文書、郷土芸能、民俗資料、遺跡など、地域の歴史を伝える上で重要なものが、有形・無形を問わず、数多く残されてるとお聞きいたしました。市の文化財についても、もう少し具体的な点数や、指定状況などお聞かせ願えますでしょうか。

○**生涯学習課長（高田匡章君）** 市の文化財の点数や、指定状況等についてであります。文化財につきましては、その所有が全て市にあるものではございませんので、全ての状況を把握できる、そういった状況ではございませんが、郷土博物館において保管、保存等を行っている文化財は、昔の道具、石器、土器など含めまして8,000点以上でございます。また文化財の指定状況につきましては、東京都の指定文化財が2点、市の指定文化財が32点、旧吉岡家住宅主屋兼アトリエをはじめといたします国の登録有形文化財が4件でございます。

以上でございます。

○11番（森田博之君） ありがとうございます。様々な文化財があることが分かりました。その管理状況、必要予算など、どのように管理、把握してるかの質問に移りますが、再質問させていただきますが、私もたまに郷土博物館を訪れることがありますが、この東大和市のこれまでの歴史を振り返ることができ、非常に豊かな時間をつくっていただきます。やはりそのような貴重な文化財を守っていくには、それを適正に管理し、必要な予算をしっかりとって守っていく必要があると考えます。御答弁の中で、歴史上、または資料的に価値が高いものを東大和市教育委員会が東大和市文化財として指定してるということは、そのような意味もあるのではと思います。指定文化財には、個人宅に保存されてるものもあるとお聞きしました。文化財の保存状態など、確認する作業はしているのでしょうか。

○生涯学習課長（高田匡章君） 指定文化財の保存状態の確認についてでありますけども、東大和市文化財保護条例の規定によりまして、指定文化財の管理等につきましては、所有者または保持者の義務とされているところであります。このため、市では積極的に個人宅などに保管されている指定文化財についての確認は行っておりませんが、郷土博物館において展示され、または常時公開されている指定文化財のようなものは、保存状態を容易に確認することができるものもあります。

以上でございます。

○11番（森田博之君） 分かりました。ありがとうございました。市の指定文化財には、有形・無形というものがあると思います。特に無形のものには意識しないと、文化財として途絶えてしまう可能性があります。市の指定文化財として、無形のものというものはありますか。

○生涯学習課長（高田匡章君） 現在、市の指定文化財のうち、無形文化財として指定を受けておりますのは清水囃子でございます。

以上でございます。

○11番（森田博之君） 市指定の文化財で無形のものは、清水囃子1点ということでした。指定されていなくても、無形の文化財は、おはやしでいえば、狭山地区や芋窪地区にもございます。高木地区の獅子舞もあります。その他、私が知らない文化財も多くあると思います。このような無形の文化財につきましては、特に意識して保存等を行っていかねば、なかなか存続していくことは難しいものと考えます。コロナ禍の影響を受けて、郷土芸能保存団体も活動の自粛を余儀なくされるなど、なかなか思うように活動はできていないと聞いております。もちろん自主性が大事ではありますが、市も何らかの形で文化財の保存等に関わっていくことが重要でないかと思いますが、どのように認識されていますでしょうか。

○生涯学習課長（高田匡章君） 無形文化財の保存等に対する市の関わりについてであります。先ほど議員のほうから紹介のありました、おはやしをはじめといたします郷土芸能につきましては、古くから地域に伝わり、変わることなく受け継がれてきた芸術や技能であります。とりわけ無形文化財につきましては、絶やすことなく、将来にわたって受け継いでいくことの必要性や、重要性に加え、その難しさを認識しているところであります。市では、おはやしの伝承や、後継者の育成、あるいは道具や、衣装の保存等に対し、補助金を支出することなどを通じて支援等を行っているところであります。

以上でございます。

○11番（森田博之君） 市としては、無形の文化財、保存がなかなか難しいと認識されていて、そのため補助金などを通じて支援して、保存に努めるということでした。ありがとうございました。

続きまして、文化財保護に当たっての課題についてでございます。文化財保護にあたっては、保存と活用、すなわち後世に残すことと、公開や展示などを通じて活用することの双方の取組が重要との認識でありました。現在、市で行っている文化財の公開、展示についての具体的な内容をお聞かせください。

○生涯学習課長（高田匡章君） 現在、市で行っている文化財の活用についてであります。1例で申し上げますと、旧日立航空機株式会社変電所や、旧吉岡家住宅の公開、それから、郷土博物館で展示をいたします機織り機の紹介や体験、また昔の道具を展示して人々の生活の移り変わりを伝えるような企画展示、さらには昔の道具や土器等を用いた小学校の社会科授業、こういったものがございます。

以上でございます。

○11番（森田博之君） 様々なことを行っているというのは分かりました。私も今回、市の文化財を知るに当たり、指定文化財の本について、リストをホームページで見ました。そのホームページ、一覧にしてありますけれども、種別、名称、指定年月日、内容の掲載がありました。所在地がないので、どこにあるのかがちょっと分かりませんでした。また写真もありませんので、どのようなものかも分かりませんでした。所在地や、どのようなものか、写真ぐらいは載せたらいいのではないかなというふうに思います。また、さらに説明についても、厚くしてもいいんじゃないかというふうに思いますが、検討はできないのでしょうか。

○生涯学習課長（高田匡章君） 指定文化財のホームページの内容の充実についてであります。指定文化財につきましては、所有者、または所在地が、個人または個人宅であったり、公開または非公開といった違いもございますので、全てにおいて一律に対応することの難しさがございます。しかしながら、ホームページを御覧になった皆様にとって、情報に不足がなく、また文化財に興味を持っていただけるような内容となるよう、他自治体の状況や様子なども参考とさせていただきながら、掲載内容の充実に努めてまいりたいと考えているところであります。

以上でございます。

○11番（森田博之君） よろしく願いいたします。

続いて、文化財の価値を高めることについての市の考え方についてでございます。文化財は既にあるだけで十分価値があるものですが、あるだけではただの骨董品に成り下がってしまうというふうに思います。答弁でありましたとおり、地域の貴重な資源として、その魅力を高めることが、まちの愛着や誇りの醸成につながり、ひいてはまちの魅力発信につながると私も思っております。文化財の見える化をして、その価値を高めてこそ、文化財の価値が出てくると思います。令和4年3月策定の第2期東大和市まち・ひと・しごと創生総合戦略アクションプランにおきまして、観光、ブランド・プロモーションといった視点で、観光客に対し、観光情報や文化財情報を分かりやすく伝えることを目的とした観光ガイド事業がございまして、具体的にはどのような活動なんでしょうか。

○産業振興課長（佐伯芳幸君） 観光ガイド事業を実施いたします。主に観光ガイドの会につきましては、東大和市を中心とした地域の歴史、文化、自然、景観、グルメ、特産品等の観光資源を市内外への人へ広く案内することで、東大和市への理解を深めてもらい、誘客促進の増加を図ることを目的としております。活動内容の中には、個人及び団体からガイド依頼に市と連携して対応することがございます。令和4年2月には、多摩信用金庫、多摩らいふ倶楽部が主催するイベント、「戦争遺跡を巡り街の移りかわりを知る」という企画イベント開催におきまして、初めてガイドの会の方々が、案内人として文化財や町並みをガイドして、参加者大変喜ばれたと聞いております。

以上でございます。

○11番（森田博之君） すばらしい活動ではないかと思います。ほかに例えば商工会などとコラボして、文化財のスタンプラリーなどを行って、景品がもらえるなどの経済と絡めることで、文化財への関心を持ってもらい、郷土愛の醸成を図るなど、経済と絡めることがポイントになるのではないかとこのふうにも思います。文化財を観光材料にして、地域経済に生かしていくことで、文化財の価値も上がっていくというふうにも思いますけれども、どのようにお考えでしょうか。また文化財の保存、活用に当たり、他自治体と連携し、事業を共同して企画することや、地域住民や市民団体と協働を図ることも、文化財の価値を高める施策として有効と考えますが、どのようにお考えでしょうか。これまでの実績と併せて教えてください。

○産業振興課長（佐伯芳幸君） 文化財を通じて、観光や地域経済を生かしていくことについてでございますが、これまでの事例として、にぎわいの創出と市の魅力の一つであるスイーツ店の魅力を紹介するスイーツウォーキングがございます。市内にある参加店舗を巡るコースの中に、チェックポイントとして、旧日立航空機株式会社変電所や、（仮称）東大和郷土美術館を設定し、イベント参加者に市内の貴重な文化財などを見学する機会を設けた実績がございます。今後も市が関連するイベントの中で、文化財を通じて東大和市のPRにつながるよう検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○生涯学習課長（高田匡章君） 文化財の保存活用に関する他自治体との連携、それから地域住民等との連携についてであります。まず他自治体との連携でありますけれども、毎年、文化の日、前後におきまして、日頃、公開をされていない文化財を東京都が主導して、都内全域で公開する催物がございますが、当市では、旧吉岡家住宅、秋の公開についてエントリーを行ってきたところであります。また近年はコロナ禍の影響もあり、開催できていない状況でございますが、多摩地域の郷土や歴史、文化財に関する書籍等を一堂に集めて販売する多摩郷土誌フェアなどの参加がございます。これらの施策の効果といたしましては、広域的な事業案内、それから実施を通じまして、多くの集客が見込まれ、文化財に触れる機会の拡充が図られるものと認識をしているところであります。

また、変電所と旧吉岡家住宅の公開時には、郷土博物館の文化財ボランティアに開設の業務をお願いをさせていただいてるところでございますけれども、日頃の有益な情報交換等を含めまして、市民との協働が図られているものと認識をしているところであります。市といたしましては、文化財が貴重な地域の資源であるという認識の下、関係各課とも連携を図りながら、引き続き保存と活用の双方から取組を進め、文化財を生かした行政運営が図られるよう努めてまいりたいと、そういうふうと考えております。

以上でございます。

○11番（森田博之君） ありがとうございます。正直、文化財というものは、衣食住に比べれば、生きていくのに特別困るものではないというふうにも思います。しかし、文化財そのものに触れ、その時代を生きの方々とつながる接点にもなっております。人間の豊かさを育むことや、郷土愛を育むのに必要なものだというふうにも考えます。引き続き、保存と活用、文化財を生かしたさらなる行政運営を要望いたしまして、私の質問を終わりといたします。ありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、森田博之議員の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午後 3時42分 休憩

午後 3時50分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 尾 崎 利 一 君

○議長（関田正民君） 次に、6番、尾崎利一議員を指名いたします。

[6番 尾崎利一君 登壇]

○6番（尾崎利一君） 日本共産党の尾崎利一です。通告に基づき、一般質問を行います。

1、コロナ危機、ウクライナ危機、物価急騰から市民の命と健康、暮らしと雇用、営業を守る取組について。新型コロナウイルス感染による死者は令和3年の1万5,000人に対し、令和4年は年明け3か月で1万人と激増し、今後についても予断を許しません。消費税増税からコロナ危機、また、ロシアのウクライナ侵略の影響と、市民の暮らしが大きく追い詰められてきました。さらに、アベノミクスの失敗による円安も重なり、物価の急騰が追い打ちをかけています。市民の暮らしを守り、住民福祉の増進を図るための行財政運営が求められています。以下、伺います。

①市民の命と暮らしにどのような影響を及ぼしているのか、現状認識を伺います。

②市民の命と健康を守る施策について伺います。

③暮らしと雇用、営業を守る取組について伺います。

2、市民サービス切り捨て、負担増と市財政について。

①市は99の市民サービスの廃止・縮小を決め、さらに今後も廃止・縮小を検討・推進するとしています。国保税の6年連続値上げや公民館等の有料化など市民負担増も推進しています。しかし、暮らしの実態から見れば、市民サービスの拡充と負担軽減こそ必要なのではないですか、伺います。

②市民サービスの廃止・縮小の必要性について、市は、「現在の厳しい財政状況が、さらに厳しさを増すことが見込まれてい」るからとしています。説明を求めます。

3、ひきこもり対策について。

①ひきこもり問題についての認識を伺います。

②当市の取組の現状と課題について伺います。

4、国・都・市有地の活用、特に特別支援学校、特養ホーム、保育園など福祉施設、スポーツ施設の整備・拡充について。

①日本共産党市議団が一貫して要求してきた国・都・市有地を活用した福祉・スポーツ施設の整備・拡充の課題は大きく動き始めています。現在の到達点とこの間の推移、市の取組や検討状況について伺います。

以上です。再質問については自席にて行います。よろしく申し上げます。

[6番 尾崎利一君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、新型コロナウイルス感染症や経済情勢の変化等による市民への影響についてありますが、新型コロナウイルス感染症につきましては、依然として感染力の強いオミクロン株が蔓延しており、市民の皆様の生命や健康に大きな影響を与える感染症であると認識しております。また、経済情勢の変化等につきましては、ウクライナ情勢の悪化に伴い、原油価格や物価の高騰による家計や事業者への影響が危惧

されております。市におきましては、引き続き市民の皆様の生命と健康を守るための取組や、暮らしの負担を軽減させる取組が必要であると考えております。

次に、市民の命と健康を守る施策についてであります。市におきましては、感染の再拡大防止のため、基本的な感染防止策の徹底など、継続して実施することが重要であると考えております。また、新型コロナウイルスワクチンの接種につきましては、東大和市医師会及び関係機関の御協力をいただき、国の通知に基づき、接種対象ごとの対応を図っているところであります。感染により自宅療養される方に対しましては、その濃厚接触者を含め、希望する方に食料品等を配送する支援も行っております。今後におきましても、市民の皆様の生命と健康を守るため、引き続き感染防止対策等に取り組んでまいります。

次に、暮らしと雇用、営業を守る取組についてであります。これまで国や東京都からの財源を活用しまして、事業者と生活者の双方に効果があるキャッシュレス決済による消費活性化事業や、中小企業者等の事業の下支えとなる応援金事業などを実施してまいりました。また、国が原油価格・物価高騰対応分としての新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を創設したことから、学校給食等の負担軽減や、事業者に対する燃料費高騰の負担軽減など、国の活用事例を参考に、1日でも早く、市民の皆様、事業者の皆様に活用できるよう、全庁的な調整を進め、本議会において補正予算による対応を図ってまいりたいと考えております。

次に、暮らしの実態に即した市民サービスの充実と負担軽減についてであります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大や経済情勢の変化等により、市民生活が影響を受ける中、国の交付金等を活用しながら、市民の皆様の生命と健康を守り、暮らしの負担軽減を図る取組を進めてまいります。また、その一方で、今後、少子高齢化や人口減少が進展し、これまで以上に厳しい財政状況が見込まれますことから、持続可能な行財政運営の実現に向けた取組も進めてまいります。

次に、市民サービスの廃止・縮小の必要性についてであります。今後、生産年齢人口の減少と老年人口の増加により、市税収入等の減少や社会保障関係経費の増加が見込まれており、また公共施設等の老朽化対策等が喫緊の課題となっておりますことから、今後、財政状況がさらに厳しさを増すことが見込まれております。このような中、市民の皆様が将来にわたって健康でいきいきと暮らせるためには、市の行財政基盤を安定的に維持し、持続可能な行財政運営を実現することが必須でありますことから、事務事業の見直し等に取り組んでいるものであります。

次に、ひきこもり問題の認識についてであります。ひきこもりの状況にある方とその家族が抱える悩みや生活課題につきましては、家族関係、就労、所得、生活困窮、病気及び介護など、多岐に絡み合い、長期間にわたるため、ひきこもり当事者とその家族の個々の状況に応じた、継続的な支援が必要であると認識しております。

次に、市の取組の現状と課題についてであります。市の取組につきましては、令和4年度からひきこもりに関する所管部署を地域福祉部に一本化し、相談や問合せの窓口を分かりやすくしたところであります。今後、ひきこもり当事者や家族を含めました市民の皆様のひきこもりへの理解が進むよう、普及啓発や情報提供を行ってまいりたいと考えております。課題につきましては、ひきこもり当事者や家族が安心して相談でき、適切な支援につなげる支援体制を整備することであるとと考えております。

次に、国有地、都有地及び市有地の活用の検討状況についてであります。桜が丘2丁目の国有地につきましては、介護施設を整備する候補地の一つであります。検討中であり、結論に至っておりません。桜が丘3丁目の国有地につきましては、利用計画を策定することが求められておりますが、検討中であり、結論には

至っておりません。都営有地についてであります、都営東京街道団地の創出用地につきましては、東京街道団地地区地区計画に基づき、公園などの整備について、東京都と協議を進めているところであります。このうち、運動広場につきましては、東京都が実施設計を行っているところであり、市は運動広場に附属する管理棟の設計を進めているところであります。都営向原団地の創出用地につきましては、北側の創出用地において、東京都が（仮称）北多摩地区特別支援学校の設置に向けた準備を進めているところであります。市では、東京都の動きに合わせ、地区計画の変更に向けた準備を進めているところであります。市有地についてであります、第一学校給食センター跡地につきましては、借地にある施設を移設、集約する調査・研究をしているところであります。第二学校給食センター跡地につきましては、（仮称）東大和市児童発達支援センター及び認可保育園等の整備に向けて、運営事業者において事務が進められております。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○6番（尾崎利一君） ありがとうございます。順次、再質問を行います。

まず1番のところですが、コロナ感染の市民への影響についてです。市民の入院者数ですが、昨年が一番多かったのは9月12日、13日、15日の39人、これが一番多かったのかなと思います。また自宅療養者ですが、自宅療養者と調整中を合わせた人数で考えると、8月22日の152人が一番多かったのかなと思います。今年に入って入院中が一番多いのはいつの何人ですか。また自宅療養者と調整中の合計が一番多いのは、いつの何人ですか伺います。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長（中山 仁君） 東京都多摩立川保健所から頂いた情報によりますと、入院中が一番多いのは直近で令和4年6月2日の141人となっております。また自宅療養者等、調整中を合わせた人数が一番多かったのが2月24日の778人となっております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） コロナ患者の入院基準はどうなってるんでしょうか。昨年8月と現在で変わったのでしょうか、伺います。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長（中山 仁君） 東京都における入院基準につきましては、高齢者や持病のある方、妊婦、その他状況に応じて入院治療が必要と判断された方でございます。また、基準に大きな変化はないということで多摩立川保健所からいただいております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 基準に大きな変化はないということですが、オミクロン株は重症化リスクが低いと言われながらも、これだけ感染が増えると、市民の中でも昨年の39人から、今年は141人と、入院中の方が3.5倍に増えています。1人が平均で14日間入院していたとすると、ざっと見て年明けからこれまで、実数で900人近い市民が入院していたこととなります。また感染しても医療の目が直接届かず、自宅にいる方が昨年8月の152人から778人と5倍に達していました。年明けの感染の状況は、やはり大変な状況なのではないかと思いますが、市の認識を伺います。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長（中山 仁君） 感染力の強いオミクロン株の発生がありまして、令和4年1月中旬過ぎから、市内の感染者は2桁の人数となっております。2月中旬には、1日で100人を超える感染者が生じる日もございました。オミクロン株は、感染しても重症化しにくいと言われておりますが、特に高齢者の方への影響などが懸念されております。非常に厳しい感染状況であったと認識をしているところ

でございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 年明けの感染の状況を見ると、比較的若い方の感染が多いんですけども、しかし入院者は141人ということですね、去年に比べてもかなり増えているというのは、やはり大変な状況なんじゃないかなと私は思います。昨年9月議会で、8月の感染拡大の中で、市民の中でも命の危険にさらされた事例があったということを紹介しましたが、その頃、自宅療養と調整中を合わせて150人程度だったものが、今年に入ってから状況だと778人という状況、これもやはり重大に受け止めなくてはならないと思いますが、いかがでしょうか。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長（中山 仁君） 令和4年1月中旬以降のオミクロン株による厳しい感染状況となりましたことから、当初、2月に開始を予定しておりました3回目のワクチン接種、こちらについて東大和市医師会など、関係機関の御協力をいただきまして、1月20日以降での開始をすることとさせていただきます。また自宅療養者となる方も増加しましたので、食料品等の支援につきましては、市内の協力体制により対応していくこととさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 去年8月、あれだけ問題になったときが152人で、今年の2月は778人、4月12日で292人、5月31日でも156人ということですから、やはり去年と比べて今年の状況、かなり厳しい状況だというふうに思います。自宅療養者に対する食料品等支援事業について資料頂きました。新規感染者数は2月で2,072人、3月、1,116人、4月、737人、5月、510人という状況ですから、新規感染者の半数前後が市と連絡を取ってサービスを受けていることになると思います。これらのサービスの周知については、以前の答弁では、医療機関の側から知らせてくれているようだったということでした。それでも他の議員の質問で、知らないという感染者がいたということです。保健所や医療機関から個別に知らせてもらうように仕組みとして整える必要があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長（中山 仁君） 市と保健所との情報の連携によりまして、令和3年9月以降、保健所から市の食料品等の支援について、お知らせのほうはさせていただいているところでございます。また東大和市医師会と協力依頼をさせていただきまして、市の支援についてもお伝えをさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） そういう連携は非常に大事だと思いますので、引き続きよろしくをお願いします。

食料品等の支援については、守秘義務があるので、市の職員が届けていると以前の答弁でありました。2月には1日で最高109箱を届けたということでしたが、本当に大変だったと思います。どのような状況だったのか、伺います。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長（中山 仁君） 自宅療養者の支援につきましては、基本的には市の職員が対応してまいりました。御要望が多いとき、それ以降に関しましては、ゆうパックを使うなり、配送について実施をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） こういう活動の中で、自宅療養者の方の状況が聞けるというのは非常に重要だと思います。それで、補正予算の審議の中の答弁では、そうした活動の中で緊急にパルスオキシメーターを届けてほし

ということもあったとのことでしたが、どのような状況だったのか伺います。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長（中山 仁君） 自宅での健康観察の方法といたしまして、血中の酸素濃度を確認することが保健所等から周知されております。この要望のあった方及び保健所から依頼のあった方に対しましては、パルスオキシメーターを貸与といった形で、単独で早急に配送させていただいたというところがございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） そうすると、この方のパルスオキシメーターの貸与数が、4月までの間で247人ということですが、これは要望に応じて、パルスオキシメーターだから急いで届けるということで、その方、個々の方について重篤な状況にあったとか、そういうことではないということでしょうか。ちょっと確認します。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長（中山 仁君） パルスオキシメーターの早期の配送ということで、御依頼いただきました。そちらにつきましては、心配なので、やはり欲しいんだという形で御依頼をいただいたということです。重篤だというようなお話で、市のほうに御依頼をいただいたというわけではございませんでした。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 壇上でも言及しましたが、年明けのコロナ感染者の死亡数は、昨年8月の比ではないような状況になっています。今少し落ち着いてきているように見えますが、全く予断を許さないという状況だと思います。党市議団は、発熱外来開設医療機関への応援給付金によって、発熱外来を増やしていくことや、自宅療養者支援センターの設置、これ予算組替え動議で求めたところです。市民の命と健康を守るという点での市の施策について伺います。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長（中山 仁君） 市民の皆様の命と健康を守るため、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、国、東京都、市が一体となって取り組む必要があると考えてございます。市におきましては、これまでの間、東大和市医師会、東大和市歯科医師会、薬剤師会様等の御協力をいただき、ワクチンの接種を確実かつ円滑に実施させていただいております。また5月30日から、主に60歳以上の方を対象に、4回目の接種を開始するとともに、感染により自宅療養者となられた方などに対しまして、丁寧な対応を心がけ、食料品等の支援を引き続き実施させていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 保健所や医療機関から、市のこうしたサービスについて、個々に、個別にお知らせもしているということで、何かあったときに市が状況を聞けるという状況があるのは分かりました。同時に、日々、症状は変わるので、やはり私は自宅療養者支援センターや、発熱外来についても補助を、国の補助金がなくなっているという状況の下で、市として支援をして増やしていくということ、ぜひ必要だと思いますので要求しておきます。

次に、暮らしと雇用、営業を守る取組について伺います。

帝国データバンクの調べでは、食品だけでも6月までに6,285品目、年内1万789品目、13%の平均値上げとなるということです。都市ガスは27.6%値上げ、電気25.8%値上げなど、大変な状況です。国は住民税非課税世帯や、低所得の子育て世帯への給付とともに、原油価格・物価高騰等総合緊急対策としてコロナ交付金を決め、東大和市に2億4,000万円を上限として交付されます。補正予算の審議でも、暮らしの支援や学校給食食材費

の補填、燃料費や仕入れ等の高騰についての事業者支援、介護・障害福祉施設への給付金等を求めたところでは、

補正予算審議では、お風呂屋さんのことにも触れましたが、物価統制令で料金の上限が決められているわけで、今回、料金を大人も子供も20円引き上げて、大人500円にする方向ですが、実際には大人料金567円にしないと、赤字を免れないと報じられています。値上げをしてお客さんが減る心配もある。またJA全農の発表では、肥料も最大で94%の値上げになるということです。現状認識と市の対応を伺います。

○**財政課長（鈴木俊也君）** まず現状の認識についてでございますが、物価高騰等の影響があるため、国は原油価格・物価高騰等総合緊急対策を決定したものと考えておきまして、先日の本会議におきまして議決をいただきました一般会計補正予算（第2号）では、その時点でできる限りの国の緊急対策を反映させていただいたものでございます。また新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分）につきましては、本定例会の最終日に補正予算案として御提案できるよう、現在、全庁的な調整を図っているところでございます。

以上でございます。

○**6番（尾崎利一君）** 国もこういう状況の中で、国民の暮らしが追い詰められてるということで、一方で暮らしの大変な市民への給付を行うわけですから、低所得世帯の多い国民健康保険税の値上げは中止すべきではありませんか。国保基金を取り崩せば中止できるわけですから、一方で2億4,000万円の国からの交付金を活用して、市民に給付をして、別の手で1億円を市に吸い上げるというようなことになるんじゃないでしょうか、伺います。

○**保険年金課長（岩野秀夫君）** 国民健康保険につきましては、制度を安定的、持続可能なものとするため、財政健全化計画に基づきまして、令和4年度におきましても、必要となる国民健康保険税率等の改定を行ったところでございます。なお、令和4年度も、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、収入が一定程度減少した世帯等につきましては、保険税の減免施策を行いまして、一定の配慮を講じることを予定してございます。

以上でございます。

○**6番（尾崎利一君）** いろいろ議論して、見解は違うわけですがけれども、一般的なそういうことではなくて、今こういう物価高騰で、国としても国民の暮らし、救う必要があるんじゃないかということで、財政措置もやってるということなわけですから、そういう状況に応じて国保税の値上げ、一旦決めても中止をするという決断が求められてるんじゃないかと思います。

日本共産党は、所得水準が低いのに負担割合が高いという国保の構造的矛盾を一層激化させる値上げに反対し、さらに1人1万円引き下げる予算組替え動議を提出したところですが、これだけの経済状況の中で、少なくとも値上げは中止すべきと考え、値上げ中止条例を今議会に提出すべく準備しています。市が決断するよう求めます。

それで今、答弁の中にあつたコロナ減免についてですけれども、令和3年度については、コロナ前を基準とした、ですから令和元年ですかね——を基準として減免したために大変喜ばれました。令和4年度のコロナ減免についても同様の措置を求めますが、いかがでしょうか。検討内容について伺います。

○**保険年金課長（岩野秀夫君）** 現時点におきましては、令和3年度と同様の内容とすることで検討しております。

以上でございます。

○6番(尾崎利一君) 令和3年度と同様ということは、令和元年、コロナ前を基準とするということによろしいでしょうか。

○保険年金課長(岩野秀夫君) 要件とする収入比較につきまして、前年の令和3年との収入比較、またはコロナ禍前となります令和元年との収入比較も行うという内容で現在検討してございます。

以上でございます。

○6番(尾崎利一君) ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

日本共産党は、コロナ危機の長期化の下で、今年に入って命の危機も、雇用と営業、暮らしの危機も一層深まっているという認識です。コロナ危機を大きな災害とみなして、通常の行財政運営と区別して、市の貯金を取り崩してでも必要な施策を打つべきという立場から、21年度と22年度の予算議会では、これまでの3億円、4億円という規模ではなく、10億円を超える規模の予算組替え動議を提出しました。先ほど言及した自宅療養者支援センター開設や、発熱外来支援金、国保税引下げに加えて、エッセンシャルワーカーへの慰労金、一時奨学金、中小企業者応援金、介護・障害福祉事業所助成金、ごみ袋2割値下げ、18歳まで医療費完全無料、幼保無償化に伴う副食費の無償化、補聴器補助創設、ちょこバス運賃引下げとシルバーパス適用、さらにこの2年間で市が廃止・縮小した事業の復活などです。家庭ごみの手数料の2割引下げ条例の提出を準備しています。市が踏み出すよう求めますが、いかがでしょうか。

○財政課長(鈴木俊也君) まず令和3年度の当初予算、また令和4年度の当初予算の御審議のうち、議員がおっしゃられた予算の組替え動議につきましては、予算特別委員会におきまして両年度とも否決をされたものでございます。共に基金を活用するなどしての御提案でございましたが、財政調整基金につきましては、まずは不測の事態に備えるために、最低限維持をする積立額を第6次行政改革大綱に記載してあるものでございます。財政調整基金の残高の必要性につきましては、直近で大きなものとしましては、GIGAスクール事業の導入時に、御理解をいただいているものと考えております。また今後におきましても、いつ不測の事態が起こるかわかりませんので、最低限の備えとして、一定程度の財源、財政調整基金を維持していきたいと考えております。

以上でございます。

○市民環境部長(田村美砂君) 家庭ごみのごみ手数料の引下げについてでございますが、市では市民の皆様の廃棄物、減量意識の高揚及び費用負担の公平化を図り、資源循環社会に対応した仕組みを推進し、廃棄物の減量を実現するため、家庭廃棄物の有料化を行っております。このような趣旨に基づく手数料であることから、引下げの予定はございません。

以上です。

○6番(尾崎利一君) 今、財政調整基金等のことについて、不測の事態に備えるということで答弁ありましたが、今がそういう事態なんではないかということで求めているわけです。こういう事態で使わないで、いつ、これを使うんだということだと私は思います。

それから、他の議員が取り上げた社会教育委員会議の提言で、私が注目したのは、一つは東大和市レクリエーション協会の活動が大変重要だとして、補助金交付対象団体の認定を検討するよう提言していること。もう一つは、社会教育施設を高齢者が積極的に活用して、ボランティア活動などを広げる上でも、ちょこバスにシニア割引を導入することや、シルバーパスを適用すべきと提言していることです。日本共産党も運賃を100

円に戻し、シルバーパスを適用するよう求めています。こうした社会教育委員会議の提言を、どう受け止めているのか伺います。

○生涯学習課長（高田匡章君） 東大和市レクリエーション協会への補助についてであります。現在、市では社会教育関係団体連合体に対しまして補助金の支出を行っておりますが、対象となるためには、まずは補助金交付要綱に定める要件を満たす必要があるものと受け止めているところであります。

次に、ちょこバスに、シニア割引等を導入することに対する提言につきましては、シニアの交通手段の充足に向けた一つの方法として、意見が述べられたものと認識をしているところであります。今回の社会教育委員会議の提言につきましては、今議員がおっしゃられました以外にも、様々提言がなされておりますが、各種事業等の実施に当たりましては、財源の裏づけが必要であり、併せまして今回の一般質問で、他の議員にも御答弁をさせていただきましたとおり、内容によっては既に実施、または検討を行っている施策、あるいはすぐに実施が困難といったような施策もあろうかと思っておりますので、今後改めて事業主管課と確認等が必要になるものと考えているところであります。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） ぜひ、検討していただきたいというふうに思います。

次に、補聴器補助制度創設しようよと、今議会への条例提出を準備しています。小さく産んで大きく育てようということで、予算組替え動議で提出した内容で、最高2万円の補助、65歳以上の住民税本人非課税の方を対象とします。コロナで外出や介護保険利用が控えられる中で、認知症が増えているとも指摘されていますが、難聴による社会性の喪失は、認知症の最大の要因の一つとされています。これ、ぜひ実施していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○地域包括ケア推進課長（石嶋洋平君） 補聴器の購入に対する補助制度につきましては、補聴器の購入に際し、専門医の診断とともに、購入後の調整を複数回実施する必要があるものと言われております。また、調整の手間や不快感から使用しなくなるケースも相当程度あると言われており、現時点ではその実施について具体的な検討はしてございません。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 今言われたような、そうした調整を窓口に、専門家に、週に1回だか、月に1回だか来てもらって、そういうこともやっているという自治体もあります。そういうことも含めて、制度は充実させていく必要があるというふうに思いますけれども、令和3年に中野区議会厚生委員会に出された資料では、補聴器補助の23区の令和2年度の実績が出ています。65歳以上の住民税本人非課税という、私たちの提案と同じような制度を持っているところを並べますと、人口12万5,000人の文京区で33人の実績、人口27万7,000人の墨田区で48人、人口28万5,000人の豊島区で72人、人口66万人の江戸川区で228人です。東大和市の人口で置き換えれば、20人から30人前後というところですよ。額でいうと60万円程度ということになります。まず始めていくということが必要だと思いますが、再度伺います。

○地域包括ケア推進課長（石嶋洋平君） 補聴器の購入補助につきましては、購入後の調整の手間や不快感などの理由により、使用しなくなるケースも相当程度あると言われておりますことから、現時点では、その効果を含めて慎重に研究していく必要があるものと考えます。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 効果があるものに発展させていくということが、私は必要なんじゃないかというふうに

思います。

次に、2番のほうに移ります。今、様々提案したとおり、現下の状況から見れば、市民サービスの拡充、負担軽減こそが求められていると思います。市は市民サービスの廃止・縮小に当たって、命を守る施策や真に必要な施策については守るんだと説明しています。しかし、令和3年度に廃止した高齢者と障害者の家具転倒防止器具取付事業についてはどうでしょうか。震災の際に命を守る施策です。御自分でなかなか取り付けられない高齢者世帯、障害者世帯に取り付けまでやってくれるという制度だと思います。廃止したのは、説明と違うのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

○障害福祉課長（大法 努君） 設置に当たりましては、委託業者に依頼をしておりましたが、近年は委託業者であっても、自宅への入室に抵抗を感じられるということで、この事業の利用を控えるという現状がございました。近年の利用者の少ない現状を鑑みて、またこのようなプライバシーを重視する方の増加ですとか、あるいは器具の購入場所の拡大というものを踏まえまして、高齢介護課とともに廃止をしたところでございます。以上でございます。

○6番（尾崎利一君） ちょっと説得力に欠けるというふうに私は思います。

令和3年度には、生活困窮世帯で、介護保険料減免の対象となった世帯について、利用料3%に減額する制度も廃止しました。行政が無料で措置していた介護サービスが、介護保険制度導入で有料となった。その際に導入したわけですが、期間がたって、ほとぼりが冷めたのでなくしてしまうという感じに受け止められます。家具転倒防止器具設置事業とこの介護保険利用料助成制度を合わせても、平成31年度実績額は僅か35万円です。35万円のために廃止したのでしょうか。復活するよう求めますが、いかがでしょうか。

○介護保険課長（里見拓美君） 介護保険利用者負担軽減事業につきましては、もともと平成12年4月に、介護保険法が施行される際、法施行の前からホームヘルプサービスの利用者に対する激変緩和の措置として、暫定措置であり、ここ数年、申請が減少していたことから廃止したものでございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 私の指摘を別の言葉で言い換えられてるというふうに、私には受け止められます。

次に、②のほうへ移りますけれども、市民説明会の資料では、市民サービスの廃止・縮小を検討する必要性について、第1に収入減と支出増のギャップを挙げています。15歳から64歳の生産年齢人口が、30年前は5万5,794人だったけれども、現在は5万1,230人に減少しており、30年後には3万8,809人に減少するというものです。この資料で、生産年齢人口に（労働力人口）と書かれていますが、この2つは全く違う概念だと思います。この記載は間違いではないのでしょうか、伺います。

○企画政策課長（荒井亮二君） 市民説明会の資料でございますが、こちらの生産年齢人口という言葉の後に、括弧書きで労働力人口というふうに併記してございます。こちらにつきましては、生産年齢人口という、聞きなれないという言葉と捉える場合もございますので、分かりやすくイメージしたということでございます。意味合いとしましては、働く世代の人口という意味合いで併記してございます。またこちらに関します説明につきましては、数値やグラフ等も使って御説明してございますが、その説明については一貫して生産年齢人口ということにつきまして御説明してございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 労働力人口というのは、15歳以上のうち、就業者と失業者を合計したものです。日本全国の数字では、30年前に6,502万人だったものが、21年には6,801万人に、約300万人増えています。ですから、

この市のグラフと全く違うという結果になります。東大和市での労働力人口の推移が分かるのであれば伺います。

○企画政策課長（荒井亮二君） 労働力人口の推移ということでございますが、労働力人口を調べます方法といたしましては、国が行っております調査が、定義の差が若干ございますが、2つございます。まず総務省が毎月、労働力調査ということで行っておりますが、こちらにつきましては市町村単位までの細かな調査となっていない模様でございます。もう一つ目でございますが、5年に一度実施されます国勢調査につきましても、この人口の労働力状態等を調査しているというふうになってございます。その数値につきましては、市町村単位で調査、集計されてございます。参考にその結果を申しますと、東大和市の労働力人口ということで、過去、例えば平成22年の国勢調査におきましては4万682人、続いて平成27年の国勢調査につきましては3万8,783人、そして直近の令和2年の国勢調査では3万8,361人となっております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 資料要求して、資料を頂きました。これは25年間分のものですけれども、市内の納税義務者数3万4,611人から4万2,430人に、22.6%増えています。給与所得者の納税義務者数も2万8,569人から3万2,824人に、14.9%増えています。市内でも減っていない、実際に働いてる人は減っていない、増えているというふうに、この資料では思いますけれども、いかがでしょうか。

○課税課長（星野宏徳君） 資料にありますとおり、東大和市における7月1日現在の年度ごとの納税義務者数の推移でございますが、平成23年度以降、増加傾向となっております。しかし、この納税義務者数の中には、働いていない年金所得者が含まれていたり、逆に非課税の範囲内で働いてる人については、含まれてない数値となっております。非課税者を含めた実際に働いてる人の推移につきましては把握しておりません。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 市の市民説明会での説明のグラフを見ると、現役世代がこれだけいると。高齢者世帯がこれだけいるということで、現役世代は減るけれども、高齢者世帯は増えると。とても支えていけないよというのが、まあ大まかに言った説明になっています。ですが、ここに本質があるんじゃないかなと私は思います。頂いた資料では、1997年に1人当たりの所得、382万4,044円だったのが、2021年度には320万5,708円に、61万8,000円、16.2%も減っています。1人当たり給与収入でも、551万6,423円から480万2,355円に、71万4,000円、12.9%減っています。これは実額の話ですから、実質賃金という点ではもっと大幅に減っているということになります。1%の富裕層の資産はどんどん増える一方で、現役世代であろうが、高齢者であろうが、全体として貧困化が進み、格差が異常なまでに拡大している。ここに本質があります。高齢者と現役世代の対立をおおるような論調に、東大和市がくみすべきではありません。本質は1%の富裕層と、99%の国民というところにあります。

コロナ禍の下でも富裕層は富み続け、99%の貧困は一層進んでいます。先進諸国にあって、1人日本だけが賃金が減り続けているというのは異常事態で、政治の責任です。まず第1に世間並みに賃金上がる国にすることです。日本経済の6割は個人消費が占めるわけですから、経済の健全な発展にとっても重要です。第2に税収という点では、応能負担の原則を取り戻すことです。アベノミクスの8年間で、消費税は2回値上げされ、実質賃金は22万円減少しましたが、大企業には40兆円の減税が振る舞われ、内部留保は130兆円増えました。大企業の実質税負担は10%で、中小企業の半分に過ぎない。個人課税では、所得が1億円を超えるとどんどん税負担が減少する。こういった不公平税制を正すことです。

日本共産党は、大企業の内部留保増加分に、5年間2%課税して10兆円を生み出し、これを中小企業支援に回して、最低賃金を速やかに時給1,500円に引き上げる提案を行っています。政治の失敗に対して、まともな解決策を講じることなく、市民サービスの切捨ての理由にするというのは、全く道理がないというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○企画政策課長（荒井亮二君） 今御質問いただきました点につきまして、国のほうの考えでございますが、高齢化が進む中で、まず消費税につきましては、社会保障費の財源ということでふさわしく、また企業の税制につきましては国際的な競争が激化する中において、他国の税水準との均衡ですとか、また国内に残って企業活動をしていただくと言ったような考えがあるというふうに捉えてございます。これらにつきましては、我々国民の代表でございます国会議員が、国会で審議の上、法律や予算として定め、実行してきたものでございます。国におきましては、国の役割として国民全体の幸福追求のため、また国家的な視点、そして国際的な視点から、様々な政策を講じているものと捉えてございます。このような国の役割と分担する形で、市といたしましては地域におけます行政を地方自治として担うものでございまして、市民の皆様のために市政運営が持続可能なものとなるように、努めているところでございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 国のことについて、ここで市と討論してもしようがないかもしれませんが、持続可能な市政運営ということですが、市民の暮らしの持続可能こそ求められているというふうに思います。市民説明会の資料では、生産年齢人口、あたかも労働力人口と同じであるかのように扱い、高齢者を支えられなくなると描いています。しかし、年少人口は計算に入れていません。説明資料のすぐ下で、学校の建て替え等で330億円もかかるから大変だって言っているにもかかわらず、この年少人口は計算に入れていない。これはどうということなのか伺います。

○企画政策課長（荒井亮二君） 今の御質問いただきました点でございますが、一般的に日本人というくくりでございますが、非常に勤勉で働き者、仕事熱心というふうな評価があるかと思えます。これまでの日本の経済成長を支えてきて、また都市のインフラを整え、また今の社会が築かれてきたのは、高齢者の皆様のこれまでの懸命な努力のたまものではないかというふうに考えてございます。こういった点からも、社会保障制度を今後も持続可能なものにしていくという必要があるというふうに考えてございます。市民の皆様、誰も年齢を重ねていくものというところで、皆様が自分のこととして捉える必要があるというふうに当然考えてございますが、当然年齢を重ねますと、医療ですとか、また介護、こういったものが必要になってくるのは必然というところでございます。現在の報道の発表を見ますと、年金ですとか医療、社会保障関係経費が、毎年毎年、過去最高額を更新しているという発表もございます。こうした中、市におきましては、シニアが活躍できるまちということで力を入れてるところでございますが、一方で生産年齢人口が減少していく中であっても、この社会保障制度を持続可能なものにしていく必要があると、支えていくためには、これらを、将来を見据えた取組が今後も必要というふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 次に、市民サービスの廃止・縮小の検討の必要性の2番目の理由として、今後の大きな財政負担があると。真っ先に出てくるのは、学校施設の長寿命化です。330億円が必要と書かれていますが、これ336億円だと思いますが、これまで何度か市議会議員に説明がありました。国や東京都からの財源措置は今のところ見込めないで、鋭意、財源確保に努めるということでした。今議会でも他の議員への答弁で、特

定財源の確保がままならないという趣旨の答弁があったと思います。こういうことでいいのか確認します。

○**建築課長（中橋 健君）** 特定財源の中には、国の負担金がございますが、その一つといたしまして、小・中学校を統合しようとするに伴う校舎等の建て替え、こちらに対する負担金がございますが、この負担金につきましては、整備資格面積が算定基準となるところでございます。これは統合する学校の児童・生徒数により、算出する必要面積と、建て替えようとする既存の学校の保有面積の差分が整備資格面積となるところでございます。児童・生徒数の増加によって、増加する面積が交付の対象となると認識してるところでございます。またそのほか、既存の校舎が危険であって、使用することが不相当と認められたときは、その面積が交付の対象となると認識してるところでございます。

以上です。

○**6番（尾崎利一君）** 今少し説明ありましたが、私、伺ったのは、これまで財源措置は、国や東京都からの財源措置はなかなか見込めないと、鋭意、財源確保に努めるというのが、これまでの説明だったんじゃないかということについての確認を求めています。

○**財政課長（鈴木俊也君）** 議員がおっしゃいますとおり、現在のところ見込める特定財源、なかなか探し切れてないところが現状でございます。何とか確保ができないかということで、国、東京都、またその他の特定財源の確保に努めてまいってるところでございます。

以上でございます。

○**6番（尾崎利一君）** まず、この問題で、日本共産党市議団の基本的見地を申し上げておきます。下水道施設や小・中学校などの公共施設の老朽化と更新という問題は全国的な課題です。国が財政措置も含めて責任を果たすべきです。地方財政法でも小・中学校の建物の建設や、重要な都市計画事業に要する経費などの一部または全部は国が負担し、地方自治体が負担する部分は、交付税措置するという立てつけになっています。国が果たすべき責任を、市民サービスの廃止・縮小や、公民館等の有料化、国保税値上げなどという負担増に転嫁することは全く道理がないということです。地方財政法のこの立てつけについて確認を求めます。

○**企画財政部長（神山 尚君）** 立てつけという点でお答えいたしますと、経費の一部を国が負担してるか否かによって、また立てつけが異なってくるという点が重要かと存じます。国が経費の一部を負担する場合は、基本的に議員の御指摘のとおりでございますが、これは例外的な取扱いというふうに考えてございます。地方財政法の第9条には、地方公共団体の事務を行うために要する経費については、当該地方公共団体が全額これを負担すると規定されております。これが原則だというふうに考えております。地方財政法には、この原則の例外の一つとして国が負担金を交付する場合を限定列挙しておりまして、その中に義務教育学校の建物の建築に要する経費という規定がございますが、これは先ほど教育部から御答弁ありましたように、危険な建物や資格面積と言いまして、生徒の増加等によって、増加する面積が基本的には交付の対象になるというふうに捉えております。したがいまして、今現時点では、なかなかこの学校の更新についての特定財源というのが、なかなかこう見つけづらい、見つけにくい状況になっておりますので、引き続き制度の詳細について、まず検討していきたいと思っております。

以上です。

○**6番（尾崎利一君）** 学校施設長寿命化計画によると、七小、五小、一中または五中、これは統合による建て替えとなっています。この建て替え、統合による建て替えについては、国の負担金の対象だと思いますが、その場合、自治体の負担はどのようになるのか伺います。

○建築課長（中橋 健君） 当市における学校の建て替え事業が、こちらが国の負担金の対象となるかにつきましては、現在のところ該当するのか把握しておりません。その可否につきましては、補助要綱等に基づき、さらに今後、精査する必要があると認識しておりますことから、現時点での特定財源はお示しすることができない状況と考えております。

以上です。

○議長（関田正民君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 4時48分 延会